

企画総務委員会

令和7年12月19日

1 陳情審査

(1) 繼続審査

- 送付7-31 旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情
- 送付7-32 文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体しないで活用するための陳情
- 送付7-38 旧永田町小学校校舎の解体中止および保存・活用を求める陳情書
- 送付7-39 永田町小学校解体を決定する前に、保存活用と解体を比較する調査を求める陳情
- 送付7-40 旧永田町小学校、幼稚園校舎の文化財価値に関する調査を求める陳情

2 報告事項

【地域振興部】

- (1) 令和8年経済センサス活動調査について 【資料】
- (2) 千代田区男女共同参画センターの開館時間変更について 【資料】
- (3) 千代田区スポーツ振興基本計画の素案について 【資料】
- (4) (仮称) 新九段生涯学習館基本構想について 【資料】

3 その他

企画総務委員会 送付 7-3-1

旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情

受付年月日 令和7年10月15日

陳情者 提出者 1名

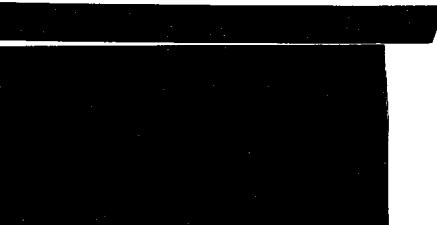
陳情書

令和 7 年 10 月 15 日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情

陳情者 氏名



この度、旧永田町小学校校舎（以下本校舎）が留保財産候補に選定され、解体等措置を講じると言及されました件につき、強く抗議申し上げます。

本校舎の位置する土地については、1949年に学校用地として東京都より無償譲り与いた経緯を考慮し、本校舎については、最大限現状を維持したリノベーション保存の上で、旧永田町小学校において主軸であった国際理解教育理念を継承する形での活用をいただきますよう陳情致します。

令和 7 年第 3 回千代田区議会定例会 9 月 25 日（速報版）にて、ふかみ議員より「老朽化した区有施設の大規模改修と暫定活用財産」について、千代田区の検討状況に対する質問がなされ、回答として財産管理担当部長より、「留保財産の候補地として、旧永田町小学校」が挙げられ、「老朽化等により活用が難しい建物については、今後、解体などの措置を講じた上で、土地については、将来の行政需要の備えとして活用していきたい」と記されております。

建物が現存し解体対象となる旧永田町小学校については、1993年の千代田区公共施設適正配置構想の実施による閉校後、2000年～2016年に渡り継続的に度々仮校舎等として利用されており、現状においても設備をリノベーションすることで、充分に行政財産として活用し得るものと提議申し上げます。

樋口区政におかれましては、千代田区を 100 年後も持続的に発展する都市モデルに位置づけ、旧耐震建築の長寿命化及びリノベーションを掲げておられます。1937 年の落成にて、まもなく築 90 年を迎える本校舎こそ千代田区の教育財産であり、スクラップアンドビルトではなく、既存建物を改修し長く使用していくストック利用すべきであります。更に、100 年時代の公共教育施設である学校建物のライフサイクルに鑑みた場合、現時点で解体した場合の環境負荷を可視化する作業を講じ、脱炭素化の都市設計に向けた検討をお願い致します。



また、本校舎は落成当時、校章の意匠ともなった国会議事堂（1936年竣工）と首相官邸と並び、永田町界隈の景観を形作っておりました。近年、2007年に策定の東京都景観計画に基づく永田町界隈の景観作りにあたっても、千代田区政におかれましては、この点ご考慮いただきたくお願い申し上げます。

本校舎と同時期に建てられた、渋谷区立広尾小学校（1932年竣工）や墨田区立言問小学校（1936年竣工）は、現役の近代学校建築として国登録有形文化財（建造物）に指定されています。本校舎も、ル・コルビュジエ等により提唱されたインターナショナルスタイルの鉄筋コンクリート造の水平性を強調した連窓や太い鉄骨柱を特徴とする、落成当時東洋一と謳われた学校建造物として国登録有形文化財への指定を答申し、千代田区の教育建造物遺産として保存いただきますよう、切に要望申し上げます。

旧永田町小学校は、戦後初の学校給食教育、NHK学校放送研究委嘱校を引き受けたテレビ放送教育、学校安全教育、国際理解教育、帰国子女教育、個性尊重教育など、校舎のみならず、ソフトの面でも常に学校教育のモデル校としての役割を担い続けてきた学校であり、文部省による帰国子女教育研究協力校の指定後は、千代田区帰国子女教育受入推進地区センター校として、約80か国からの外国人参観者を迎える、閉校時には在校生の約半数近くが帰国子女という規模がありました。

学校教育現場における国際化が問われる今こそ、如何に千代田区の教育が先進的であったかを継承する国際理解教育の拠点として本校舎をご活用いただきますよう、切に切にお願い申し上げます。

企画総務委員会 送付 7-3-2

文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体しないで活用するための陳情

受付年月日 令和7年10月15日

陳情者	提出者	2名
	署名者	21名（令和7年12月18日受付）
	計	23名

陳情書

令和 7 年 10 月 15 日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体しないで活用するための陳情

陳情者 氏名
[REDACTED]

共同陳情者 氏名
[REDACTED]

理由

令和 7 年第 3 回千代田区議会により、旧永田町小学校校舎が解体対象となっていることを知り、建築の専門家として意見を申し上げます。

旧永田町小学校（以降永田町小学校）は文化財価値、歴史的価値があり、千代田区の財産として今後も持ち続け活用していくことが可能な建物で、その解体は地球温暖化防止対策を推進する國の方針にも逆行するものです。宝物である千代田区の財産を解体して、大量の二酸化炭素を排出するような区民の損失となる道を選択しないように、議会での審議をお願いいたします。

永田町小学校校舎は、昭和 12 年、東京市の設計により、耐震、耐火、採光、換気、衛生に考慮し、先進的新教育の場として竣工した鉄筋コンクリート、一部鉄骨造、地下 1 階、地上 3 階建ての校舎です。大正 12 年の関東大震災により 117 校の木造校舎が被災しました。永田町小学校は幸いにも被災を免れました。東京では罹災した小学校を全て鉄筋コンクリート 3 階建ての同規格で建て替えを行い、罹災校舎の建て替えが終わった昭和 6 年からは、罹災しなかった木造校舎の建て替えに着手、永田町小学校はその仲間に入り同規格の校舎です。中でも他の小学校以上の設備を備えていたことが注目され、床暖房および温熱暖房のコンベクター設備が公立小学校では唯一敷設されました。竣工時から給食室が設けられ、永田町小学校が初めて実施というものが多くあります。体育館と講堂が別に設けられていたのは東京では 3 校だけで、2 階席ギャラリーや映写室を備えているのは永田町小学校が唯一です。

①文化財としての価値

関東大震災後に建て替えを行った東京の小学校は、170 校になります。昭和 13 年までの、16 年間にこれだけ質の高い小学校を建築したことは、世界にも見ることができない一大事業です。焼け野原になった東京の復興には何より、次の時代を担う子どもに掛けるという当時の施政者の



姿勢が見て取れます。その証となる校舎も現時点で、20校となりました。

昭和 11 年に建築された国會議事堂を屋上から間近に望む永田町小学校の校舎は地域からも期待されました。玄関から校庭に出た部分の「ピロティー」、曲線を活かしたバルコニー、音楽室の全面ガラス、体育館と講堂の縦長の大きな窓など、当時世界的な潮流であった「モダニズム建築」として、道路の高低差と不整形な敷地という特殊な条件を巧みに活かした設計は当時でも優れた建築といえ、造形の規範となっています。

②歴史的価値

永田町小学校は我が国でも特殊で特別な場所の小学校に毎日多くの児童が集まり散じて学校生活を送っていました。場所柄多くの国家元首や夫人も訪れ、日本的小学校の代表として見学されたことは、大きな記憶的価値があり、日本文化のメッセンジャーでもありました。卒業生たちはそれを誇りに思っていました。それは建物の歴史文化財価値に厚みを増すものです。

③今後の活用価値

千代田区は平成 10 年に耐震の精密診断を行い、コンクリートの強度及び、中性化は A ランクで健全なコンクリートだと評価しています。IS 値が現在の基準を下回る部分はあり、耐震補強を勧めるとしています。これは耐震補強のできる建物であるということを示し、危険で直ちに解体すべきと評価しているものではありません。（耐震診断の見解は別書類を参照）

永田町小学校校舎は、立地条件と文化財、歴史的な価値を活かし、貴重な施設として活用するアイデアは多数あります。おもちゃ美術館として活用されている旧四谷第四小学校（昭和 11 年）、京都では、まんがミュージアムになった旧龍池小学校（昭和 3 年～12 年）、高級ホテルに改修された旧清水小学校（昭和 8 年）の例もあります。

企画総務委員会 送付 7-3-8

旧永田町小学校校舎の解体中止および保存・活用を求める陳情書

受付年月日 令和7年11月14日

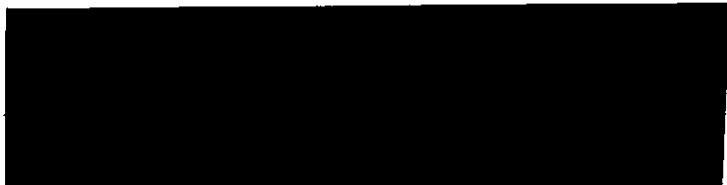
陳情者 提出者 1名

陳情書

令和7年（2025年）11月

14

千代田区議会議長 秋谷 こうき 様



【旧永田町小学校校舎の解体中止および保存・活用を求める陳情書】

私は、1986年から1993年まで兄弟と共に永田町内から永田町小学校に通学し、その後も27歳で独立するまで、町内でその校舎の存在を日々感じながら育ち、母校の存在に深い愛着を持っております。このたび、旧永田町小学校の校舎について、千代田区が「解体のうえ更地化する」方針を示していると伺い、歴史的・文化的・教育的価値を有する本校舎を保存・活用していただきたいとの強い思いから、陳情書を提出致します。

【陳情の理由】

1. 歴史的・建築的価値の高さ

旧永田町小学校は昭和12年に竣工した鉄筋コンクリート造校舎であり、関東大震災後の耐震・耐火構造規格に基づいて設計された近代教育建築です。また、東京大空襲を奇跡的に生き延びた貴重な戦前の学校建築として、極めて高い歴史的・建築的価値を有しています。

当時「日本一の施設、モデル校を」との理念のもと建設され、温水床暖房設備、講堂と体育館の分離構造、調理室・レントゲン室・プールを備えるなど、教育の理想を体現した画期的な校舎でした。

私の祖母（当時永田町在住）からは、1945年の大空襲の際、戦火の中で住民がプールの水を使って命懸けで永田町小学校を守り抜いた逸話を聞いております。校舎は炎の中を耐え抜き、地域住民の命を救った「町の象徴」でもありました。

令和7年10月に行われた有識者による耐震診断では、「補強を施せば十分保存可能」との結果が出ており、戦前の技術力と保存状態の良さを改めて証明しています。

2. 教育・文化面での先進性と地域への貢献

永田町小学校は、戦後の教育においても先駆的な取り組みを多く行い、健康指導や交通安全指導、放送教育の他、国際理解教育にも力を入れ、帰国子女や各国大使館の子女を受け入れ、多様な文化が息づく学び舎でした。校舎内には世界各国の記念品や絵画、彫刻が展示され、国際交流の拠点としても機能していました。



私が在籍していた当時も、多くの世界的著名人（レーガン大統領夫人、ノルウェー皇太子ご夫妻、マイケル・ジャクソンなど）の来校・視察があり、国際的にも注目される小学校でした。

このように、永田町小学校は「古き良きもの」と「先進的な教育」を融合したモデル校であり、閉校後の今なお教育の理想を体現する存在です。

3. 解体・更地化による損失の大きさ

「解体のみを行い、用途は未定」との方針には大きな疑念を抱いております。更地化は建物の記憶を完全に失わせる行為であり、文化的損失であると同時に、経済的にも非合理的です。建築費が高騰する今、現存建物を活かしたリノベーションの方が費用対効果の面でも優れています。教育に最適な空間を備えた校舎を活用し、学童・文化・子育て支援などの拠点として再利用することは、区民にとっても大きな利益をもたらします。

4. 地域と未来への貢献

私は現在も区内で子育てをしており、教育現場の現状に強い関心を持っております。不登校の増加など、現代教育が直面する課題に対して、地域が支える学びと交流の場が強く求められています。

旧永田町小学校は、立地・構造・採光・空間の広がり、いずれも子どもたちの心を育てるのに理想的な環境です。地域コミュニティ、学習支援、文化活動、子育て支援など、幅広く再活用できる可能性を秘めています。

【陳情事項】

1. 旧永田町小学校の解体計画を見直し、保存・再活用の方向での検討
2. 建物の保存活用に関して、地域住民・卒業生・専門家を含めた検討会の設置
3. 歴史的建造物としての文化的価値を再評価し、区民共有の財産として保全・発信

【結び】

旧永田町小学校の校舎は、教育・文化・歴史を象徴する千代田区の貴重な遺産です。一度、建物を取り壊してしまえば、その文化的・歴史的価値は二度と戻りません。

どうか、建物の理念を受け継ぎ、拙速な解体ではなく、未来の子どもたちのために、保存と活用の可能性を真摯にご検討くださいますよう、心よりお願い申し上げます。

企画総務委員会 送付 7-3-9

永田町小学校解体を決定する前に、保存活用と解体を比較する調査を求める陳情

受付年月日 令和7年11月14日

陳情者 提出者 1名

陳情書

令和 7 年 11 月 14 日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

【永田町小学校解体を決定する前に、保存活用と解体を比較する調査を求める陳情】

理由

令和 7 年 10 月 20 日に旧永田町小学校の解体が決まったことを前提に、記録保存の意見を求める意見募集が始まり、とても驚いています。

まだ区議会で解体の予算も通っておりませんから、決定事項というのは違和感を持ちました。またこれまでの議事録なども拝見しましたが、そこには昭和 12 年の関東大震災後にできた東京市の 170 校の鉄筋コンクリート三階建ての小学校校舎の 1 校であり、歴史と多くの方々が関わった価値ある小学校建築であることにも触れていません。

既存建物を耐震改修して新たな建物として生まれ変わらせるとはいまでは世界的にも多くの前例があり、国内でも京都市の番組小学校を保存活用する一貫した取組み等があります。地球温暖化防止の観点からエンボディットカーボン排出の比較は義務化されてきました。

千代田区は「ゼロカーボン推進技官」を環境省から迎え、CO₂排出を抑制する政策に取組んでいるものと承知しておりますが、旧永田町小学校校舎を解体することと改修して使い続けることのメリット、デメリットの比較がなされていません。

千代田区でその検討のための予算をとっていただくことを陳情いたします。

千代田区長の就任ご挨拶にも有りますように、東京ど真ん中の千代田区の方向性は多くの国民や地域行政が注目しているところでもあり、きちんとした精査・検討の手順を踏んで戴くことを、心からお願ひ致します。



過ごしやすい気温になりました

今号のピックアップは「平和使節団の報告」「千代田区虐待等防止強化期間」の2本立て。また、12面では11月15日(土)に開幕する東京2025デフリンピックの観戦について掲載しています。デフスポーツの魅力を直接感じられる貴重な機会です。ぜひ、ご覧ください。

小・中・高校生
による

平和使節団の報告



団員が多くの活動で得た
平和への思いを
ご報告します。
詳しくは10-11面を
ご覧ください。

11月23日 (日・祝) 本庁舎が全館停電します

本庁舎全体の電気工事を行うため、全館が完全停電します。

区役所1階の夜間・休日受付窓口は7時30分～19時(予定)の間、千代田会館10階(九段南1-6-17)に一時移転します。移転先の場所は地図のとおりです。

代表電話 03-3264-2111は通常どおりつながります。

と き 11月23日(日・祝)

8時～18時(予定)

※工事の進捗状況により、停電時間が延びる可能性あり

場 所 区役所本庁舎(九段南1-2-1)

問合せ 停電について=施設経営課施設経営係 03-5211-4159
夜間・休日受付窓口について=総務課総務係 03-5211-4134



災害関連情報の発信について

全館停電の間、防災行政無線と防災ラジオによる災害関連情報の発信はありません。災害発生時は、防災ポータル・アプリなどで発信します。

問合せ 災害対策・危機管理課 03-5211-4187



期間限定!
いつもとは違う橋をお楽しみください!

橋梁ライトアップの試験点灯を行います

と き 12月1日(月)～令和8年1月31日(土)16時30分～23時

場 所 お茶の水橋(神田駿河台2)、新三崎橋(飯田橋3)
問合せ 景観・都市計画課景観指導係 03-5211-3639



国民年金保険料

全額が社会保険料控除の対象です!

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者に送付されますので、大事に保管し、年末調整や確定申告に使用してください。

e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができます。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。なお、登録すると郵送されなくなります。詳しくは日本年金機構のHPまたは問合せ先へ。

問合せ ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004(ナビダイヤル) ※IP電話(番号050で始まる電話)の場合は、03-6630-2525へ([03]を省かない)

対象	送付方法	送付時期(予定)
①1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した方	電子	10月中旬～下旬にかけて順次
	郵送	10月下旬～11月上旬にかけて順次
②10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付した方※①の対象者を除く	電子	令和8年1月下旬
	郵送	令和8年2月上旬

納め忘れた国民年金保険料は
納付書がなくてもねんきんネットで納付できます!

■インターネットバンキングを利用している方

「ねんきんネット」からインターネットバンキングに、Pay-easy納付に必要な情報が連携されるので、納付書がなくてもPay-easy納付できます。

■インターネットバンキングを利用していない方

「ねんきんネット」上に表示される情報(収納機関番号、納付番号、確認番号)を金融機関などに設置されたPay-easy対応のATMに入力することで納付できます。詳しくは、日本年金機構のHPまたは問合せ先へ。

※前納など、当月分以降の保険料の納付は不可

※免除などが承認された期間の保険料は、追納申込が済んでいる場合でも納付不可

※その他一定の条件に該当した場合に納付できない場合あり

問合せ ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004(ナビダイヤル)

※IP電話(番号050で始まる電話)の場合は、03-6630-2525へ([03]を省かない)



Contents 一今号の主な内容一

2 こども誰でも通園制度の実施事業者を募集します 4・5 千代田区虐待等防止強化期間 10・11 平和使節団の報告

定額減税補助給付金の手続きはお早めに

二十歳のつどいは事前参加申し込みが必要です

と 場 対 し き 令和8年1月12日(月・祝)12時30分~15時
所 し ろ ホテルニューオータニ(紀尾井町4-1)
象 し ろ 平成17年4月2日~平成18年4月1日生まれの①区内在住者②区内在住以外で、区立の小・中学校、中等教育学校のいづれかを卒業した方
内 容 式典、講演、企画運営委員会が企画したアトラクション、食事の提供を伴うフリータイムなど
申込方法 11月17日(月)までに区ポータルサイトから、対象①の方は申込案内を個別送付
※記入内容は、区HPを参照
※申し込み多数の場合は対象②で申し込みのあった方から抽選
問合せ 生涯学習・スポーツ課管理係 ☎ 03-5211-3632



対象者には、8月下旬以降に順次通知を送付しています。区から書類の発送はなく、ご自身で申請いただく場合もあります。受付期限を過ぎると給付を受けられません。必ず期限内に手続きをしてください。

申請期限 10月31日(金)(消印有効)
問合せ コミュニティ総務課定額減税補助給付金担当
電話番号 ☎ 03-6272-1834-1
受付時間 (9時~17時)
問合せ ☎ 03-3265-1161

令和7年度こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)試行的事業の実施事業者を募集します

ご意見をお聞かせください

千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針(素案)

区では、公共施設の老朽化や今後予想される人口増加などに対応するため、将来の施設整備に向けた用地の計画的な確保が喫緊の課題となっています。特に、都心に位置する本区では、新たな土地の取得が極めて困難なことから、既存の区有財産の有効活用が重要です。

このような背景を踏まえ、将来の施設整備に備える資源として一定の条件を満たす未利用・暫定活用財産を新たに「留保財産」と定義し、その考え方を「千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針(素案)」として整理しました。

旧永田町小学校関係資料の取り扱い

旧永田町小学校は、閉校後、長年にわたり未利用または暫定的な活用が続いている。区では、将来の行政需要に的確に対応するため、より柔軟で有効な土地活用の可能性を広げることが重要と考え、校舎を解体することとしました。解体後の土地は引き継ぎ区が所有し、売却予定はありません。今後の活用方法は、行政課題や地域の状況を踏まえ、慎重に検討を進めています。校舎の解体に伴う記録や資料の取り扱いなどについて、地域の皆さんや関係者のご意見を伺い、今後の対応の参考にしたいと考えています。

いずれも

閲覧場所 区HP、区政情報コーナー(区役所2階)、出張所、問合せ窓口

提出方法 11月19日(水)(必着)郵送の場合は消印有効までに、住所、氏名、所属(区内在勤・在学者は勤務先・学校の名称、法人その他の団体は代表者の氏名、区内に事務所を有する方は事務所の名称)、ご意見を記入のうえ、HP、郵送、ファックス、Eメールまたは直接問合せ先へ

※口頭・電話での意見提出は不可

※意見は区の考え方とともに、区HPで公表

※意見や個人情報は当該案件の検討のみに使用

問合せ 施設経営課区有施設担当係 ☎ 03-5211-4160 FAX 03-3264-1466
✉ shisetsukeiei@city.chiyoda.lg.jp 〒102-8688九段南1-2-1



かがやき・プラザの浴室の利用を休止します

特別清掃作業のため、かがやき・プラザ高齢者活動センターの浴室の利用を休止します。他の施設はご利用いただけます。

とき 11月11日(火)終日

場所 かがやき・プラザ高齢者活動センター(九段南1-6-10)
問合せ かがやき・プラザ高齢者活動センター ☎ 03-3265-1161

「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」は、幼稚園や保育園に通っていない子ども(6ヶ月以上満3歳未満)が、保護者の就労の理由を問わず幼稚園・保育園などを月一定時間利用できる制度です。令和8年度の本格実施を見据え、試行的に行うための事業者を募集します。

応募条件 区内で次に掲げる施設を運営している法人など認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園・保育園などを月一定時間利用で、複数月の預かりを行なうものです。

選考方法 申請された内容を区に提出して下さい。

選考期間 10月20日(月)~27日(月)

選考結果 申請された内容を区に提出して下さい。

企画総務委員会 送付 7-40

旧永田町小学校、幼稚園校舎の文化財価値に関する調査を求める陳情

受付年月日 令和7年11月14日

陳情者 提出者 1名

令和7年11月14日

千代田区議会議長 秋谷こうき様



陳情書

【旧永田町小学校、幼稚園校舎の文化財価値に関する調査を求める陳情】

理由

令和7年10月20日に旧永田町小学校の解体が決まったことを前提に、千代田区では記録保存の意見を求める意見募集が始まり、令和7年10月23日付朝日新聞東京版朝刊に「旧永田町小学校ようやく解体」という記事が掲載されました。そこでは建物の文化財価値については全く触れていません。また東京新聞では「震災復興の学び舎残して」という記事が掲載され、建築歴史の専門家が「復興小、改築小とつないできた流れの到達点と言える」とその価値を高く評価しています。千代田区担当者は文化財価値がないと判断した理由として、「文化財指定されていないから」と答弁しています。

そもそも文化財とはどのような種類があり、どのような機関がどのような経緯で指定するものなのかを明確に整理してください。

文化財保護法によると、政府及び地方公共団体の任務として、「第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」としています。

また、国民、所有者等の心構としては、「第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」ともしています。旧永田町小学校に文化財価値があるとしたら、千代田区は文化財を扱う「地方公共団体」であり、「所有者」でもあり、この両方の当事者として、法律の趣旨を実施する義務があります。

関東大震災後の復興事業とその後の小学校建築で生まれた東京市の戦前の鉄筋コンクリート小学校170校のうち、一部の保存を含み現存する校舎は21校で、そのうち講堂まですべてが残っている校舎は9校です。その中でも旧永田町小学校は体育館と講堂を備えた戦前最後の集大成と受け言えます。



全国の小学校建築に目を向けてみると永田町小学校と同時期に建築された木造小学校校舎、「和歌山県橋本市立高野口小学校」「兵庫県西脇市立西脇小学校」が現役の小学校として、国の重要文化財に指定されています。これらの校舎と旧永田町小学校の校舎を比較して、文化財価値に遜色があるのでしょうか？調査してください。

2025年11月7日の区議会企画総務委員会でも委員の全員が文化財価値がないのか、活用の方法はないのかなどの質問や意見がありました。議事者は「このままで使うと耐震上危険だが、耐震補強を行えば活用は可能」と答弁しました。

文化財価値がないのか、文化財指定の可能性がないのか、文化財の専門機関、研究者の専門機関に意見を聞いて、区民に報告して下さいますようお願いします。

過ごしやすい気温になりました

今号のピックアップは「平和使節団の報告」「千代田区虐待等防止強化期間」の2本立て。また、12面では11月15日(土)に開幕する東京2025デフリンピックの観戦について掲載しています。デフスポーツの魅力を感じられる貴重な機会です。ぜひ、ご覧ください。

小・中・高校生
による

平和使節団の報告



団員が多くの活動で得た
平和への思いを
ご報告します。
詳しくは10-11面を
ご覧ください。

11月23日 (日・祝) 本庁舎が全館停電します

本庁舎全体の電気工事を行うため、全館が完全停電します。

区役所1階の夜間・休日受付窓口は7時30分～19時(予定)の間、千代田会館10階(九段南1-6-17)に一時移転します。移転先の場所は地図のとおりです。

代表電話 03-3264-2111は
通常どおりつながります。

とき 11月23日(日・祝)

8時～18時(予定)

※工事の進捗状況に
より、停電時間が
延びる可能性あり

場所 区役所本庁舎(九段南
1-2-1)

問合せ 停電について=施設経営課施設経営係 03-5211-4159
夜間・休日受付窓口について=総務課総務係 03-5211-4134



災害関連情報の発信について

全館停電の間、防災行政無線と防災ラジオによる災害関連情報の発信はありません。災害発生時は、防災ポータル・アプリなどで発信します。

問合せ 災害対策・危機管理課
03-5211-4187



期間限定!
いつもとは違う橋をお楽しみください!

橋梁ライトアップの試験点灯を行います

とき 12月1日(月)～令和8年1月31日(土)16時30分
～23時

場所 お茶の水橋(神田駿河台2)、新三崎橋(飯田橋3)
問合せ 景観・都市計画課景観指導係 03-5211-3639



国民年金保険料

全額が社会保険料控除の対象です!

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者に送付されますので、大事に保管し、年末調整や確定申告に使用してください。

e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができます。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。なお、登録すると郵送されなくなります。詳しくは日本年金機構のHPまたは問合せ先へ。

問合せ ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004(ナビダイヤル) ※IP電話(番号050で始まる電話)の場合は、03-6630-2525へ([03]を省かない)

対象	送付方法	送付時期(予定)
①1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した方	電子	10月中旬～下旬にかけて順次
	郵送	10月下旬～11月上旬にかけて順次
②10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付した方※①の対象者を除く	電子	令和8年1月下旬
	郵送	令和8年2月上旬

納め忘れた国民年金保険料は
納付書がなくてもねんきんネットで納付できます!

■インターネットバンキングを利用している方

「ねんきんネット」からインターネットバンキングに、Pay-eazy納付に必要な情報が連携されるので、納付書がなくてもPay-eazy納付できます。

■インターネットバンキングを利用していない方

「ねんきんネット」上に表示される情報(収納機関番号、納付番号、確認番号)を金融機関などに設置されたPay-eazy対応のATMに入力することで納付できます。詳しくは、日本年金機構のHPまたは問合せ先へ。

※前納など、当月分以降の保険料の納付は不可

※免除などが承認された期間の保険料は、追納申込が済んでいる場合でも納付不可

※その他一定の条件に該当した場合に納付できない場合あり

問合せ ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004(ナビダイヤル)
※IP電話(番号050で始まる電話)の場合は、03-6630-2525へ([03]を省かない)



▲日本年金
機構HP

Contents 一今号の主な内容一

2 こども誰でも通園制度の実施事業者を募集します 4・5 千代田区虐待等防止強化期間 10・11 平和使節団の報告

二十歳のつどいは 事前参加申し込みが必要です

対象者には、8月下旬以降に順次通知を送付しています。区から書類の発送はなく、ご自身で申請いただく場合もあります。受け取った場合は、必ず期限内に手続きをしてください。

申請期限 10月31日(金)(消印有効)

問合せ コミュニティ総務課定額減税補助金担当 ☎ 03-6272-83341 (9時～17時)

と場対象 令和8年1月12日(月・祝)12時30分～15時
ホテルニューオータニ(紀尾井町4-1)
平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの①区内在住者②区内在住以外で、区立の小・中学校、中等教育学校のいづれかを卒業した方

内容 式典、講演、企画運営委員会が企画したアトラクション、食事の提供を伴うフリータイムなど
11月17日(月)までに区ボータルサイトから。
対象①の方は申込案内を個別送付
※記入内容は、区HPを参照
※申し込み多数の場合は対象②で申し込みのあった方から抽選

申込方法 生涯学習・スポーツ課管係 ☎ 03-5211-3632

問合せ 生涯学習・スポーツ課管係 ☎ 03-5211-3632

定額減税補助給付金の手続きは お早めに

対象者には、8月下旬以降に順次通知を送付しています。区から書類の発送はなく、ご自身で申請いただく場合もあります。受け取った場合は、必ず期限内に手続きをしてください。

申請期限 10月31日(金)(消印有効)

問合せ コミュニティ総務課定額減税補助金担当 ☎ 03-6272-83341 (9時～17時)

ご意見をお聞かせください

千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針(素案)

区では、公共施設の老朽化や今後予想される人口増加などに対応するため、将来の施設整備に向けた用地の計画的な確保が喫緊の課題となっています。特に、都心に位置する本区では、新たな土地の取得が極めて困難なことから、既存の区有財産の有効活用が重要です。

このような背景を踏まえ、将来の施設整備に備える資源として一定の条件を満たす未利用・暫定活用財産を新たに「留保財産」と定義し、その考え方を「千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針(素案)」として整理しました。

旧永田町小学校関係資料の取り扱い

旧永田町小学校は、閉校後、長年にわたり未利用または暫定的な活用が続いている。区では、将来の行政需要に的確に対応するため、より柔軟で有効な土地活用の可能性を広げることが重要と考え、校舎を解体することとしました。解体後の土地は引き続き区が所有し、売却予定はありません。今後の活用方法は、行政課題や地域の状況を踏まえ、慎重に検討を進めています。校舎の解体に伴う記録や資料の取り扱いなどについて、地域の皆さんや関係者のご意見を伺い、今後の対応の参考にしたいと考えています。

提出方法 11月19日(水)(必着)郵送の場合は消印有効までに、住所、氏名、所属(区内在勤・在学者は勤務先・学校の名称、法人その他の団体は代表者の氏名、区内に事務所を有する方は事務所の名称)、ご意見を記入のうえ、HP、郵送、ファックス、Eメールまたは直接問合せ先へ
※口頭・電話での意見提出は不可
※意見は区の考え方とともに、区HPで公表
※意見や個人情報は当該案件の検討のみに使用

問合せ 施設経営課区有施設担当 ☎ 03-5211-4160 FAX 03-3264-1466
✉ shisetsukeiei@city.chiyoda.lg.jp 〒102-8688九段南1-2-1

令和7年度「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」 試行的事業の実施事業者を募集します

「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」は、幼稚園や保育園に通っていない子ども(6ヶ月以上満3歳未満児)が、保護者の就労の理由を問わず幼稚園・保育園などを月一定時間(10時間)利用できる制度です。令和8年度の本格実施を見据え、試行的に行うための事業者を募集します。

なお利用方法は、原則、定期利用で、複数月の預かりを行います。

募集方法 申請された内容を区
期間 10月20日(月)～27日
問合せ 子育て推進課子育て推進係 ☎ 03-5211-3653

施設 申請された内容を区
期間 10月20日(月)～27日
問合せ 子育て推進課子育て推進係 ☎ 03-5211-3653

登録 申請された内容を区
期間 10月20日(月)～27日
問合せ 子育て推進課子育て推進係 ☎ 03-5211-3653

太陽光パネル・蓄電池

みんなが集まるからおトク 安心・便利な共同購入で、環境に、家計にやさしい暮らし

太陽光パネルの設置が「電気代の大幅な節約」につながることをご存じですか。都では、みんなで安心・おトクに購入できる、太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業を開始しています。まずは、無料参加登録で設置費用をご確認ください。

申込期限 10月22日(水)～令和8年1月31日(土)

問合せ (都)みんなのおうちに太陽光事務局 ☎ 0120-723-100(10時～18時)

**登録は3分!
わかる範囲でOK!**

参加登録から設置までの流れ

- 無料の参加登録
- 事前見積り
- 調査申込み
- 最終見積り
- ご契約/施工

みんなのおうちに太陽光

自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく!

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため「自動車税種別割減免の更新手続きについて」を記入して10月31日(金)までお送りしています。減免の継続に必要手続きですので、「減免更新申立書」に必要事項を記入して10月31日(金)までお送りして下さい。

問合せ (都)自動車税課 ☎ 03-3525-4066 (平日9時～17時)

この下は広告スペースです。内容は広告主にお問い合わせください

区民の皆さんに無料公開「公益目的支出計画事業の講演会」のお知らせ

「がん治療と放射線等の情勢
～正しく理解し有効に治療するために～」

開催日時：2025年11月13日(木)15:00～16:00 受付開始14:40
開催場所：東京会館(必ず事前にお申し込みください)
募集人数：定員10名(先着順・事前にお申込みください)
申込方法：11/13講演会参加希望と申込みは「住所/氏名/年齢/職業/電話番号」をご記入の上、開催2日前必着でお送りください。折り返し連絡を差し上げます。(お申込みの無い方は入場不可) / [主催] 一般社団法人電気俱楽部 <http://www.denki-club.or.jp/>

東京大学大学院医学系研究科 総合放射線診療学講座 特任教授
中川 恵一 氏

相談は無料です
相談登記のご説明は司法書士へどうぞ！

司法書士による
無料法律相談

運営：東京司法書士会千代田支部 会場：神保町区民館 2階洋室A
日時：11月20日(木) 12月18日(木) 18時～20時
予約受付メール：soudan@chiyodashibu.com
予約受付ダイヤル：080-3574-2525 (受付時間：平日13:00～17:00)
※電話が繋がらない場合は、時間空けて改めてお掛け直しください。
電話・メール共に開業日2日前まで受付ます。

☆広報千代田では有料広告の掲載を募集しています。広告掲載希望は広報広聴課へ。☎ 03-5211-4175 ☆

令和8年経済センサス活動調査について

1 調査目的

事業所及び企業の経済活動を、全国的及び地域別に明らかにするとともに、各統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施する。

2 調査基準日

令和8年6月1日

3 調査期間(予定)

令和8年5月中旬から6月下旬

4 調査対象事業所

区内の調査員調査対象事業所 約 34,000 件(612 調査区)

5 調査事項

- ・事業所の名称、所在地、経営組織、従業者数、売上高、主な事業内容など
- ・その他産業ごとの特性事項

6 調査方法

調査員が対象事業所に調査票を配布し、事業者はオンライン又は郵送により回答

7 調査員

約 300 名(うち町会からの推薦は約 200 名を想定)

8 周知方法

広報千代田、区ホームページ及び区内掲示板へ情報の掲載・掲出

千代田区男女共同参画センターの開館時間変更について

1 趣旨

令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）が施行されたほか、令和7年6月には独立行政法人男女共同参画機構法案等が成立し、地方自治体の男女共同参画センターの機能強化が求められるなど、ジェンダー平等を取り巻く環境は刻々と変化している。

本区においては、千代田区男女共同参画センターを設置し、以前よりジェンダー平等に向けた取組を推進しているが、事業の見直しや効率化を継続的に進め、新しい課題にも迅速かつ適切に対応していくことが求められている。

特に、地域ニーズの把握や若い世代へのアプローチは喫緊の課題であり、そのためには区内学校や関係機関等と顔の見える関係づくりを進めていくことが重要となる。

今後は、主に昼間に活動する区内学校や関係機関等に対し、昼間の事業を積極的に実施するため、夜間の開館時間を短縮し、地域の課題解決に向けた取組を強化していく。

2 開館時間変更（案）

（現行）月曜日～金曜日：午前9時から午後9時まで

（変更）月曜日～金曜日：午前9時から午後8時まで

※土曜日の開館時間は変更なし（午前9時から午後5時まで）

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年1月以降 広報千代田、区ホームページ、館内掲示等で区民に案内

令和8年4月1日 千代田区男女共同参画センターの開館時間を変更

【参考】男女共同参画センターの夜間利用状況（調査期間：令和7年8月～11月）

単位：人

月別	男女共同参画センター 1日当たりの平均利用者数				
	交流サロン（※）		ミーティングルーム		図書貸出
	20時時点	21時前時点	20時時点	21時前時点	20時～21時
8月	1. 94	1. 35	0. 59	0	0. 44
9月	3. 09	2. 73	0. 45	0	0
10月	2. 35	0. 55	0. 55	0. 20	0. 14
11月	3. 22	1. 50	0. 66	0. 16	0
平均	2. 65	1. 53	0. 56	0. 09	0. 15

※交流サロン平均利用者の利用目的は、「学生等による自主学習」が多数

→20時から21時までの間、利用者の大幅な増加は見られず、開館時間変更の影響は軽微

千代田区スポーツ振興基本計画の素案について

1 計画策定の趣旨

現行計画の期間終了を受け、これまでの取組の進捗を踏まえるとともに、スポーツを取り巻く環境の変化や課題に対応するため、本区のスポーツ施策の方針を示す次期計画を策定する。

2 検討経過及び今後のスケジュール

令和6年12月	区民アンケート	対象:18歳以上の区民2,000人、回答率42.1%
令和7年1~3月	団体ヒアリング	対象:区内37スポーツ団体
令和7年6月23日	第1回策定委員会	(1)策定趣旨、スケジュール (2)現行計画の進捗状況等
令和7年9月8日	第2回策定委員会	(1)現状と課題 (2)基本理念と基本目標等
令和7年10月5日	アイディアボード	対象:子ども300名
令和7年11月17日	第3回策定委員会	(1)前回委員会の意見と対応案 (2)計画素案等
令和8年1月5日~19日	パブリックコメント	
令和8年3月	改定計画策定	

3 主な内容

(1)「スポーツ」の考え方について

現行計画の定義を継承し、スポーツの範囲はルールに基づいて勝敗や記録を競うものから、日常生活の中の身体を動かす行為まで幅広く捉えて、地域のスポーツ振興のための施策を展開する。

(2)基本理念について

「スポーツで輝き、つながる人と未来 希望の都心 ちよだ」

誰もが自分らしい関わり方でスポーツを楽しむことで人生が輝き、地域に根付いたスポーツ活動を本区のスポーツ・レガシーとして次世代へ継承する。これにより地域に新たな交流が生まれ、スポーツを通じたまちづくりを実現する。

(3)基本目標について

現行計画の「誰もが気軽にスポーツをする」という考え方を引き継ぎつつ、スポーツの楽しみ方を「スポーツをする」だけでなく多様な関わり方へ広げることで、「スポーツを知る(魅力を伝える)」「スポーツをみる(応援する)」「スポーツをする」「スポーツを支える」「スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる」の5つの基本目標を定める。

千代田区スポーツ振興基本計画(素案)の施策体系・成果目標

地域振興部 資料3-2
令和7年12月19日

■施策体系

基本理念	基本目標	施策	取組名	5年後の姿	成果目標	基準	目標
スポーツで輝き、つながる人と未来希望の都心 ちよだ	1 スポーツを知る (魅力を伝える)	1.1 スポーツの魅力・情報の発信	① スポーツの大会、講習会等に関するガイドブックの発行 ② スポーツ・レクリエーション活動に関する情報紙の発行 ③ 誰にでも届く情報発信手段の活用【拡充】	スポーツの魅力が伝わっている	スポーツを大切と感じる区民の増加	69.6% (R6)	75% (R12)
		1.2 誰もが参加できるスポーツの体験機会	④ パラスポーツ、eスポーツ、ニュースポーツを体験できる機会の提供【拡充】 ⑤ マルチスポーツの普及に向けた体験会の実施				
	2 スポーツを見る (応援する)	2.1 スポーツイベントの観戦機会の充実	⑥ スポーツイベントの観戦機会の提供【拡充】	スポーツを見たり、応援したりする楽しみ方が広がっている	スポーツを観戦する区民の増加	80.6% (R6)	85% (R12)
		2.2 高齢者や障害者の観戦を支援	⑦ スポーツイベントでの専用の観覧席等の設置【拡充】				
	3 スポーツをする	3.1 子どもの運動量の十分な確保、スポーツを通じた人間形成	⑧ 幼児・児童・生徒のための教室の実施【拡充】 ⑨ 子どもの居場所づくりへの支援 ⑩ 児童センター・児童館でのスポーツ活動の実施 ⑪ 子どもの遊び場の確保	スポーツの習慣化が広がっている	スポーツ実施率の向上(18歳以上)	68.4% (R6)	70% (R12)
		3.2 すべての世代のスポーツ習慣の定着を支援	⑫ スポーツ教室・週間プログラムの実施【拡充】 ⑬ スポーツ開放の実施 ⑭ スポーツ施設の区民利用の促進 ⑮ 講座・講習会バウチャー制度の実施				
		3.3 障害者のスポーツの推進	⑯ 日曜青年教室の実施 ⑰ レクリエーション機会の提供 ⑱ 障害児のためのスポーツ教室【新規】				
		3.4 高齢者のスポーツの推進	⑲ 高齢者のための運動プログラムの実施 ⑳ 生活機能低下防止事業の実施 ㉑ 高齢者活動センターでのスポーツ活動の実施				
		3.5 地域のスポーツイベントの充実	㉒ 幅広い区民が参加できるスポーツイベントの開催【拡充】 ㉓ スポーツを気軽に楽しめる講習会の充実 ㉔ スポーツ大会を活用した地域の活性化 ㉕ コミュニティスクール主催のスポーツイベントへの支援				
	4 スポーツを支える	4.1 地域のスポーツ団体への支援	㉖ スポーツ団体への補助【拡充】 ㉗ 少年少女スポーツ団体への支援 ㉘ スポーツ団体との連携強化【新規】	スポーツを支える取組が広がっている	スポーツを支える活動をする区民の増加	11.8% (R6)	15% (R12)
4.2 地域のスポーツクラブ、サークルへの支援		㉙ 総合型地域スポーツクラブへの支援 ㉚ コミュニティスクール運営委員会への支援					
4.3 指導者・パラスポーツを支える人材の確保・育成		㉛ スポーツ推進委員の育成・支援 ㉜ 健康づくり推進員の活動 ㉝ スポーツ指導者人材バンク制度の運用 ㉞ スポーツセンターの指導員の設置 ㉟ 区立中学校の部活動の推進					
4.4 地域のスポーツ・レガシーの継承		㉟ 地域のスポーツ資源を生かした取組みの推進 ㉞ 地域スポーツの記録、発信の取組み【新規】					
5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる	5.1 デジタル技術を活用したスポーツ・パラスポーツの推進	㉟ デジタル技術の活用【拡充】 ㉞ 多世代参加型のeスポーツの体験イベントの開催	区内に質の高いスポーツ環境が整っている	区内のスポーツ環境に満足していると回答する区民の増加 (R8調査)	5%増 (R12)		
	5.2 スポーツを身近でできる場・機会の確保	㉟ 公園・広場におけるスポーツ機能の確保と地域資源の活用【拡充】 ㉞ 区立施設の地域への開放					
	5.3 区立スポーツ施設の整備及び管理運営	㉟ 新スポーツセンターの整備【拡充】 ㉞ 区立スポーツ施設の管理運営					
	5.4 安全で公正なスポーツ環境の整備と意識啓発の推進	㉟ スポーツにおける熱中症対策等の推進【新規】 ㉞ スポーツ・インテグリティ強化のための取組み【新規】					

【参考】

第3期 千代田区スポーツ振興基本計画

令和8年度～令和12年度
(素案)

■本案について

1. 本案は、計画に記載する内容(項目、文章)を検討するためのものです。
2. 内容以外のレイアウト、色、飾り(線・網掛、マーク、イラスト)は、すべて仮です。

令和8年3月

千代田区

区長あいさつ

(掲載予定)

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 本計画における「スポーツ」の考え方	4
3 計画の位置付け	6
(1)法律上の位置付け	6
(2)区政における位置付け	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	8
第2章 スポーツに関する現状と課題	11
1 スポーツを取り巻く動向	12
(1)社会の変化	12
(2)国の動向	13
(3)東京都の動向	14
2 本区の現状と課題	15
(1)本区の状況	15
(2)取組みの進捗と区民等の意向を踏まえた課題	22
第3章 計画の方向性	33
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 施策体系	36
4 成果目標	37
第4章 スポーツ施策の推進	39
基本目標1 スポーツを知る(魅力を伝える)	40
基本目標2 スポーツをみる(応援する)	42
基本目標3 スポーツをする	44
基本目標4 スポーツを支える	49
基本目標5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる	53
第5章 計画の推進	57
1 計画の推進体制	58
2 計画の進行管理	59

資料編	61
1 千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会	62
2 計画策定の経過	65
3 区内スポーツ関連施設一覧	66
4 用語解説	69
5 区民アンケート	70
6 子どもアイデアボード	74

◇「パラスポーツ」の表記について

- 本計画書では、パラスポーツを障害者のスポーツという従来の捉え方ではなく、障害者と健常者という垣根がなく、誰もが一緒に楽しめる「スポーツの一形態」と捉えます。この考え方に基づき、本計画では従来は「障害者スポーツ」と表記していたものをすべて「パラスポーツ」と表記しています。

◇「*」を付けている用語は、資料編に用語解説を掲載しています。（「*」は初出ページのみ）

第1章 計画の基本的な考え方

音声コード位置

1 計画策定の趣旨

▶これまでの計画の経緯

千代田区(以下「本区」という。)では、平成20年3月にスポーツ振興に関する第1期計画となる「千代田区スポーツ振興基本計画」を策定しました。

平成25年6月に第1期計画の中間改定を行ったのち、令和3年10月には第2期計画を策定し、第1期計画及び第2期計画に基づき区全体のスポーツ振興を進めてきました。

▶スポーツを取り巻く環境

我が国では平均寿命とともに健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(健康寿命)も延びており、スポーツを通じた健康増進への期待はますます高まっています。

令和3年に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 オリパラ」という。)、令和7年には東京 2025 世界陸上競技選手権大会(以下「東京 2025 世界陸上」という。)が開催され、多くの人が観戦や応援したり、大会にボランティアで参加したり、スポーツを「楽しむ」気運が高まっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行拡大(以下「コロナ禍」という。)はスポーツにも大きな影響をもたらし、特に子どもの体力・運動能力がコロナ禍前に戻っていない状況です。また、地球規模での気候変動の影響による夏の気温上昇が全国的に顕著であり、屋内外の活動における熱中症対策の強化が求められています。

▶スポーツ行政の動向

国はスポーツ基本法(平成23年制定)に基づく第3期「スポーツ基本計画」(令和4年度～令和8年度)を進めています。

東京都は東京2020オリパラのレガシーを生かすために新たな「東京都スポーツ推進総合計画」(令和7年度～令和12年度)を策定しました。これらの計画ではスポーツが一人ひとりのウェルビーイング(次ページのコラム参照)につながることを視野に入れています。

▶新たな計画策定の目的

本区は、区の行政計画の最上位に位置付けられる理念である「千代田区第4次基本構想」(令和5年3月策定)において、スポーツ分野における人々の暮らしのめざすべき姿として「生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。」を掲げています。

このめざすべき姿の実現に向けたスポーツ分野の個別計画として、第2期計画の期間満了を受けた「第3期千代田区スポーツ振興基本計画」(以下「本計画」という。)を新たに策定します。

本計画はこれまでの取組みの進捗を踏まえ、スポーツを取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するスポーツ施策の方針を示すものです。

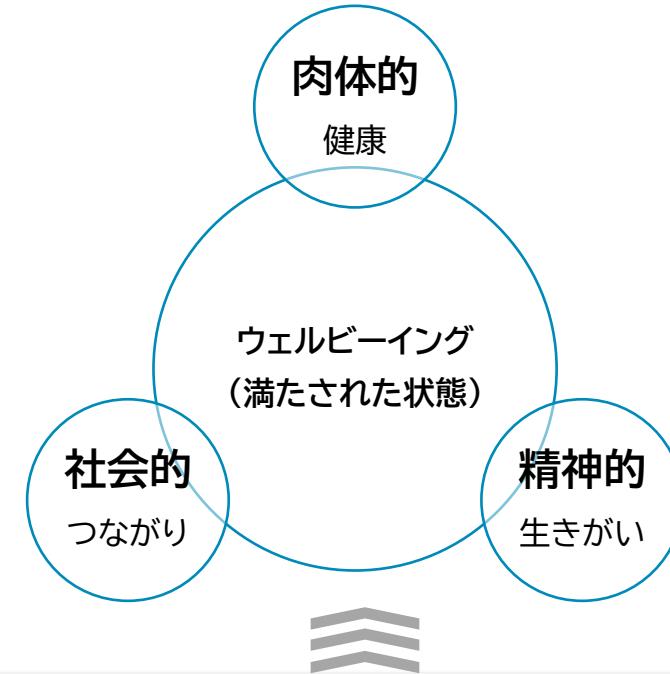
本計画の推進にあたっては、区民、関係団体、事業者等、スポーツの実施主体となる多くの個人・団体との連携と協働を図り、区全体のスポーツ振興を着実に進めるこをを目指します。



コラム／ウェルビーイング

- 世界保健機関(WHO)憲章の「健康の定義」において「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(Well-being)にあること」(日本WHO協会訳)として使われた概念です。(右図:イメージ)
- 国の第3期「スポーツ基本計画」(令和4年3月策定)ではスポーツの捉え方について、『「する」「みる」「ささえる」を通じて、スポーツに「自発的」に参画し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being(ウェルビーイング)」の考え方にもつながるものである。』としています。
- 「千代田区第4次基本構想」(令和5年3月策定)は、千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々が活躍し、住み続けられるまちを目指し、区民一人ひとりのWell-being(ウェルビーイング)につなげることを目指しています。

Well-being(ウェルビーイング)イメージ図



基本計画で取り扱う「スポーツ」

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「**自発的**」参画を通して、人々が感じる「**楽しさ**」や「**喜び**」に本質を持つもの(「Well-being」の考え方にもつながる)

する みる ささえる

地域社会の再生 健康長寿社会の実現 国民経済の発展 など

出典:国の第3期「スポーツ基本計画」／スポーツの捉え方

2 本計画における「スポーツ」の考え方

本計画におけるスポーツの定義は下記のとおりです。この定義は東京都スポーツ推進総合計画と概ね同様です。

▼スポーツの定義

スポーツ基本法(平成23年6月制定)

心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために、個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動

東京都スポーツ推進総合計画(令和7年3月策定)

ルールに基づいて勝敗や記録を競う活動だけでなく、余暇や仕事の時間を問わず健康を目的とする身体活動や、遊びや楽しみを目的とした身体活動(相応のエネルギー消費を伴うもの)まで、幅広く捉えていく

第3期千代田区スポーツ振興基本計画

ルールに基づいて勝敗や記録を競うものから、健康を目的に行われる運動、更には遊びや楽しみを目的とした身体活動、日常生活の中の身体を動かす行為まで、そのすべてを幅広く含むもの

(第2期計画から継続する定義)

▼主なスポーツの種類



出典:東京都スポーツ推進総合計画(令和7年3月策定)

本計画におけるさまざまなスポーツの概念

地域(生涯)スポーツ

活動例／健康の保持・増進
ウォーキング、ジョギング
登山・ハイキング
体幹・筋力トレーニング 等

写真／イラスト

活動例／気晴らし・楽しみ
社交ダンス
ボウリング
子どもとの外遊び
ペットの散歩 等

活動例／美容・スタイル維持
ヨガ
ストレッチ
エクササイズ 等

写真／イラスト

競技スポーツ

活動例
野球
サッカー
陸上競技
水泳 等

写真／イラスト

ニュースポーツ※

活動例
ドッヂビー
モルック 等

パラスポーツ

活動例
ボッチャ
車いすバスケットボール
ゴールボール
ブラインドサッカー等

写真／イラスト

マルチスポーツ※

複数のスポーツを同時期に行う活動例
野球とサッカー
陸上競技とバレーボール 等

アーバンスポーツ※

活動例
スケートボード
ブレイキン(ブレイクダンス)
ダブルダッチ
パルクール 等

頭脳スポーツ

活動例
eスポーツ
健康麻雀 等



コラム／本区で取組むeスポーツ

eスポーツは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指します。
本区では、eスポーツが持つ年齢、性別、障害の有無、場所等の制約を超えて誰もが一緒に参加できる「共生社会実現のためのスポーツ」と捉え、人々の交流促進や心身の健康増進を目的とした事業にeスポーツを取り入れていきます。

3 計画の位置付け

(1) 法律上の位置付け

本計画は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条に基づく「地方スポーツ推進計画」です。

スポーツ基本法
(地方スポーツ推進計画)

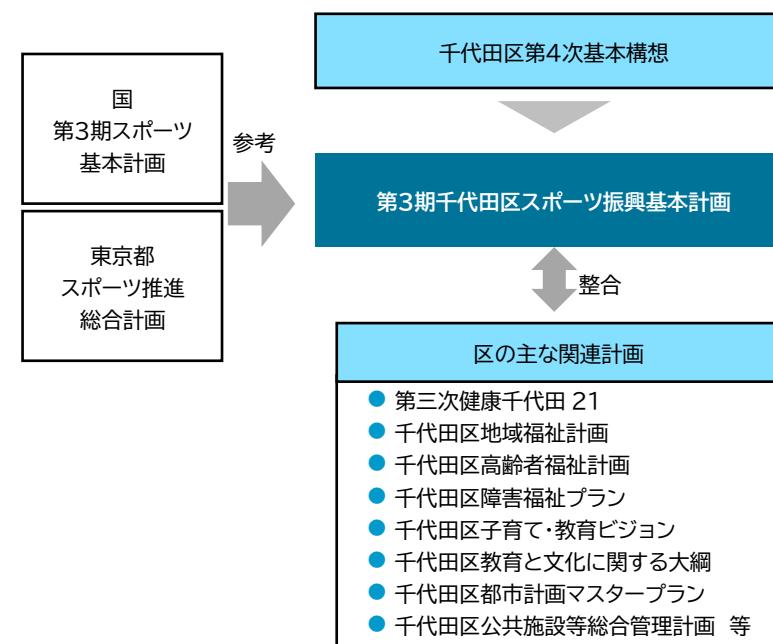
第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(2) 区政における位置付け

本計画は、「千代田区第4次基本構想」(令和5年3月策定)で掲げるスポーツ振興の理念を実現するための分野別計画であり、スポーツ行政の基本指針となります。

本計画の策定にあたっては、国の「第3期スポーツ基本計画」と東京都の「スポーツ推進総合計画」を参考にしています。

また、教育委員会や保健福祉部、環境まちづくり部、政策経営部等の関連計画と整合を図っています。



4 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

計画名	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和 10 年度 2028 年度	令和 11 年度 2029 年度	令和 12 年度 2030 年度
千代田区基本構想	第4次(令和5年度～ おおむね20年)				
千代田区スポーツ振興基本計画	進行管理	進行管理	進行管理	進行管理	次期計画策定

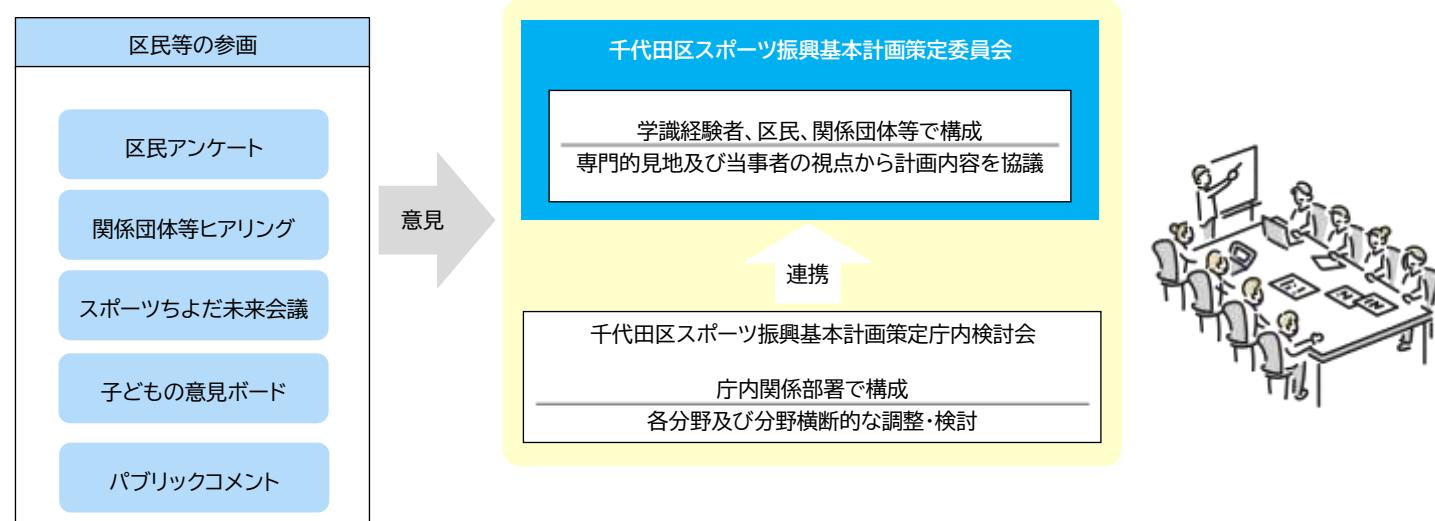
写真等

写真等

音声コード位置

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、区民並びに関係団体等の参画により本区のスポーツ振興への幅広い意見をうかがいました。これらの意見と専門的見地及び当事者の視点を踏まえて、学識経験者、区民、関係団体等で構成する「千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会」(外部委員会)並びに庁内関係部署で構成する「千代田区スポーツ振興基本計画策定庁内検討会」においてスポーツ振興のあり方を協議して計画をとりまとめています。

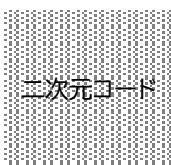


▼区民等の参画「実施概要」

	区民アンケート	関係団体等ヒアリング	スポーツちよだ未来会議	子どもアイデアボード	パブリックコメント
対象	18歳以上の区民 2,000人(無作為抽出)	区内で活動するスポーツ団体 53団体等	公募(在住・在勤・在学)	区民体育大会に訪れた子ども	公募
回答・参加	842人(有効回答率42.1%)	37件(回答率69.8%)	8名	300件	●件
実施期間	令和6年12月2日 ～12月25日	令和7年1月～3月	令和7年8月1日	令和7年10月5日	令和●年●月●日～●月●日

▶会議の策定経過、区民等の意見及び調査結果は区ホームページで閲覧できます。

URL:<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/sports/kekaku/index.htm>



音声コード位置



スポーツちよだ未来会議

本計画を見直すにあたり、区内在住・在勤・在学者の皆さんから、区のスポーツ施策推進の課題や期待する取組み等へのご意見を直接おうかがいするワークショップを開催しました。当日はお住まいの地域、年齢、性別、職業等が異なる方々が一堂に会し、熱心な意見交換が行われました。

①千代田区のスポーツを楽しむ環境としての「強み」と「弱み」を考えよう



スポーツを「する・みる・ささえる」ための区の環境について、「いいと思うところ(強み)」と「課題だと思うところ(弱み)」をふせんに書き出してくださいました。

②誰もがスポーツを楽しめる千代田区になるために必要なことは?



千代田区の「強み」と「弱み」を踏まえながら、「どんなことが必要か」「どんなことができるようになるといいか」について、班の皆さんで話し合い、まとめていただきました。

③意見発表・共有



最後に、テーブル毎にどのような課題や意見が出たかを発表していただきました。

主なご意見を「第4章 スポーツ施策の推進」
に掲載しています。

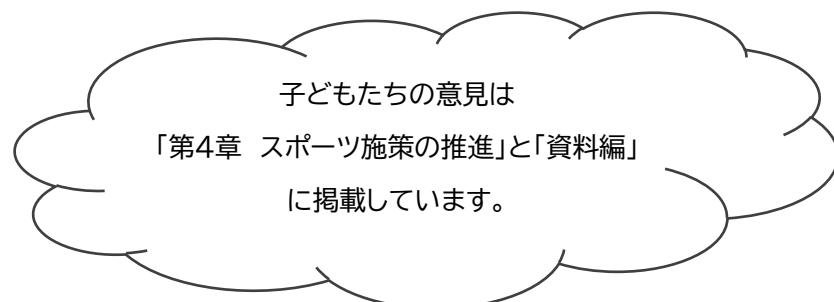


子どもアイデアボード



10月5日(日)に開催した千代田区民体育大会(外濠公園総合グラウンド)の会場内に特設ブースを設置しました。

主に未就学児～小学生の子どもたちから、スポーツや運動に関する簡単なアンケートに回答いただくとともに、アイデアボードにたくさんの意見を頂きました。



▶アンケート結果（上位項目）

スポーツや運動をしたり、外で遊ぶことは好き？

好き（すき・少しすき） 96.0%
きらい（少しきらい・きらい） 2.3%

好きな理由は？

からだを動かすと気持ちいい 53.1%
友だちと遊べる 49.3%
できるようになるとうれしい 35.7%



きらいな理由は？

つかれる・うまくできない 57.1%

▶アイデアボード

「やってみたいスポーツ」「こんな遊びがあったらいいな」をテーマに、子どもたちの自由なアイデアをふせんで貼っていただきました。



多かった意見（上位3つ）

【未就学】

- ・サッカー
- ・水泳やスイミング
- ・ダンス



こんな意見もありました！

・かけっこやリレー

- ・ボール遊び
- ・トランポリン
- ・ボッチャ
- ・ドッジボール
- ・ろくむし
- ・性別・体力を問わないスポーツ
- ・みんなが楽しくあそべる遊び！

【小学校低学年】

- ・水泳やスイミング
- ・バスケットボール
- ・サッカー



【小学校高学年】

- ・ダンス
- ・バスケットボール
- ・バレーボール



【中学生以上】

- ・ダンス
- ・ボルダリング
- ・テニス

第2章 スポーツに関する現状と課題

音声コード位置

1 スポーツを取り巻く動向

(1)社会の変化

▶人口構成の変化、平均寿命・健康寿命の延伸

日本人の平均寿命は男女ともに伸び、我が国は世界有数の長寿国となっています。また、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(健康寿命)も伸びています。

▶スポーツの実施状況

国民のスポーツ実施率(週1回以上スポーツを実施する人の割合)は50%台で推移する中、全国的に子どもの体力・運動能力はコロナ禍以前の水準に戻っていない状況であり、部活動参加者数も減少の一途をたどっています。

東京都では成人全体のスポーツ実施率は全国を上回っているものの、その中で若い世代や女性の実施率が低い傾向です。

▶子どもの体力・運動能力

新型コロナウイルス感染症の流行は社会生活に大きな影響をもたらしました。特に全国的に子どもの体力低下がみられ、コロナ禍収束後も子どもの体力・運動能力がコロナ禍以前に戻っていない状況です。

▶スポーツの広がり

東京2020オリンピックを契機にパラスポーツ、アーバンスポーツ、スポーツボランティア※といった“自分らしいスポーツの楽しみ方”が広がっています。全国ではマルチスポーツの取組みも始まっています。

東京では令和7年9月に東京2025世界陸上、11月には第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025(以下「東京2025デフリンピック」という。)が相次いで開催され、スポーツの気運が一段と高まります。

▶デジタル技術の進歩

近年はデジタル技術を用いたAR※やVR※による新しい観戦スタイルが増えてきました。また、デジタル技術の進化がeスポーツの進化に密接に結びつき、さまざまな領域にeスポーツが活用されることも予想されます。

▶気候の変化

地球規模での気候変動の影響で東京の夏の平均気温は上昇傾向です。最高気温 35℃以上の「猛暑日」も年々増加しており、屋外での運動や長時間の外出を控える熱中症警戒アラート発表日数が令和6年は年間30日を超えています。また、グラウンドでの落雷による死亡事故も発生しており、気候変動に伴う災害への対策が一層求められています。

(2)国の動向

平成23年6月制定のスポーツ基本法では、スポーツが青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うことが明らかにされました。

スポーツ基本法の規定に基づき、国はスポーツに関する施策の指針として平成24年3月に第1期「スポーツ基本計画」を策定し、スポーツは「する」「みる」「ささえる」というさまざまな形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つもの（ウェルビーイングにつながる）という考えを示しました。

その後の年次改定を経て令和4年3月策定の第3期「スポーツ基本計画」では、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指して3つの新たな視点を示しました。この視点に沿ってすべての人が自発的にスポーツを通じて自己実現を図り、「スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す」としています。

令和7年6月公布の改正スポーツ基本法では、スポーツを通じて多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現（ウェルビーイングの実現）を図るための改正が行われました。

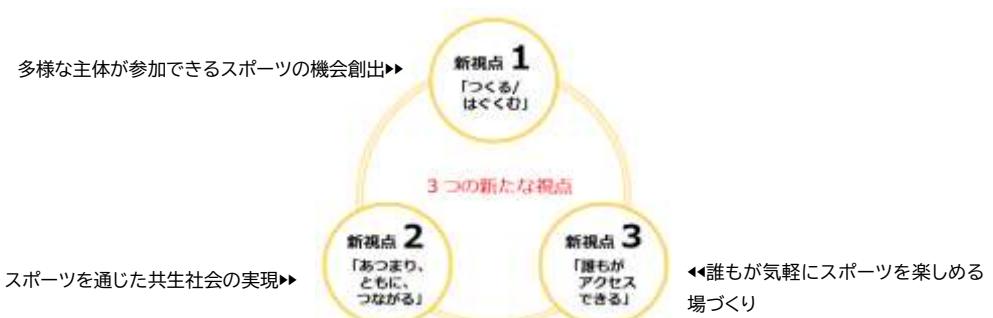
（主な追加項目）

- 障害の有無、年齢、性別、人種等に関係なく、誰もがスポーツに親しめる環境整備
- 多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（スポーツホスピタリティ）
- 情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実（eスポーツ）
- スポーツ現場での暴力・ハラスメント防止

▼第3期「スポーツ基本計画」の概要

スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

「スポーツそのものが有する価値」と「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」更なる向上



12の施策

- ①多様な主体におけるスポーツの機会創出
- ②スポーツ界におけるDXの推進
- ③国際競技力の向上
- ④スポーツの国際交流・協力
- ⑤スポーツによる健康増進
- ⑥スポーツの成長産業化
- ⑦スポーツによる地方創生、まちづくり
- ⑧スポーツを通じた共生社会の実現
- ⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
- ⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材
- ⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保
- ⑫スポーツ・インテグリティの確保

主な目標設定

- 成人の週1回以上のスポーツ実施率 70%（障害者 40%）
- 成人の年1回以上のスポーツ実施率を 100% に近づける（障害者は 70% 程度を目指す）
- 子供の体力の向上（新体力テストの総合評価C以上の児童 68% ⇒ 80%、生徒 75% ⇒ 85%）
- スポーツ団体における女性理事の割合 40%

音声コード位置

(3) 東京都の動向

東京都は、「東京都スポーツ推進計画」(平成24年3月策定)と「東京都障害者スポーツ振興計画」(平成25年3月策定)を統合した「東京都スポーツ推進総合計画」を平成30年3月に策定しました。そして、令和3年に1年遅れて開催された東京2020オリパラのレガシー(遺産)の継承やスポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、令和7年3月にスポーツ政策の新たな方向性を示す「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました(計画期間は令和7~12年度の6年間)。

この計画では、スポーツを実施することだけではなく、スポーツの質にも目を向け、スポーツがもたらす楽しさや喜びという「内在的な価値」と、健康や共生社会の実現等に寄与する「外在的な価値」を通じて一人ひとりのウェルビーイングを高めていくことを掲げています。

▼「東京都スポーツ推進総合計画」(令和7年3月)の概要

基本理念 誰もがスポーツを楽しむ東京を実現し、一人ひとりのウェルビーイングを高め、社会を変革する

4つの政策の柱	施策	主な達成指標
政策の柱1 スポーツで輝く	<ul style="list-style-type: none">● スポーツに触れる「はじめの一歩」を後押し● ライフステージに応じたスポーツを推進● 東京にゆかりのあるアスリートが躍動	<ul style="list-style-type: none">● スポーツをすることを「好き」「やや好き」と感じる中学2年生の割合
政策の柱2 スポーツでつながる	<ul style="list-style-type: none">● パラスポーツを楽しむ・パラスポーツで輝く● バリアフリー化やユニバーサルコミュニケーション技術の社会実装を促進● 多様な人々がスポーツでつながる、スポーツとつながる	<ul style="list-style-type: none">● パラスポーツに関心がある都民(18歳以上)の割合
政策の柱3 スポーツでにぎわう	<ul style="list-style-type: none">● 都内各地でスポーツイベントを開催し、都市に活力をプラス● 住み慣れた地域でのスポーツをサポート● スポーツの魅力を発信し、スポーツを通じて感動を味わう	<ul style="list-style-type: none">● 1年間にスポーツイベント、大会に参加したことがある都民(18歳以上)の割合
政策の柱4 スポーツを支える	<ul style="list-style-type: none">● 様々な価値を創出するスポーツ環境の整備・運営や、環境に配慮した施設・大会運営● 多様な主体と連携し、スポーツに関わる人材の裾野を広げる・磨く● 安全・安心なスポーツ、信頼されるスポーツ大会の実現	<ul style="list-style-type: none">● スポーツ指導者数

2 本区の現状と課題

(1) 本区の状況

① 地域特性

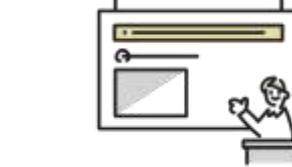
本区は東京 23 区の中心に位置し、面積の約 12%を占める皇居を中心に主に3つの個性的なエリアが広がっています。内濠・外濠に囲まれ、落ち着き・文化を感じられる「麹町・番町・富士見エリア」、江戸・下町の文化や個性ある界隈の味わいのある「秋葉原・神田・神保町エリア」、首都東京を牽引し進化を続ける「都心中枢エリア」です。エリア毎に異なる特性を持つのが本区の特徴といえます。

また、人気の高い「皇居ラン」、千鳥ヶ淵公園、季節を感じる緑道をはじめ、競技場とテニスコートを備える「外濠公園総合グラウンド」(五番町先)、日本野球及びラジオ体操会の発祥の地(佐久間公園)、民間のフィットネスジムやランニングステーション、学校施設の一般開放等、運動したり、レクリエーションに適した場所も多くあります。最近では秋葉原が e スポーツの中心地として注目を集めています。



コラム／外濠公園総合グラウンドの歴史

江戸城外堀である市ヶ谷濠の一部は、関東大震災後の震災瓦礫の処理などのために埋め立てられました。昭和 36 年(1961 年)に、区営九段グラウンド(現:北の丸公園)が国に返還されることから、千代田区では、この埋め立てられた市ヶ谷濠に、東京都から管理委任を受け、グラウンドの整備を行い、昭和 38 年(1963 年)にグラウンドが完成しました。現在では、軟式野球やサッカーなどに利用できる競技場 1 面と、テニスコート 2 面が整備されており、貴重な区内にある屋外スポーツ施設として利用されています。



写真

音声コード位置

②人口の推移、将来推計

- 本区の人口と世帯数は減少傾向が続きましたが、集合住宅の建設等に伴い平成 13 年頃より増加に転じて以降、今日まで増加傾向が持続しています。



出典:各年1月1日現在。千代田区史、住民基本台帳統計資料(平成 25 年より外国人住民を含む)

- 本区の日本人の将来人口は、令和 37(2055)年頃まで増加傾向の見通しです。
- 年齢区分でみると、年少人口(0~14 歳)と生産年齢人口(15~64 歳)は令和 27(2045)年頃までは増加しますが、その後は減少に転じる見通しです。一方、老人人口(65 歳以上)は増加傾向が続く見通しです。



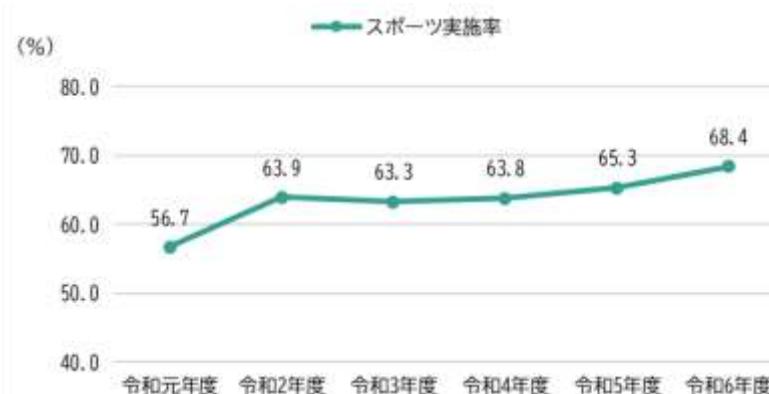
出典:千代田区 人口動向と人口推計(令和5年度)



本区の向こう 20 年は子どもから青少年、働き盛り世代、高齢者まですべての世代で人口が増加します。その中でも高齢化は進み、世代構成が徐々に変化していく社会においては、健康増進はもとより、心身の健全な発達、他者の尊重や規律を尊ぶ態度、社会とのつながり(縊)等、誰もが健やかに生きるために不可欠な力を高める上でスポーツが果たす役割がますます大きくなっています。

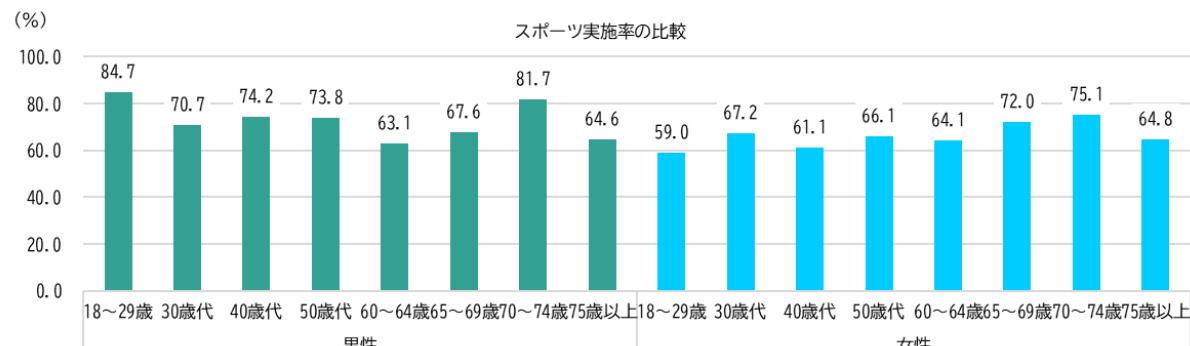
③区民のスポーツの実施状況

- 区民のスポーツ実施率(週1回以上運動・スポーツを行う成人)は増加傾向にあります。
- 令和6年度は68.4%で、令和元年度から11.7ポイント増加しました。



出典:千代田区民世論調査

- 性別・年齢別のスポーツ実施率(同上)をみても概ね60%を超えて高くなっています。
- 実施率がほかの年齢に比べて若干低いのは、男性は60~64歳、女性は18~29歳と40歳代です。



出典:千代田区民世論調査

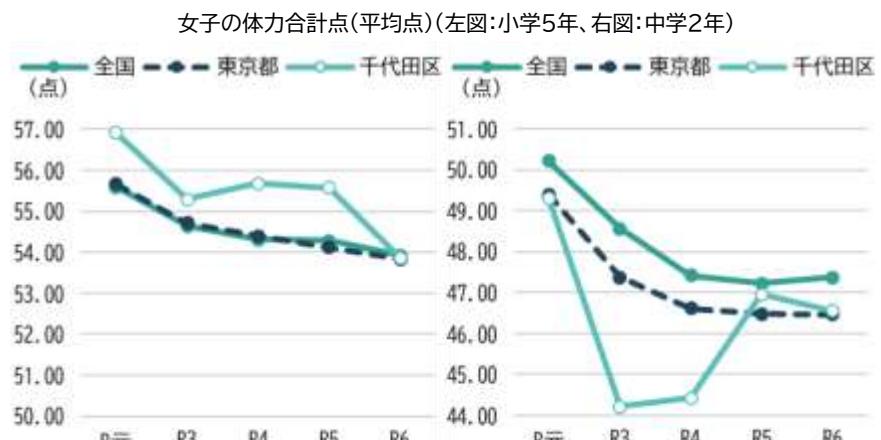
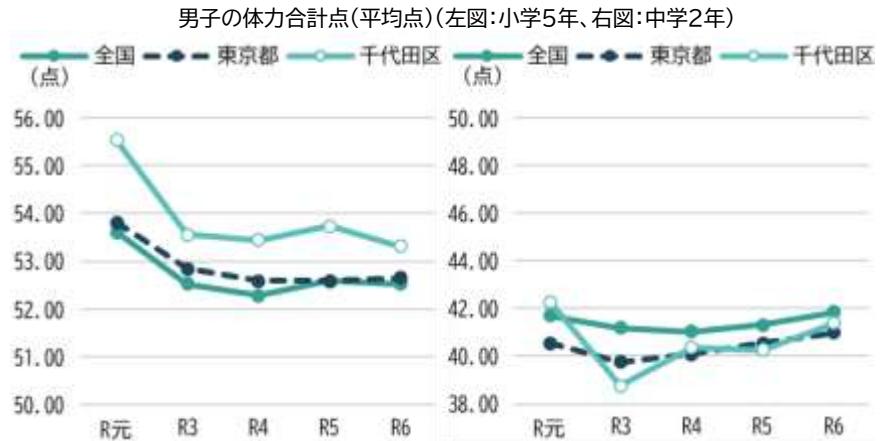


区民のスポーツ実施率は全体では増加傾向にあります。その中で仕事、結婚、子育て等のライフステージが変化する時期にスポーツ活動が停滞する状況もうかがえます。今後はライフステージの変化あるいは障害の有無等に関わらずスポーツに親しみ、生きがいづくりや心身の健康等につなげることが期待されます。また、そのためにも夏の暑さ対策、ケガ・事故の防止等、スポーツを安全に楽しめる環境づくりがこれまで以上に重要になります。

音声コード位置

④子どもの体力の状況

- 本区の男子の体力合計点(平均点)の推移をみると、小学5年では令和3～4年にコロナ禍で外出や運動が制限されたことも影響して大きく低下しました。令和5年以降もコロナ禍前の令和元年度の状態に戻っていません。
- 中学2年では令和3年に大きく低下し、全国や東京都を下回りました。その後は徐々に回復基調にあります。
- 本区の男子は小学5年が全国と東京都を上回る一方、中学2年は東京都と同程度となっています。



*R2はコロナ禍で調査中止 出典:「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」実技調査

本区の児童生徒の体力の変化をみると、男女とも小学生は全国や東京都を上回る年度があるものの低下傾向がみられます。中学生では全国や東京都と同程度かそれ以下になる年度もあります。思春期は進学や友人関係等が大きく変わる時期ですが、生きていく上で体力は大切な基盤であることから、児童生徒が家庭・地域・学校それぞれで運動や体力向上に継続的に取組める環境が求められています。

⑤スポーツ施設状況

▶スポーツ施設等

区立スポーツセンター	花小金井運動施設	江戸川河川敷少年サッカー場(賃貸借)	外濠公園総合グラウンド	夢の島東少年野球場
				
写真	写真	写真	写真	写真
●●	●●	●●	●●	●●
				
写真	写真	写真	写真	写真

▶学校施設等

コミュニティスクール※	体育館・校庭開放	スポーツ開放	九段生涯学習館(レクリエーションホール)	いきいきプラザ一番町
				
写真	写真	写真	写真	写真
●●	●●	●●	●●	●●
				
写真	写真	写真	写真	写真



行政の役割として、区民、在勤・在学の人たちが安全に安心してスポーツを楽しみ、交流もできるよう、施設・設備の計画的な改修・更新、交流に向けた取組み、持続可能な運営管理体制の構築、スポーツもできる身近な場の確保等を進めていく必要があります。

音声コード位置

⑥主なスポーツ団体・スポーツ関係者

一般社団法人千代田区スポーツ協会（体育協会から令和7年7月に改称し、法人化）

- 千代田区スポーツ協会はアマチュアスポーツ団体や競技団体を統括する団体としてスポーツ振興を目的に活動しています。
- 各加盟団体には多くのクラブ・サークル・同好会等が登録されており、区内の在住者や在勤者がスポーツに親しんでいます。
- 加盟団体 26 団体(令和7年3月現在)。

写真

スポーツ推進委員

- スポーツ推進委員は、誰もがスポーツが楽しめるよう、団体への活動支援やスポーツ大会の企画・運営、ニュースポーツ(ドッヂビー、ボッチャ、モルック)等の普及活動を行っています。
- 推進委員 27 名(令和7年3月現在)(定員30名)。

写真

総合型地域スポーツクラブ

- 総合型地域スポーツクラブは地域住民が主体となって運営する、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブです。
- 平成 24 年5月に設立された「富士見スポーツ・文化クラブ」がスポーツに親しむ地域の拠点となっています。
- 個人会員 300 名(令和7年3月現在)。

写真

スポーツ指導者人材バンク

- スポーツ指導を行いたい人と指導を受けたい人を結びつけるためのスポーツ指導人材の登録制度です。
- 20 歳以上で区内に在住・在勤・在学し、スポーツ指導に優れた知識・技能・熱意等を有する方が登録できます。
- 登録者 84 名(令和7年3月現在)。

写真

スポーツ関係者・団体は本区のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきました。例えば、スポーツ団体を中心に長年行っているラジオ体操への参加がその地域のいわば「伝統」にもなっています。各地域の貴重な「伝統」やさまざまな資源を生かして未来につなげるためにもスポーツ団体の担い手と参加者の増加に向けた取組みを団体と行政が連携して進めることが重要です。また、誰もが自分自身に適した楽しみ方を見つけたり、広げたりできるよう、関係者や団体同士の連携や指導の質を高める取組みも求められます。



コラム／千代田区やスポーツ団体等が主催・主管しているスポーツ活動の取組み

■区主催事業 <p>本区では、区民相互の交流と地域連携の活性化を目的として、「区民スポーツ大会」(主管:千代田区スポーツ推進委員協議会)を開催しています。現在は、ソフトボール、ファミリー・バレー・ボーラー、ニュースポーツなど、6種目で実施しています。</p> <p>また、姉妹提携を結んでいる群馬県嬬恋村及び秋田県五城目町との間で、少年野球のスポーツ交流を行っているほか、納涼民踊の集いや民踊大会なども、主管団体と連携して開催しています。</p> <p>さらに、パラスポーツの推進に向けて、Let's play ! パラスポーツ・e スポーツちよだ、日曜青年教室でのレクリエーション、ほりばた塾でのボッチャ講習会など、多様な体験機会の提供にも取組んでいます。</p>	■千代田区民体育大会実施委員会、コミュニティスクール企画運営委員会主催イベント <p>千代田区民体育大会は、区民体育の振興、福祉の増進、区民相互の交流を目的として、昭和 38 年に第1回大会が開催されました。これは、外濠公園総合グラウンドの完成を記念して行われたもので、以降は同グラウンドでの開催が定着し、長年にわたり区民に親しまれています。</p> <p>大会の計画・運営は、各連合町会をはじめ、地域のスポーツ団体や関係者、障害者団体などが参画する実施委員会が担っており、幅広い区民が誰でも楽しめる大会となるよう、さまざまな意見を反映しながら進められています。</p> <p>このほか、神田さくら館コミュニティスクール企画運営委員会が主催する、「夏休み！親子プールまつり」や「コミュニティスクール交流祭」が開催されており、地域のつながりを深めるスポーツ・交流イベントとして定着しています。</p>
■スポーツ協会主催事業 <p>千代田区スポーツ協会では加盟する 26 の競技団体が、区民等の競技力の向上とスポーツ意欲の醸成を図るとともに、団体間の交流・育成を目的として、各種競技大会を開催しています。</p> <p>また、スポーツをこれから始めたい方や、スポーツ団体の指導者を対象に、基本的な知識や技能の習得を目的とした各種講習会も実施しています。</p>	■総合型地域スポーツクラブとマルチスポーツ <p>本区では、平成 21 年度に学識経験者や区民による検討委員会を設置し、富士見地域を核とした、総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取組みを開始しました。平成 22 年度に周知イベントを開催し、地域住民主体の準備委員会による検討を経て、平成 24 年に「富士見スポーツ・文化クラブ」が誕生しました。</p> <p>同クラブは、富士見みらい館を拠点に活動しており、会員数は 300 名(令和7年3月 31 日現在)に達しています。ひとつのクラブで複数の種目の活動を提供することで、自分に合ったスポーツを並行して楽しむこと(マルチスポーツ)ができるため、年齢や経験を問わず、興味や体力に応じて柔軟に参加できることが大きな魅力です。</p>

▶最新イベントは、「千代田区スポーツ事業予定表」(URL:<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/sports/jigyo-yote.html>)をご参照ください。

音声コード位置

(2)取組みの進捗と区民等の意向を踏まえた課題

第2期計画の基本目標毎に主な取組み・成果(令和6年度時点)と区民・関係団体等の意見を参考に本計画の課題をまとめます。

①運動習慣の定着

<第2期計画の主な取組み・成果> *基本目標1:家で・ゆるく「楽々スポーツ」を推進し身体を動かす習慣を区民に定着させます

- 令和3・4年度がコロナ禍の時期と重なったため、多くの事業が中止や縮小を余儀なくされました。令和5年度以降はコロナ禍以前の水準に概ね回復しています。
- 誰もが気軽にスポーツをすることができる種目として、パラスポーツであるボッチャをニュースポーツ講習会の種目に採用し、令和5・6年度は講習会及び大会を開催しています。
- 区有施設や区内の公園で子どもが自由に遊べる「子どもの遊び場事業」を実施しています。
- スポーツセンターで子どもや親子対象のスポーツ教室やプログラムを実施しています。
- スポーツを行う成人の割合(週1回以上)は令和元年度の実績から上昇傾向にあります(千代田区民世論調査)。

写真

週1回以上、スポーツを行う成人の割合	R元基準	R7目標	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績
	56.7%	70.0%以上	63.9%	63.3%	63.8%	65.3%	68.4%

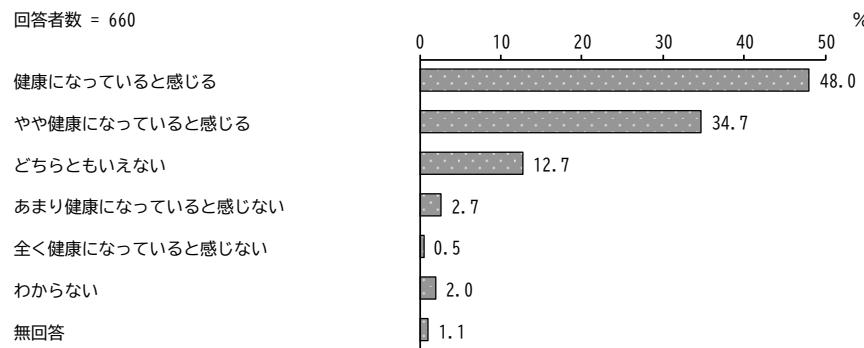
<区民アンケート>

- スポーツを行う目的に「健康・体力づくり」「運動不足の解消」「楽しみ・ストレス解消」等を挙げています。(資料編 5 区民アンケート 問7-2)
- スポーツをすることで「健康になっていると感じる」の割合が80%を超えていました。(次ページ左図 問7-3)
- スポーツを実施する場合は「一人」が70%台で最も多くなっています。(資料編 5 区民アンケート 問7-5)
- 1年間にスポーツをほとんど行わなかった理由は「忙しくて時間がない」「仕事や家事で疲れている」等を挙げています。(次ページ右図 問7-6)

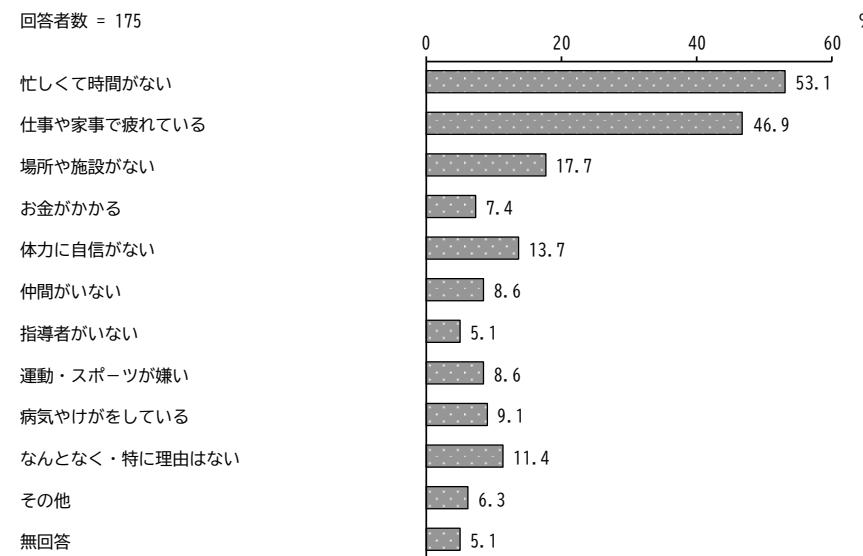
<関係団体等ヒアリング>

- スポーツがもたらす効果は、スポーツを通じて子どもたちの成長や、大人も含めて障害の有無に関わらずコミュニケーションの拡大につながっているという意見があります。

スポーツをする効果の実感(月1回以上行っている人が対象)／区民アンケート(問7-3)



1年間にスポーツを行わなかった理由(年に数回以下の人対象)／区民アンケート(問7-6)



＜運動習慣の定着に関する現状と課題＞

- スポーツ実施率の上昇傾向からは健康志向の高まりや生活習慣病予防の意識の広がりがうかがえます。スポーツを行う目的の中心は健康維持や気分転換であり、その効果の実感度がスポーツの継続動機につながっていると考えられます。一方、仕事や育児等で時間的・体力的な余裕がない人やスポーツに関心が低い人が一定数おり、ライフスタイルの変化の中でスポーツの優先順位が下がる傾向も見られます。
- 運動習慣をより広く定着させるための課題は、多忙な生活の中でもスポーツを継続できること、スポーツへの関心が低い人にスポーツの多様な楽しさを伝えることが挙げられます。
- 課題解決の取組みとして、①スポーツの魅力と効果をわかりやすく伝える情報発信の工夫、②年齢、性別、障害の有無、ライフステージの変化等に関わらず誰もが楽しめるスポーツの普及、③地域・学校・団体等と連携して仕事・育児・介護等の合間にスポーツのできる環境づくりが考えられます。
- スポーツを一人で行う割合が高い理由は時間や場所の自由度や気軽さであると考えられます。一人で運動することも仲間と一緒に楽しむこともそれぞれを尊重する視点とともに、個人化する活動の中に他者との交流や社会とのつながりをつくる取組みなどの創意工夫も必要です。

音声コード位置

②運動(競技)能力向上

<第2期計画の主な取組み・成果> *基本目標2:競技 区民の運動能力を「のばすスポーツ」を推進します

- スポーツ施設の利用促進に向け、令和5年3月に「少年少女スポーツ団体スポーツ施設利用補助金」として屋内施設の利用も補助対象に拡大しています。
- 学校の校庭や体育館の一般開放を行っています。
- スポーツ推進委員が区民のスポーツ活動を支援しています。また、スポーツセンターにスポーツ指導員を配置しています。
- スポーツ指導者人材バンクの登録者数が増加しました。
- 現スポーツセンターは、開設から約 50 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、新スポーツセンター整備に向けて基本構想を策定しました。

写真

<区民アンケート>

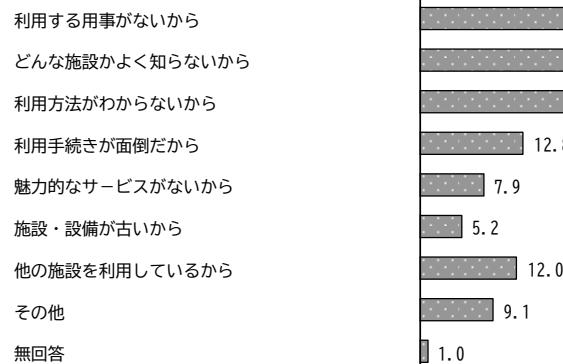
- 1年間に区立スポーツ施設や区立施設の開放事業の利用状況は「利用したことがない」が 50%台に上ります。(資料編 5 区民アンケート 問 13)
- 利用しない理由に「利用する用事がないから」、「どんな施設かよく知らないから」、「利用方法がわからないから」等を挙げています。(次ページ左図 問 13-1)
- 今後利用したいスポーツ施設に「屋内温水プール」、「スポーツジム・スポーツクラブ」等を挙げています。(資料編 5 区民アンケート 問 12)
- スポーツをしたいと思う機会や場所として「個人的に区のスポーツ施設を利用して運動したい」、「自然の中で、野外の運動やスポーツをしたい」、「自分の家の中でできる運動をしたい」等を挙げています。(資料編 5 区民アンケート 問 9)

<関係団体等ヒアリング>

- スポーツ施設(区立・民間両方)の利用しやすさで重要なことに「交通アクセスの利便性」、「競技を行う部屋の広さ」、「利用しやすい料金設定」等を挙げています。
- 団体の活動の課題に「団体運営者の確保・高齢化」、「指導者の確保・高齢化」、「新規会員(個人)の減少」等を挙げています。(次ページ右図 問 3)

区立スポーツ施設や区立施設の開放事業を利用しない理由(利用したことのない人が対象)
／区民アンケート(問13-1)

回答者数 = 484



団体の活動の課題／関係団体等ヒアリング(問3)

回答者数 = 37

指導者の確保・高齢化

団体運営者の確保・高齢化

新規会員(個人)の減少

新規加盟団体の減少

活動場所の確保

活動内容の質の向上

競技人口の裾野拡大

運営資金の確保

組織運営

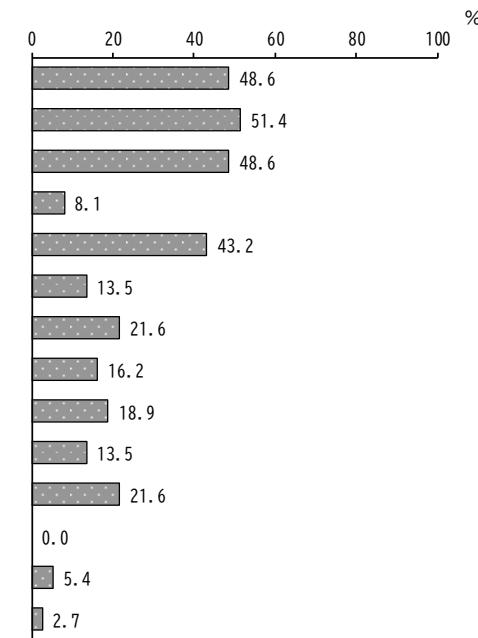
広報活動

他団体や地域・区等との連携

その他

特になし

無回答



＜運動(競技)能力向上に関する現状と課題＞

- 屋内温水プールとスポーツジム・クラブの利用希望が高いことから、天候に左右されずに運動できる環境へのニーズがうかがえます。
- 一方、区立スポーツ施設や学校等の施設開放の認知不足や利用方法のわかりづらさによって利用されていない可能性も考えられます。
- 運動(競技)能力向上に向けた課題は、スポーツ施設(区立・民間両方)の利用促進の条件整備(交通アクセス、スペース、料金)、指導体制の充実、団体の活動の活性化、スポーツセンター建て替え期間中の活動の場の確保が挙げられます。
- 課題解決の取組みは、①身近な施設・場所の存在・魅力・利用方法の情報発信方法の工夫(動画ガイド、SNS*発信、体験イベント等)、②施設利用者が適切な指導を受けられたり、利用者同士が一緒にできるプログラムを提供したり、施設利用の動機付けを高める工夫が考えられます。
- また、③スポーツ推進委員の定員充足に向けた取組み、④団体の持続的な運営に向けて新規参加者の獲得、活動場所や活動方法の多様化、団体同士の連携等をデジタル技術の活用も含めて創意工夫することが必要です。

音声コード位置

③「しょうがいスポーツ(年齢も障害も飛び越えたスポーツ)」

<第2期計画の主な取組み・成果> *基本目標3:誰でも 年齢も障害も飛び越えた「しょうがいスポーツ」を応援します

- パラスポーツ普及に向けて、東京 2020 オリパラを契機にパラスポーツアスリート※とふれあう体験型イベントを開いた。令和4年度より e スポーツを新種目に追加しています。
- ニュースポーツとしてボッチャやモルックの講習会・大会を開催しています。
- 区立・民設児童館における幼児から小学生までの児童向けスポーツプログラム、中高生専用の時間帯「中高生タイム」には多くの人が参加しています。
- 部活動の専門的指導を強化し、生徒の活動意欲・体力向上に寄与しています。
- 知的障害者の青年学級である「日曜青年教室」の受講生らに水泳プログラムの提供や、知的障害者の社会適応力向上に資するスポーツプログラムを開いています。
- 高齢者向け運動プログラム、フレイル※予防講座には、多くの人が参加しています。
- 総合型地域スポーツクラブは活動内容が多様化した結果、令和7年3月現在、8種目、会員数 300 人に達しました。年齢制限なく入会できるため、地域のコミュニティ形成にも貢献しています。

写真

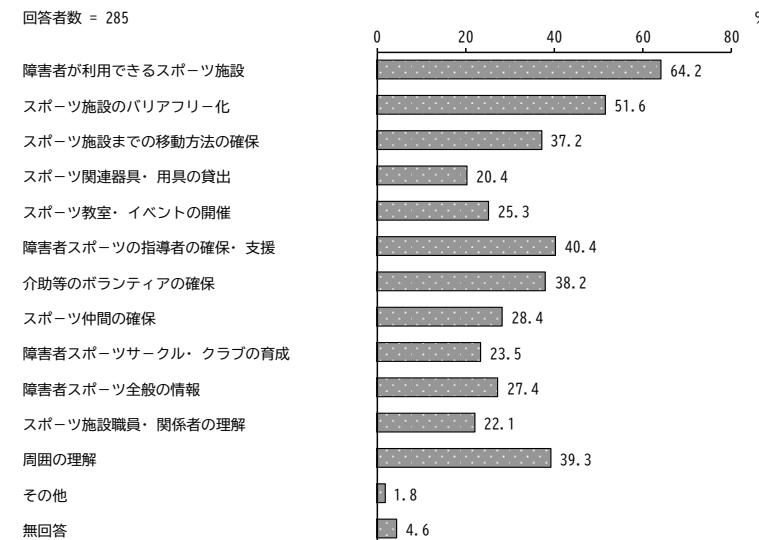
<区民アンケート>

- パラスポーツ(アンケートは「障害者スポーツ」と表記)に「関心がある」割合は 30%程度にとどまっています。(資料編 5 区民アンケート 問 17)
- パラスポーツ(アンケートは「障害者スポーツ」と表記)に必要な取組みは「障害者が利用できるスポーツ施設」、「スポーツ施設のバリアフリー化」、「パラスポーツの指導者の確保・支援」等を挙げています。(次ページ左図 問 17-3)
- 地域でのスポーツ活動に期待する効果は「健康・体力づくり」が 70%台で最も高くなっています。(資料編 5 区民アンケート 問 21) 性別、年齢別でも同様の傾向です。
- スポーツクラブやサークル等に「入っていない」が 80%近くに上り、「地域のクラブやサークル」は5%程度にとどまっています。(資料編 5 区民アンケート 問 14)
- スポーツクラブやサークルへの入会意向は 40%程度と高く(資料編 5 区民アンケート 問 14-2)、入会条件には「自宅から近い施設で活動している」、「初心者でも加入できる」、「土曜・日曜・祝日に参加できる」等を挙げています。(次ページ右図 問14-3)

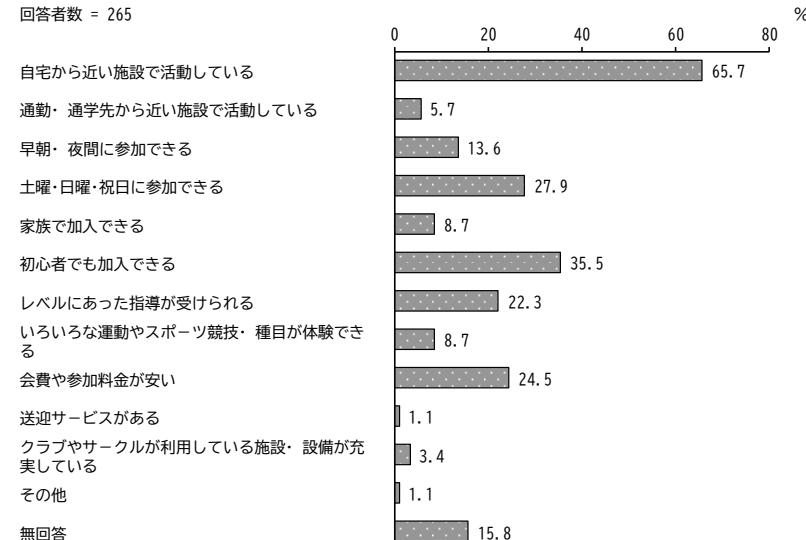
<関係団体等ヒアリング>

- パラリンピック後は特にボッチャへの関心が高まっているという意見があります。
- 誰もが参加し楽しめるパラスポーツが交流促進につながっているという意見があります。
- パラスポーツの指導ができる専門家や指導者の確保・育成が必要であるという意見があります。

障害者スポーツに必要な取組み(関心のある人が対象)／区民アンケート(問17-3)



スポーツクラブやサークルの入会条件(入会希望者が対象)／区民アンケート(問14-3)



<「しょうがいスポーツ(年齢も障害も飛び越えたスポーツ)」に関する現状と課題>

- 東京 2020 オリパラ以降、e スポーツやボッチャ体験、幼児～高齢者・障害者対象プログラム等、世代や障害等に関わらずに参加できる機会が増え、パラスポーツへの関心は高まっています。また、スポーツクラブやサークル等への参加やパラスポーツの普及は、参加者の運動習慣の定着に加えて生活の質の向上や地域活性化につながることも期待できます。
- 「しょうがいスポーツ」に関する課題は、スポーツクラブやサークル等の活動の充実、パラスポーツの普及が挙げられます。また、障害児も小さい頃からスポーツに親しむ機会の創出も求められます。
- 課題解決の取組みは、①さまざまニーズ(自宅に近い、初心者歓迎、休日参加可等)の受け皿となる地域スポーツ活動の展開、②地域・学校・団体・企業等との連携強化や地域資源の一層の活用、③パラスポーツの普及のための活動場所の確保と指導者の育成が考えられます。
- また、誰もがスポーツに親しめる環境づくりに向けて福祉や教育の分野同士の連携も大切になります。

音声コード位置

④情報発信とデジタル活用

<第2期計画の主な取組み・成果> *基本目標4:情報とIT化 ITや新技術を積極的に取り入れて「eスポーツ」を推進します

- SNS、情報誌、広報媒体(広報千代田・区HP・スポーツセンターHP・SNS)を活用した情報発信を行っています。
- 千代田区体育協会だよりの発行支援によるスポーツ・レクリエーション情報を発信しています。
- 自宅や職場で気軽に行える運動プログラムを利用者が実行し記録すると、運動量に応じた仮想のスポーツ通貨が与えられる「千代田スポーツウォレット(仮)」はコロナ感染拡大等もあり、事業の具体化に至りませんでした。

写真

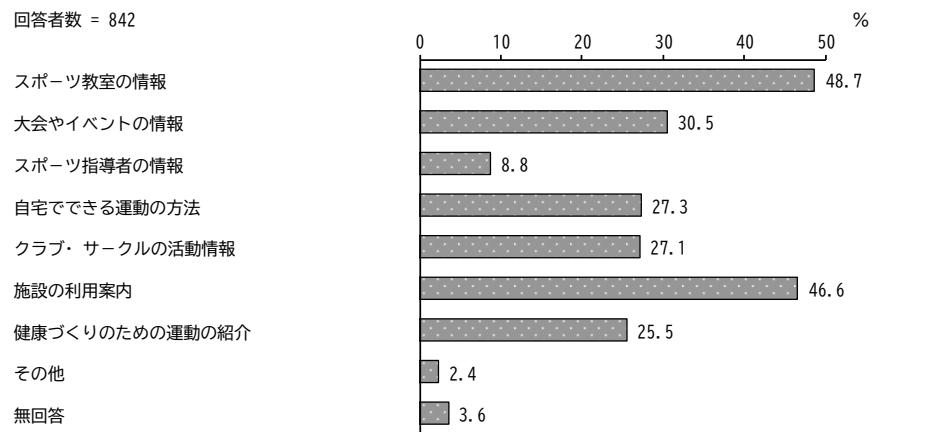
<区民アンケート>

- 区内のスポーツに関する情報の入手方法は「広報千代田(区の広報紙)」が50%台で最も高く、「特に入手していない」、「区のホームページ」等が続きます。(資料編 5 区民アンケート 問26) このうち、「特に入手していない」は男性64歳以下、女性50歳以下で比較的高くなっています。
- 区内のスポーツに関する情報の知りたい内容は「スポーツ教室の情報」、「施設の利用案内」、「大会やイベントの情報」等を挙げています。(次ページ左図 問27)
- eスポーツに『関心がある』(「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計)割合は30歳代以下で4割を超え、ほかの年齢より高くなっています。(次ページ右図 問18)

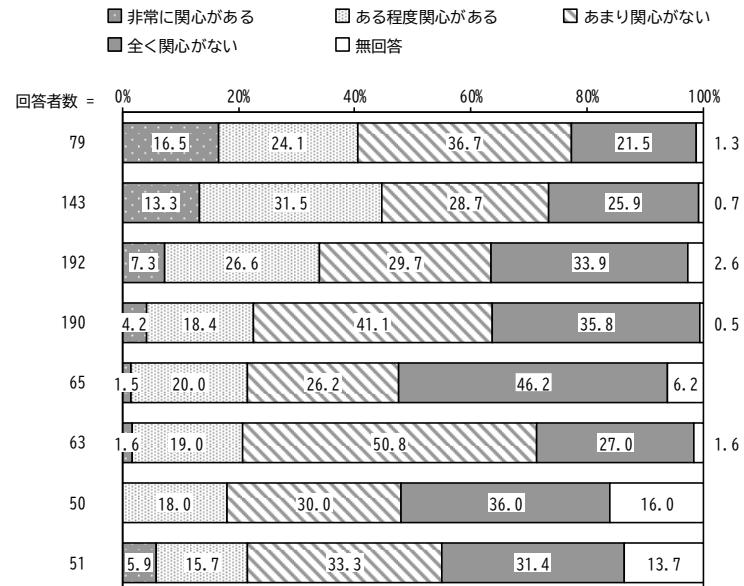
<関係団体等ヒアリング>

- 情報発信やデジタル技術の活用が必要な理由・目的は、「会員・参加者への連絡事項を周知するため」、「大会やイベント等の開催告知のため」、「競技の魅力を伝え、会員・参加者(競技人口)を増やすため」等を挙げています。

区内のスポーツに関する情報の知りたい内容／区民アンケート(問27)



eスポーツの関心度(年齢別)／区民アンケート(問18)



<情報発信とデジタル活用に関する現状と課題>

- 区民は主に紙媒体からスポーツに関する情報収集を行っています。知りたい情報はスポーツ教室・施設案内・大会情報等の自分が参加できる機会に関する情報ニーズが高くなっています。また、eスポーツへの関心は若年層が比較的高くなっています。
- スポーツとデジタルとの融合は親和性が高く、記録アプリ(スマートフォンやパソコンで運動量や歩数等を記録・管理する道具)、オンデマンド配信(視聴者が自分の好きな時に動画や音声を楽しめる配信方式)、オンラインレッスン(自分の好きな場所でインターネットで受けられる習い事)、スポーツのデータ解析等も普及・進化しています。また、年齢、性別、言語、場所、時間、障害の有無等を超えてスポーツを楽しむことも可能です。
- 情報発信とデジタル活用に関する課題は、働き盛り世代に情報を届けること、情報発信が単なる告知にとどめずに「魅力」を伝えること、デジタル技術を社会課題の解決に活用することが挙げられます。
- 課題解決の取組みは、①地域・学校・団体・企業等と連携して情報発信や体験機会を創出すること、②情報アクセシビリティ※の向上、③高齢化が進む中で健康づくりや社会とのつながりづくりという視点でデジタル技術を生かしていくことも考えられます。

音声コード位置

⑤「スポーツのまち」

<第2期計画の主な取組み・成果> *基本目標5:まちづくり スポーツを中心に行なう人が集い賑わいを生む「スポーツのまち」を目指します

- 区民体育大会は令和3年度に「千代田区民体育大会の見直し検討会」を設置、令和5年度に検討結果を反映した大会を開催しました(スポーツ体験コーナー、キッチンカーの設置等の新たな試みを実施)。
- ウォーキングコースを盛り込んだ「スポーツ・運動ガイドマップ」を平成 30 年2月に改訂し、令和3年度まで配布しました。

写真

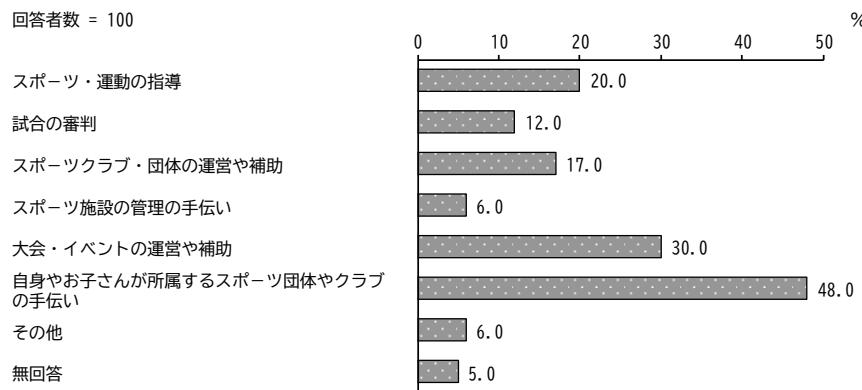
<区民アンケート>

- 参加したいスポーツイベントは「誰もが楽しめるイベント(ウォーキングやレクリエーション的なスポーツ体験会等)」、「スポーツの指導、講習が受けられるイベント」等を挙げています。(資料編 5 区民アンケート 問 10)
- 1年間のスポーツ観戦は「観戦・観覧あり(TV・インターネット含む)」が 80%台に上ります。(資料編 5 区民アンケート 問 22)
- 1年間にスポーツを支える活動は「行っていない」が 80%台に上ります。(資料編 5 区民アンケート 問 24)
- スポーツを支える活動を「日常的・定期的に行った」または「不定期に行った」人の活動内容は、「自身やお子さんが所属するスポーツ団体やクラブの手伝い」の割合が最も高くなっています。(次ページ左図 問 24-1)
- スポーツを支える活動を行わなかった理由は「機会がなかったから」の割合が最も高くなっています。(資料編 5 区民アンケート 問 24-2)
- 公共スポーツ施設運営や生涯スポーツ振興策は「スポーツ教室・大会・イベントの充実」、「子どもの居場所づくり・健全育成」、「施設の利用手続き、料金支払い方法などの簡略化・効率化」等を挙げています。(次ページ右図 問 29) このうち、女性 30~40 歳代では「子どもの居場所づくり・健全育成」と「子どもの体力向上」の割合が高くなっています。

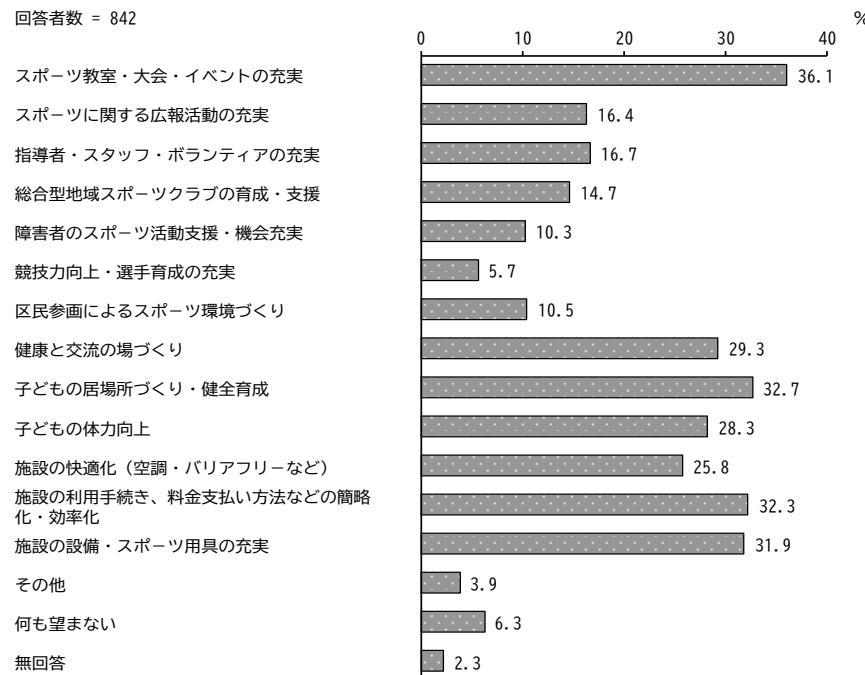
<関係団体等ヒアリング>

- ほかの団体と連携してスポーツ活動や健康づくり活動事業を行っている割合は 30%台にとどまります。
- 区内のほかの団体や地区・区外の団体等と連携したイベントを開催していきたいという積極的な意見があります。

スポーツを支える活動の内容(活動をした人が対象)／区民アンケート(問 24-1)



公共スポーツ施設運営や生涯スポーツ振興策への期待／区民アンケート(問 29)



<「スポーツのまち」に関する現状と課題>

- 多くの区民が会場やメディアを通じてスポーツを観戦したり、応援して楽しんでいます。ただし、試合や大会等の運営ボランティアに参加したり、特定のチームを応援したりする関わり方をしている区民は一部にとどまっています。
- 「スポーツのまち」に向けた課題は、スポーツがもたらす楽しさや喜びを発見する“きっかけ”を増やすこと、スポーツを通じて人々の生活や心をより豊かにする「ウェルビーイング」につなげていくことが挙げられます。
- 課題解決の取組みは、①スポーツを自分らしく楽しめる機会を増やすこと(活動やイベントで誰でも関われる役割の創出、支える活動の周知・啓発等)、②スポーツ教室やスポーツイベントで「多様な楽しみ方体験」や「交流プログラム」を増やすこと、③さまざまな分野・組織と連携した心身の健康づくり、スポーツの担い手育成、社会とのつながりづくり、スポーツを安全に楽しむ環境づくりが考えられます。

音声コード位置

(次章を奇数ページから始めるための余白ページ)

スポーツ活動をしている写真

写真

写真

写真

写真

写真

音声コード位置

第3章 計画の方向性

音声コード位置

1 基本理念

「千代田区第4次基本構想」で掲げる「生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。」という人々の暮らしのめざすべき姿の実現に向けて、スポーツ政策の基本的な考え方(基本理念)を定めます。

〔基本理念〕

スポーツで輝き、つながる人と未来 希望の都心 ちよだ

「スポーツで輝き」▶ 本区の唯一無二の地域資源を生かし、年齢、性別、国籍、障害の有無、在住・在勤・在学といった枠を超えて、誰もが自分らしい関わり方でスポーツを楽しむ環境をつくる、“スポーツの力を通じて人生が輝き、地域に交流が広がるまち”を目指します。

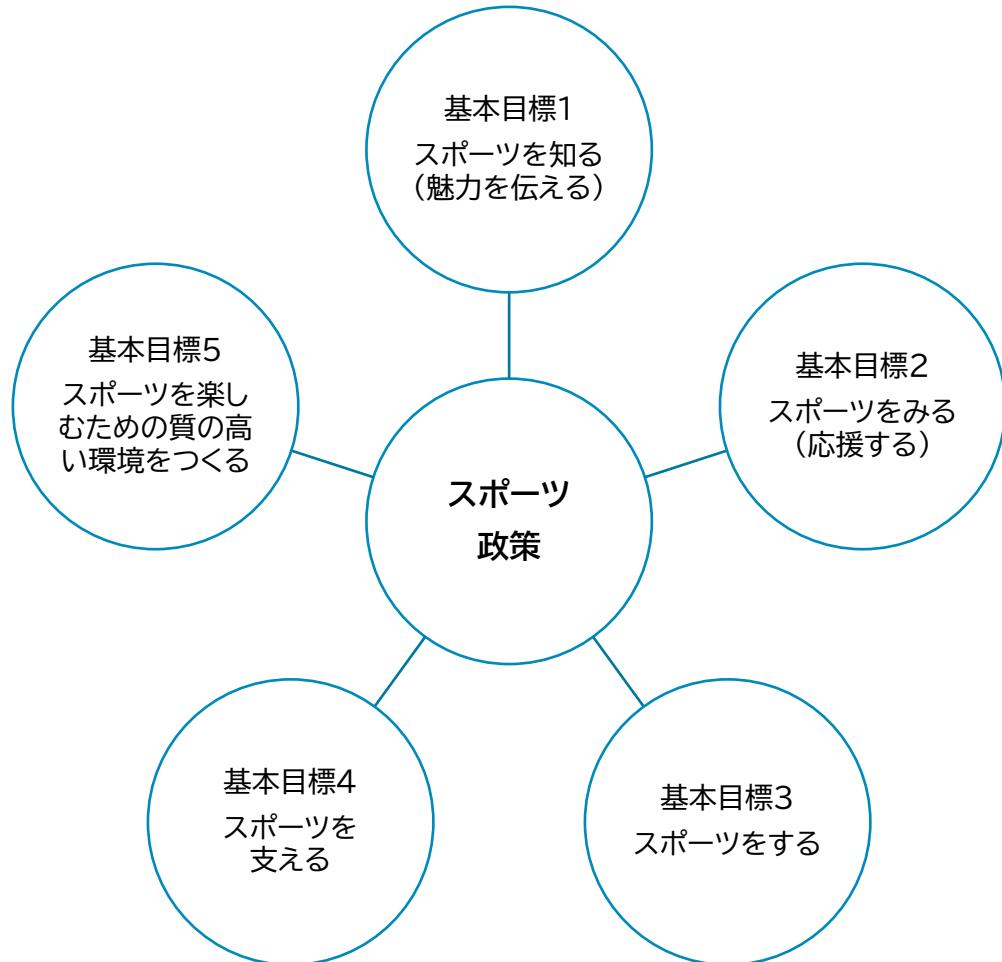
「つながる人と未来」▶ 地域に根付くスポーツ活動を本区のスポーツ・レガシー※として大切にしながら、関係者や団体等と力を合わせて、人と人がつながり、伝統と未来が調和する、“持続可能なスポーツ文化の継承”を目指します。

「希望の都心」▶ 多様な人々が集う『都心・千代田』という地域特性を最大限に生かし、スポーツの力によって人と人がつながり、ふれあいが広がることにより、一人ひとりの幸福度向上と地域の活力を高め、個人と社会のウェルビーイングの実現に寄与する、“スポーツによる希望に満ちたまちづくり”を目指します。



2 基本目標

基本理念の実現に向けた基本目標を設定します。



基本目標1 スポーツを知る(魅力を伝える)

パラスポーツやeスポーツ等のさまざまなスポーツを体験できる場を広げ、誰もがスポーツの魅力と楽しさに出会えるきっかけを増やします。

基本目標2 スポーツを見る(応援する)

年齢や国籍、障害の有無を問わず、誰もがスポーツを見る楽しさ、応援する楽しさと喜びを感じ、スポーツの感動を共有する環境をつくります。

基本目標3 スポーツをする

子どもから大人まで、誰もが自分に合った方法で体を動かし、忙しい生活中でも無理なく楽しめるよう、スポーツの輪を広げます。

基本目標4 スポーツを支える

地域のスポーツ団体・クラブ、学校、企業等と力を合わせて、伝統ある地域活動を大切にしながら、誰もがスポーツを楽しく続けられる基盤をつくります。

基本目標5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる

新しいスポーツセンターや公園等、誰もが気持ちよく体を動かせる場所を増やしながら、デジタルの力も生かして、安心してスポーツを楽しむための質の高い環境をつくります。

音声コード位置

3 施策体系

スポーツで輝き、つながる人と未来 希望の都心 ちよだ

基本理念	基本目標	施策	取組名
	1 スポーツを知る (魅力を伝える)	1.1 スポーツの魅力・情報の発信 1.2 誰もが参加できるスポーツの体験機会	① スポーツの大会、講習会等に関するガイドブックの発行 ② スポーツ・レクリエーション活動に関する情報紙の発行 ③ 拡充 誰にでも届く情報発信手段の活用 ④ 拡充 パラスポーツ、e スポーツ、ニュースポーツを体験できる機会の提供 ⑤ マルチスポーツの普及に向けた体験会への支援
	2 スポーツを見る(応援する)	2.1 スポーツイベントの観戦機会の充実 2.2 高齢者や障害者の観戦を支援	⑥ 拡充 スポーツイベントの観戦機会の提供 ⑦ 拡充 スポーツイベントでの専用観覧席の設置等の実施
	3 スポーツをする	3.1 子どもの運動量の十分な確保、スポーツを通じた人間形成 3.2 すべての世代のスポーツ習慣の定着を支援 3.3 障害者のスポーツの推進 3.4 高齢者のスポーツの推進 3.5 地域のスポーツイベントの充実	⑧ 拡充 幼児・児童・生徒のための教室の実施 ⑨ 子どもの居場所づくりへの支援 ⑩ 児童センター・児童館でのスポーツ活動の実施 ⑪ 子どもの遊び場の確保 ⑫ 拡充 スポーツ教室・週間プログラムの実施 ⑬ スポーツ開放の実施 ⑭ スポーツ施設の区民利用の促進 ⑮ 講座・講習会パワチャード制度の実施 ⑯ 日曜青年教室の実施 ⑰ レクリエーション機会の提供 ⑱ 新規 障害児のためのスポーツ教室 ⑲ 高齢者のための運動プログラムの実施 ⑳ 生活機能低下防止事業の実施 ㉑ 高齢者活動センターでのスポーツ活動の実施 ㉒ 拡充 幅広い区民が参加できるスポーツイベントの開催 ㉓ スポーツを気軽に楽しめる講習会の充実 ㉔ スポーツ大会を活用した地域の活性化 ㉕ コミュニティスクール主催のスポーツイベントへの支援
	4 スポーツを支える	4.1 地域のスポーツ団体への支援 4.2 地域のスポーツクラブ、サークルへの支援 4.3 指導者・パラスポーツを支える人材の確保・育成 4.4 地域のスポーツ・レガシーの継承	㉖ 拡充 スポーツ団体への補助 ㉗ 少年少女スポーツ団体への支援 ㉘ 新規 スポーツ団体との連携強化 ㉙ 総合型地域スポーツクラブへの支援 ㉚ コミュニティスクール運営委員会への支援 ㉛ スポーツ推進委員の育成・支援 ㉜ 健康づくり推進員の活動 ㉝ スポーツ指導者人材バンク制度の運用 ㉞ スポーツセンターの指導員の設置 ㉟ 区立中学校の部活動の推進 ㉟ 地域のスポーツ資源を生かした取組みの推進 ㉟ 新規 地域スポーツの記録、発信の取組み
	5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる	5.1 デジタル技術を活用したスポーツ・パラスポーツの推進 5.2 スポーツを身近でできる場・機会の確保 5.3 区立スポーツ施設の整備及び管理運営 5.4 安全で公正なスポーツ環境の整備と意識啓発の推進	㉙ 拡充 デジタル技術の活用 ㉙ 多世代参加型の e スポーツの体験イベントの開催 ㉚ 拡充 公園・広場におけるスポーツ機能の確保と地域資源の活用 ㉚ 区立施設の地域への開放 ㉛ 拡充 新スポーツセンターの整備 ㉛ 区立スポーツ施設の管理運営 ㉜ 新規 スポーツにおける熱中症対策等の推進 ㉜ 新規 スポーツ・インテグリティ強化のための取組み

音声コード位置

4 成果目標

本計画が着実に推進していることを評価するため、国や東京都をはじめとするスポーツ計画の事例を参照・参考にしつつ、区民の意識・実態に即して成果目標と目標値を設定します。

基本目標	5年後の姿	成果目標	基準	目標	出典
基本目標1 スポーツを知る(魅力を伝える)	スポーツの魅力が伝わっている	スポーツを大切と感じる区民の増加	69.6% (R6)	75% (R12)	スポーツを「大切」と感じる回答割合 (18歳以上区民アンケート)
基本目標2 スポーツを見る(応援する)	スポーツを見たり、応援したりする楽しみ方が広がっている	スポーツを観戦する区民の増加	80.6% (R6)	85% (R12)	1年間にスポーツ観戦・観覧(TV・インターネット含む)をしている回答割合 (18歳以上区民アンケート)
基本目標3 スポーツをする	スポーツの習慣化が広がっている	スポーツ実施率の向上(18歳以上)	68.4% (R6)	70% (R12)	運動・スポーツをしている頻度が「週1回」以上の割合 (区民世論調査)
基本目標4 スポーツを支える	スポーツを支える取組みが広がっている (スポーツ活動の手伝い、大会運営ボランティア等)	スポーツを支える活動をする区民の増加	11.8% (R6)	15% (R12)	1年間にスポーツを支える活動を「日 常的に・定期的に行った」と「イベン ト・大会で不定期に行った」の回答の合計割合 (18歳以上区民アンケート)
基本目標5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる	区内に質の高いスポーツ環境が整っている	区内に質の高いスポーツ環境が整っていると感じる区民の増加	R8調査	5%増 (R12)	区内のスポーツ環境に満足していると回答する割合 (区民世論調査)

音声コード位置

(次章を奇数ページから始めるための余白ページ)

スポーツ活動をしている写真

写真

写真

写真

写真

写真

音声コード位置

第4章 スポーツ施策の推進

音声コード位置

基本目標1 スポーツを知る(魅力を伝える)

1.1 スポーツの魅力・情報の発信

施策方針

大会や講習会等のスポーツ情報を、誰にとってもわかりやすく、多様な媒体で発信し、より多くの人がスポーツの魅力に気づき、参加の輪が広がるようにします。

▶スポーツを始めたいと思った時、迷わず情報にたどり着けるとよい

(スポーツちよだ未来会議)

▶世代によって情報の受け取り方が違うことを考慮する必要がある

(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
①	スポーツの大会、講習会等に関するガイドブックの発行	スポーツの大会や講習会等をまとめた「千代田区スポーツ予定事業表」、「ちよだ生涯学習ガイドブック」を発行し、区民が興味あるスポーツを見つけやすい情報を発信します。	生涯学習・スポーツ課
②	スポーツ・レクリエーション活動に関する情報紙の発行	スポーツ推進委員による地域での活動を紹介する「千代田スポーツだより」を定期的に発行し、あわせてスポーツ協会が発行する情報紙の発行を支援することで、区民が身近にスポーツを楽しむ機会を広げます。	生涯学習・スポーツ課
③	拡充 誰にでも届く情報発信手段の活用	紙媒体やホームページ、SNS、動画配信等の多様な媒体の活用と情報アクセシビリティの向上を図ります。 子ども向け情報紙の活用や学校を通じた情報発信を通じて、地域に根ざしたスポーツ情報に自然にふれる環境づくりを進めます。	生涯学習・スポーツ課

1.2 誰もが参加できるスポーツの体験機会

施策方針

パラスポーツ、e スポーツ、ニュースポーツ、マルチスポーツ等の多様なスポーツを気軽に体験する機会を増やし、より多くの人が一緒に楽しめる、世代や属性を超えてつながるスポーツの魅力を感じられるようにします。

- ▶パラリンピック後、特にボッチャへの関心が高まっている
 - ▶福祉理解や障害の理解促進につながるようなスポーツ活動を実施していく
- (関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
④	拡充 パラスポーツ、eスポーツ、ニュースポーツを体験できる機会の提供	Let's play ! パラスポーツ・eスポーツちよだ、ほりばた塾(ボッチャ講習会)、ニュースポーツ講習会等を実施し、誰もが気軽に新しい種目にふれるきっかけとなる機会の充実により、さまざまなスポーツに親しみ、参加する輪を広げます。	生涯学習・スポーツ課
⑤	マルチスポーツの普及に向けた体験会への支援	富士見スポーツ・文化クラブが主催するさまざまな種目を体験できるイベントを支援し、マルチスポーツの普及と地域での交流の広がりを促進します。	生涯学習・スポーツ課

音声コード位置

基本目標2 スポーツを見る(応援する)

2.1 スポーツイベントの観戦機会の充実

施策方針

世界大会や国内大会等のスポーツイベントを観戦する機会を提供し、区民が一流のプレーにふれることを通じて、スポーツを見る・応援する楽しさや、競技への関心に高めます。

- ▶区内は東京マラソンや世界陸上のコースになっている
 - ▶千代田区出身やゆかりのある選手を知る機会を増やす
- (スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑥	拡充 スポーツイベントの観戦機会の提供	区が後援する大会の区民枠の周知などを通じて、多くの区民がトップアスリートの活躍にふれる体験機会を一層増やし、スポーツへの関心と夢を育みます。	生涯学習・スポーツ課

2.2 高齢者や障害者の観戦を支援

施策方針

高齢者や障害者が安心してスポーツイベントや競技を観戦できるよう専用観覧席設置等を行い、観戦体験を通じて“誰もが応援の楽しさや感動を共有できるスポーツ文化”を発信します。

▶小・中学生向けにプロスポーツへの招待が時々ある
(スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑦	拡充 スポーツイベントでの専用観覧席の設置等の実施	区民体育大会やスポーツイベント等で、会場内に専用の観覧席や案内表示を設けるなど、高齢者や障害者が安心して観戦を楽しめる環境づくりを進めます。 区立スポーツ施設において高齢者や障害者が利用しやすい観戦支援の仕組みを検討します。	生涯学習・スポーツ課

音声コード位置

基本目標3 スポーツをする

3.1 子どもの運動量の十分な確保、スポーツを通じた人間形成

施策方針

幼児から中高生までの成長段階に応じた遊び場の確保やスポーツ機会の充実を図り、スポーツを通じた心身の健やかな成長、思いやり、協調性等の豊かな人間性の育成に取組みます。

どのようなきっかけや場所があると、今よりもスポーツが好きになると思う？

気軽にスポーツができる場所がある	55.0%
知らないスポーツを知ったり、やったことのないスポーツを体験できる	40.6%
苦手なことを教えてもらえる	29.2%



スポーツをだれと一緒にすることが多い？

友だち	66.1%
おうちの人	34.6%
きょうだい	27.5%



(子どもアイデアボード)

取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑧	拡充 幼児・児童・生徒のための教室の実施	スポーツセンターにおける子どもや親子を対象とした教室の充実を図り、家庭や自分で楽しみながら体を動かす習慣づくりを支援します。	生涯学習・スポーツ課
⑨	子どもの居場所づくりへの支援	放課後子ども教室でスポーツ体験を交えた活動を行い、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりと、スポーツ習慣の定着を図ります。	児童・家庭支援センター
⑩	児童センター・児童館でのスポーツ活動の実施	児童館事業や子育てひろば、中高生の居場所づくり等を通じて、身近な場所でのスポーツ活動を促進し、子どもたちの健全な成長と仲間づくりを支えます。	児童・家庭支援センター
⑪	子どもの遊び場の確保	子どもが自由にのびのびと遊べる環境づくりのため、子どもの遊び場の確保の取組みを進めるとともに、長期休暇中のスポーツ施設・学校体育館の開放を継続し、子どもが体を動かせる場を提供します。	生涯学習・スポーツ課 子育て推進課 道路公園課

3.2 すべての世代のスポーツ習慣の定着を支援

施策方針

スポーツセンターや身近な学校でスポーツをする環境づくり、バウチャー制度の利用促進を通じて、年齢を問わず、働き盛り世代や女性、元気な高齢者など、誰もが仕事や家事、学業の合間にリフレッシュしたり、多忙な生活の中で無理なくスポーツを続けることを応援します。

- ▶仕事をしていると教室等への参加がむずかしいため、平日の夜や土・日の教室があればとよい
- ▶小さな子どもがいても参加できる、もしくは預かっていただけるような状況で体を動かすことのできる機会がもう少しあればありがたい

(区民アンケート)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑫	拡充 スポーツ教室・週間プログラムの実施	スポーツセンターで運動実施率が低下する世代を対象とする取組みをはじめ、年齢や体力に応じて継続的に運動できるスポーツ教室や週間プログラムの充実を図り、区民の健康づくりとスポーツ習慣の定着を支援します。	生涯学習・スポーツ課
⑬	スポーツ開放の実施	スポーツセンターや中学校施設等で、日常的にスポーツを楽しめ、継続できる環境を提供します。	子ども施設課 生涯学習・スポーツ課
⑭	スポーツ施設の区民利用の促進	スポーツセンターの区民無料開放日を継続し、気軽に施設を利用できる機会を広げます。	生涯学習・スポーツ課
⑮	講座・講習会バウチャー制度の実施	講座や講習会の受講費用の一部を補助するバウチャー制度の利用を促進し、区民が自分に合ったスポーツを学び、継続的に取組むきっかけを広げます。	生涯学習・スポーツ課

音声コード位置

3.3 障害者のスポーツの推進

施策方針

地域や関係団体等と協力しながら、スポーツ教室やレクリエーション活動の充実を図り、障害児・障害者・その家族がスポーツを通じて体を動かすことの楽しさにふれ、交流や社会参加にもつながる取組みを進めます。

- ▶障害者が気軽にスポーツできるところを増やす
 - ▶パラスポーツの企画を増やす
- (スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑯	日曜青年教室の実施	四区レクリエーション大会やスポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者が生き生きとスポーツを楽しみながら交流を広げる機会を創出します。	生涯学習・スポーツ課
⑰	レクリエーション機会の提供	千代田区立障害者福祉センターえみふるで「スマイルちよだ」などを実施し、誰もが楽しめるレクリエーションの場を通じて、心身のリフレッシュと地域でのつながりが広がる環境をつくります。	障害者福祉課
⑱	新規 障害児のためのスポーツ教室	一人ひとりの特性に応じた指導を行う障害児を対象とした水泳教室を開設し、子どもの頃から運動の楽しさと達成感を感じられる機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課

3.4 高齢者のスポーツの推進

施策方針

高齢者一人ひとりに適した運動プログラムや生活機能低下防止の取組み等を実施し、高齢者が仲間とともに楽しく体を動かす機会の拡充を通じて、健康寿命の延伸に寄与します。

▶高齢者も「身体を動かすこと」に関心を持ち、積極的に参加できるような案内、手続きの簡略化、施設の充実をお願いしたい
(区民アンケート)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑯	高齢者のための運動プログラムの実施	高齢者が無理なく継続できる運動プログラムを実施し、自立した生活の維持と健康寿命の延伸を支援します。	在宅支援課
⑰	生活機能低下防止事業の実施	運動・栄養・社会参加の3つのバランスがとれたフレイル対策事業を通じて、高齢者が心身ともに元気に暮らし続けられることを支えます。	在宅支援課
⑱	高齢者活動センターでのスポーツ活動の実施	高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」にある高齢者活動センターでスポーツプログラムを提供し、体力維持と仲間づくりを通じて、生きがいづくりを支援します。	在宅支援課

音声コード位置

3.5 地域のスポーツイベントの充実

施策方針

区民体育大会や各種講習会の開催、スポーツ協会やコミュニティスクールが主催する多様なスポーツイベントの支援を通じて、気軽に参加でき、健康づくりと交流を広げるスポーツの気運を高めていきます。

- ▶企業・大学・大使館などと連携したスポーツイベントを実施するとよい
 - ▶年代層を限定せず、全世代を対象にしたイベントを実施するとよい
- (スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
②	拡充 幅広い区民が参加できるスポーツイベントの開催	親子で楽しめるスポーツ・レクリエーションや子どもから大人まで年齢や経験に応じてさまざまな競技に参加できる区民体育大会などのスポーツイベントを開催し、幅広い区民が集い、地域の一体感と健康づくりの楽しさをより一層広げます。	生涯学習・スポーツ課
③	スポーツを気軽に楽しめる講習会の充実	スポーツ協会主催の各種講習会への支援、ニュースポーツ、民踊、ボッチャ等の講習会の開催を通じて、スポーツを気軽に楽しむ人の拡大を図ります。	生涯学習・スポーツ課
④	スポーツ大会を活用した地域の活性化	区民スポーツ大会やスポーツ協会主催の各種大会を支援し、スポーツによる交流と地域の活力向上を促進します。	生涯学習・スポーツ課
⑤	コミュニティスクール主催のスポーツイベントへの支援	神田さくら館の親子プールまつりやコミュニティスクール交流祭を支援し、スポーツ活動を通じて、世代を超えた交流と地域のつながりを深めます。	生涯学習・スポーツ課

基本目標4 スポーツを支える

4.1 地域のスポーツ団体への支援

施策方針

スポーツ団体と少年少女スポーツ団体の主体的な活動を支援し、子どもから大人まで誰もが楽しく体を動かせるよう、団体と行政が力を合わせて地域スポーツの基盤強化に取組みます。

- ▶団体運営者や指導者の高齢化が進んでおり、新規会員も減少している
- ▶若い世代の参加が少ない
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑥	拡 充 スポーツ団体への補助	スポーツ協会の運営支援のより一層の充実とともに夏期ラジオ体操会の活動支援を通じて、地域のスポーツ団体が安定的に活動できる環境を整え、区民が身近に参加できるスポーツ振興を支えます。	生涯学習・スポーツ課
⑦	少年少女スポーツ団体への支援	夢の島東少年野球場と江戸川河川敷少年サッカー場の運営、施設利用補助を通じて、次世代を担う子どもたちの健全な育成とスポーツを通じた成長を支える環境を提供します。	生涯学習・スポーツ課
⑧	新 規 スポーツ団体との連携強化	スポーツ団体への事業移管等による連携強化を図り、団体の創意工夫を生かしながら、地域の実情に即したスポーツ活動を広げます。	生涯学習・スポーツ課

音声コード位置

4.2 地域のスポーツクラブ、サークルへの支援

施策方針

総合型地域スポーツクラブとコミュニティスクールの主体的な運営を支援し、子どもから大人までが身近な場所でスポーツを楽しみながら、健康と交流が生まれる地域づくりを進めます。

- ▶活動が高齢者の健康維持・体力向上につながっている
- ▶定年退職後の新たな交流の場として機能している
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑨	総合型地域スポーツクラブへの支援	富士見スポーツ・文化クラブへの補助を通じて、地域住民が世代や競技の枠を超えて多様なスポーツに親しめる環境を支援し、地域に根ざした持続的なスポーツ活動の推進を図ります。	生涯学習・スポーツ課
⑩	コミュニティスクール運営委員会への支援	地域毎のコミュニティスクール運営委員会を支援し、地域と学校が連携して企画・運営する取組みを通じて、子どもから大人までが参加できる地域スポーツと学びの場を広げます。	生涯学習・スポーツ課

4.3 指導者・パラスポーツを支える人材の確保・育成

施策方針

スポーツ推進委員等の指導者や支援者の計画的な確保・育成を図り、誰もが安心して楽しめる地域スポーツやパラスポーツの輪を広げる持続可能な人材基盤を構築します。

- ▶ 地域でのユニバーサルスポーツ指導者の育成が必要となる
- ▶ 指導者が高齢化のため、新しい指導者の確保が課題である
(関係団体等ヒアリング)
- ▶ スポーツボランティアを行う機会を増やすとよい
(スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
①	スポーツ推進委員の育成・支援	研究会の開催や全国研究協議会への派遣を通じてスポーツ指導者の知識と実践力を高め、区民や地域の主体的なスポーツ活動を支える体制を充実します。	生涯学習・スポーツ課
②	健康づくり推進員の活動	研修会の実施や自主講座・講習会の開催を通じて地域における健康づくりの担い手を育成し、区民の自発的な健康づくりの意識向上を促進します。	地域保健課
③	スポーツ指導者人材バンク制度の運用	地域の団体や学校と指導者をつなぐ人材バンク制度の活用を通じて、スポーツを支える活動の普及と指導者の確保・育成に取組みます。	生涯学習・スポーツ課
④	スポーツセンターの指導員の設置	スポーツセンターの個人開放事業等に指導員を配置し、安全で質の高い指導体制を整えます。	生涯学習・スポーツ課
⑤	区立中学校の部活動の推進	部活動への講師派遣を行い、教員の負担軽減を図りながら、生徒の多様なスポーツ活動の場を確保します。	指導課

音声コード位置

4.4 地域のスポーツ・レガシーの継承

施策方針

本区が発祥の地であるラジオ体操会をはじめ、地域に根付いたスポーツ活動・大会等の支援と、参加の輪を広げる取組みを通じて、参加者と担い手の裾野をさらに広げ、本区独自の誇れるスポーツ・レガシーを未来へつなげます。

- ▶ラジオ体操は地域それぞれが工夫しながら運営している
- ▶コロナ禍の影響で参加者が減少している
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑥	地域のスポーツ資源を生かした取組みの推進	夏期ラジオ体操会への支援などを通じて、地域に長く親しまれている「健康づくり」と「地域のつながり」を深める取組みを区内全体へ広げて継承します。	生涯学習・スポーツ課
⑦	新規 地域スポーツの記録、発信の取組み	区内のスポーツイベントの活動や地域で活躍する人々を記録し、動画や広報媒体を通じて広く情報発信することにより、地域のスポーツの歩みを未来につなぎ、参加意欲と誇りを高めます。	生涯学習・スポーツ課

基本目標5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる

5.1 デジタル技術を活用したスポーツ・パラスポーツの推進

施策方針

デジタル技術を活用して、誰もが参加できるスポーツ事業を推進し、スポーツを通じて「健康(健康寿命の延伸)」と「つながり(共生社会の形成)」を区全体に広げます。

- ▶誰もが楽しめる e スポーツやマイナースポーツが盛んになるとよい
(スポーツちよだ未来会議)
- ▶e スポーツへの関心がある人が約3割に上り、中でも若い年代で高くなっている
(区民アンケート)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑧	拡充 デジタル技術の活用	スポーツセンター・グラウンドの利便性を向上するために、デジタルやAI(人工知能)技術を活用した、新たな機能や取り組みを検討します。	生涯学習・スポーツ課
⑨	多世代参加型のeスポーツの体験イベントの開催	「Let's play! パラスポーツ・eスポーツちよだ」を通じて、子どもも高齢者も楽しめる多様なスポーツ体験の場を提供します。	生涯学習・スポーツ課

音声コード位置

5.2 スポーツを身近でできる場・機会の確保

施策方針

公園・広場や学校施設等の地域資源を活用して、スポーツを安全に楽しめる場を増やし、身近な場所で健康増進や世代を超えた交流が広がるようにします。

- ▶スポーツが好きになるきっかけについて、「気軽にスポーツができる場所がある」が第1位
(子どもアイデアボード)
- ▶子どもがスポーツを地元の友達とやろうと思っているても、気軽に使う環境がない
(区民アンケート)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
④	拡充 公園・広場におけるスポーツ機能の確保と地域資源の活用	区内の公園・広場において、区民が身近な場所で安全に体を動かせる環境を確保するとともに、スポーツを楽しめる機能を充実させることで、身近でスポーツができる場を提供します。また、外濠公園総合グラウンドについては、国指定史跡としての価値の啓発・活用に取組みます。	道路公園課 文化振興課
④	区立施設の地域への開放	学校の校舎や校庭を、学校教育活動に支障のない範囲で町会や区民自主サークル等の活動の場所として提供するとともに、区民施設も活用しながら、地域に開かれたスポーツの場を広げ、区民の交流と地域スポーツの活性化を図ります。	子ども施設課 学務課 高齢介護課 生涯学習・スポーツ課

5.3 区立スポーツ施設の整備及び管理運営

施策方針

本区のスポーツ拠点となる新スポーツセンターの整備、区立スポーツ施設の適切な管理運営に取組み、快適性・安全性・利便性が高く、誰もが利用したくなるスポーツ環境の充実を図ります。

- ▶施設の利用時間の拡大、予約方法等、より使いやすくなる工夫をしてほしい
(スポーツちよだ未来会議)
- ▶バリアフリー対応の充実は重要である
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
②	拡充 新スポーツセンターの整備	新スポーツセンターの整備と整備期間中の活動場所を確保することで区民が継続的に運動や交流を楽しめるスポーツ拠点の形成を図ります。	生涯学習・スポーツ課
③	区立スポーツ施設の管理運営	スポーツセンター、花小金井運動施設等の区立スポーツ施設を適切に管理・運営し、利用者の利便性向上と施設機能の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課

音声コード位置

5.4 安全で公正なスポーツ環境の整備と意識啓発の推進

施策方針

スポーツ活動の安全管理と公正性を確保する体制を強化し、倫理教育・相談支援等を通じて、誰もが安心して参加できる安全で健全なスポーツ環境を実現します。

写真

取組番号	取組名	主な取組内容	所管
④	新規 スポーツにおける熱中症対策等の推進	気温や湿度等の天候に応じたグラウンドの予約キャンセルの受付やスポーツにおける熱中症等の対策をするための設備や備品の充実を図ることで、安全かつ安心してスポーツを行える環境を整備します。	生涯学習・スポーツ課
⑤	新規 スポーツ・インテグリティ強化のための取組み	区事業のスポーツ指導者等を対象に、精神的・身体的な苦痛を与える行為となるハラスメント防止研修の実施や相談窓口の周知、各団体の健全運営の仕組みであるガバナンス強化に向けた取組みへの支援等を通じて、誰もが安心してスポーツに取組める環境を区内に広げます。	生涯学習・スポーツ課



コラム／スポーツ・インテグリティとは

- スポーツ・インテグリティとは、スポーツにおける「誠実性・健全性・高潔性」のことです。ドーピングや八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態を指します。東京都では、スポーツにおける不正や差別、ハラスメント等の根絶等を図るため、競技団体の役員や指導者に向けた研修等を実施しています。(出典:東京都スポーツ推進本部)
- 「スポーツ基本法」は令和7年6月に一部改正されました。この改正では、公正で安全なスポーツ環境を確保するため、公正性・透明性・ハラスメント防止・事故防止・ガバナンス強化等、スポーツ・インテグリティに関する国・自治体の責務が大幅に強化されました。

第5章 計画の推進

音声コード位置

1 計画の推進体制

▶推進体制

本計画の推進にあたっては、区民をはじめ、多くの人や組織がそれぞれ主体的にスポーツに関わり、本区でスポーツの価値が高まるよう、相互に連携と協働を図りながら取組みます。

▶各主体への期待・役割

区民・地域	<ul style="list-style-type: none">自分らしくスポーツを楽しみ、日常的に実践や応援、イベント参加、パラスポーツへの関わりを通じて、スポーツ文化の担い手となることを期待します。スポーツを通じて地域や社会とのつながりを深めることを期待します。
スポーツ団体・サークル スポーツ指導者	<ul style="list-style-type: none">主体的なスポーツ活動、適切な指導、スポーツイベント開催等を通じて、スポーツの楽しさを広める一翼を担うことを期待します。スポーツ・レガシーの継承とともに、スポーツを通じた合理的配慮の普及、地域コミュニティの活性化等、より良い社会形成に寄与することを期待します。
企業	<ul style="list-style-type: none">従業員と家族の健康づくり、地域・団体・行政との連携、企業の有する資源(施設、技術、人材等)等を通じて、スポーツの価値向上を図ることを期待します。
学校 保育所・幼稚園 こども園	<ul style="list-style-type: none">教育・保育活動において、子どもたちが体を動かす機会やスポーツを通じて学びあう機会の充実を図り、体力向上、多様な体験、自己肯定感、協調性等を育み、健康と人間的成長に寄与することを期待します。障害児やスポーツが不得手な子ども等も含め、誰もが自分らしい方法でスポーツに関わることのできる機会の確保を期待します。
区(行政)	<ul style="list-style-type: none">区内の生涯学習・スポーツ、教育、福祉、まちづくり等の分野間連携の一層の推進を図るとともに、関係機関等と連携しながら、スポーツ習慣の定着と誰もが安全にスポーツを楽しめる環境整備を進めます。スポーツの価値を高める施策の推進におけるリーダーシップを発揮します。

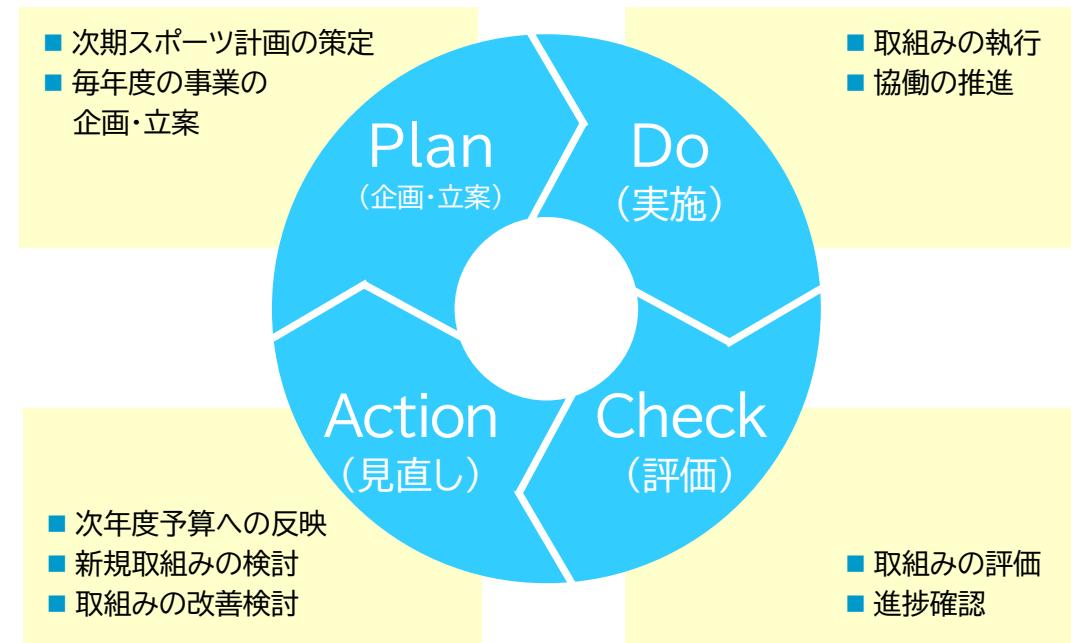
2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルに沿って施策及び事業の点検・評価を定期的に実施し、成果目標に向けて施策の継続的な見直しを図ります。

PDCAサイクル

施策や事務事業の企画・立案、実施、評価、見直し(Plan-Do-Check-Action)のサイクルを継続して行うことにより、施策や事務事業を見直し、その結果を実施方法の改善や予算へ反映させる手法をいう。

資料:千代田区参画・協働ガイドライン(平成26年4月策定)



(次章を奇数ページから始めるための余白ページ)

スポーツ活動をしている写真

写真

写真

写真

写真

写真

音声コード位置

資料編

音声コード位置

1 千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会

①設置要綱

千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会設置要綱

令和7年5月1日
7千地生ス発第126号

(設置)

第1条 千代田区スポーツ振興基本計画(以下「スポーツ振興基本計画」という。)の策定にあたり、様々な視点を踏まえ検討するため、千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

(1)スポーツ振興基本計画の策定に関する事項

(2)その他、千代田区長(以下「区長」という。)が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

(1)学識経験者

(2)一般社団法人千代田区スポーツ協会の役員等

(3)千代田区スポーツ推進委員協議会の役員等

(4)総合型地域スポーツクラブの役員等

(5)千代田区健康づくり推進員

(6)スポーツ競技の関係者

(7)パラスポーツ競技の関係者

(8)小学校、中学校又は中等教育学校の教職員

(9)地域振興部文化スポーツ担当部長

(10)その他区長が必要と認めた者

2 委員会の委員は、13名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からスポーツ振興基本計画が策定された日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、区長が指名する委員をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会を代表して総括し、委員会の議長となる。
 - 4 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の招集は、委員長が行う。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席(音声及び映像の送受信により相互の状態を即時に認識しながら通話をすることができる方法による出席を含む。)がなければ会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、地域振興部生涯学習・スポーツ課において処理する。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附則(令和7年6月30日7千地生ス発第507号)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

音声コード位置

②委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
1 寺 田 佳 代	国際基督教大学 教養学部 保健体育プログラム 課程准教授	委員長
2 菅 野 豊	一般社団法人千代田区スポーツ協会 会長	副委員長
3 植 田 浩 敏	千代田区スポーツ推進委員協議会 会長	
4 飯 田 加世子	富士見スポーツ・文化クラブ 運営委員	
5 田 口 純 子	千代田区健康づくり推進員	
6 水 野 智佳子	元オリンピック日本代表	
7 藤 田 勝 敏	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 スポーツ振興部長	
8 美 越 英 宣	千代田区立番町小学校 校長	
9 野 村 公 郎	千代田区立九段中等教育学校 統括校長	
10 中 田 治 子	千代田区 地域振興部 文化スポーツ担当部長	

2 計画策定の経過

日程	会議等	内容等
令和6年12月2日～12月25日	区民アンケート	18歳以上の区民 2,000人(無作為抽出) 回答 842人(有効回答率42.1%)
令和7年1月～3月	関係団体等ヒアリング	区内で活動するスポーツ団体 53団体等 回答 37件(回答率69.8%)
令和7年6月23日	第1回千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会	委員長・副委員長選出 (1)計画の策定趣旨、スケジュールについて (2)現行計画の進捗状況について (3)令和6年度調査について
令和7年8月1日	スポーツちよだ未来会議	公募(在住・在勤・在学) 8名
令和7年9月8日	第2回千代田区スポーツ振興基本計画庁内検討会	(1)計画素案の検討について (2)計画の方向性について
令和7年10月5日	子ども意見ボード	区民体育大会に訪れた子どもからの意見収 意見数 300件
令和7年11月5日	第1回千代田区スポーツ振興基本計画庁内検討会	(1)千代田区スポーツ振興基本計画について (2)施策・事業体系案について (3)今後のスケジュールについて
令和7年11月17日	第3回千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会	(1)前回委員会の振り返りについて (2)計画素案について

音声コード位置

3 区内スポーツ関連施設一覧

①区内にあるスポーツに関する施設

施設名	施設内の設備等	住所
スポーツセンター	主競技場	内神田2-1-8
	卓球場	
	剣道場	
	柔道場	
	弓道場	
	相撲場	
	トレーニングルーム	
	多目的室	
	プール	
	ゴルフレンジ	
昌平童夢館 (コミュニティスクール)	プール	外神田3-4-7
	体育館	
	屋上校庭	
	多目的ホール	
神田さくら館 (コミュニティスクール)	プール	神田司町2-16
	体育館	
	校庭	
	多目的ホール	
麹町小学校 (コミュニティスクール)	プール	麹町2-8
	体育館	
	校庭	
富士見みらい館 (コミュニティスクール)	プール	富士見1-10-3
	体育館	
	軽音楽スタジオ	
九段小学校	体育館	三番町 16
お茶の水小学校	プール	神田猿楽町 1-1-1
	体育館	
	校庭	

施設名	施設内の設備等	住所
和泉小学校 ちよだパークサイドプラザ	プール	神田和泉町1
	体育館	
	多目的ホール	
麹町中学校	武道場	平河町 2-5-1
神田一橋中学校	武道場	一ツ橋 2-6-14
	体育館	
九段生涯学習館	レクリエーションホール	九段南1-5-10
いきいきプラザー一番町	プール	一番町12
外濠公園総合グラウンド	競技場	五番町先
	テニスコート(2面)	
花小金井運動施設	軟式野球場(2面)	小平市花小金井南町3-2-7
夢の島東少年野球場	少年軟式野球場(2面)	江東区夢の島
江戸川河川敷少年サッカー場(賃貸借)	少年サッカー場	埼玉県三郷市岩野木先
スポーツ開放校	麹町中学校体育館	
	神田一橋中学校体育館	
	旧今川中学校体育館	
	旧練成中学校体育館	
校庭開放校	区立小学校 8校	

音声コード位置

②千代田区の公園・広場等

施設種別	施設名	施設内の設備等
区立都市公園 広場等	宮本公園(外神田 2-16-9)	
	芳林公園(外神田 3-5-18)	
	東郷元師記念公園(三番町 18)	健康遊具
	練成公園(外神田 6-11-19)	
	錦華公園(神田猿楽町 1-1-2)	
	淡路公園(神田淡路町 2-27)	
	西神田公園(西神田 2-3-11)	健康遊具
	神田児童公園(神田司町 2-2)	
	神田橋公園(神田錦町 1-29)	
	佐久間公園(神田佐久間町 3-21)	
	三宅坂小公園(隼町 4-3)	
	龍閑児童公園(岩本町 1-14-1)	
	常盤橋公園(大手町 2-7-2)	
	清水谷公園(紀尾井町 2-1)	
	千鳥ヶ淵公園(麹町 1-2、一番町 2)	健康遊具
	九段坂公園(九段南 2-2-18)	
	富士見児童公園(富士見 1-1-16)	
	神保町愛全公園(神田神保町 2-20-3)	
	和泉公園(神田和泉町 1)	
都立公園 國民公園	秋葉原公園(神田佐久間町 1-18)	
	内神田尾嶋公園(内神田 1-5-14)	健康遊具
	外濠公園(五番町、富士見 2 丁目、九段北 4 丁目)	
	小川広場(神田小川町 3-6)	フットサルコート・バスケットゴール
	北の丸公園(北の丸公園 1-1)	
	皇居外苑(皇居外苑 1-1)	
	日比谷公園(日比谷公園 1-6)	

4 用語解説

五十音	用語	説明
アルフ アベツ ト	AR、VR	AR(拡張現実)は、現実世界にデジタル情報を重ねる技術です。スポーツではフォームや動作の解析、年齢や運動能力に関係なく楽しめるスポーツ等に活用されています。VR(仮想現実)は、仮想の世界に入り込む技術です。ゴーグルを装着した仮想空間で技術の習得や、臨場感あふれるスポーツ観戦、対戦型スポーツ等に活用されています。
	SNS	「Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の頭文字をとったもので、インターネット上で人と人がつながり、情報や写真・動画をやり取りできるサービスのことです。
あ行	アスリート	高い競技力を持つスポーツ選手のことです。
	アーバンスポーツ	アーバンスポーツは、エクストリームスポーツ(速さや高さを極限まで追求し、過激で華麗な離れ業を競いあうスポーツ)の中で都市での開催が可能なものの総称で、「都市型スポーツ」「ストリートスポーツ」とも呼ばれます。種目はボルダリング、BMX、スラックライン、パルクール、スケートボード、3×3(バスケットボール)等ですが、特に種目を限定するものではありません。
か行	コミュニティスクール	本区のコミュニティスクールは、小学校の授業や区の事業などが行われない時間帯に区立複合施設を一般に開放する事業です。
さ行	情報アクセシビリティ	年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが必要な情報にたどり着き、利用できることをいいます。
	スポーツボランティア	団体や大会の運営等に報酬を目的としないで手伝いや支援を行う人のことをいいます。
	スポーツ・レガシー	スポーツを通じて生まれる「次世代に残すべき遺産(レガシー)」のことをいいます。
な行	ニュースポーツ	年齢・体力・経験に関係なく、誰でも気軽に参加しやすい“新しいタイプのスポーツ”的総称です。伝統的な競技スポーツ(野球・サッカー等)とは異なり、ルールがわかりやすい、体力差が出にくい、初心者でも楽しめる、みんなで一緒にプレーできるといった特徴があります。
は行	フレイル	加齢によって筋力や認知機能、気力や社会性が低下する「心身の虚弱状態」のことです。健康と要介護の中間にあたり、早期に気づいて運動・栄養・社会参加等で予防や改善が可能です。
ま行	マルチスポーツ	マルチスポーツは、子どもたちが複数のスポーツを同時期に行うことを指します。同時に複数のスポーツを経験することは身体機能の向上やケガの防止だけではなく、複数の仲間(コミュニティへの所属)を通じて、子ども自身の社会性や協調性などを育む教育的な意義もあります。スポーツ庁は令和6年度よりジュニア期の子どもたちを対象に、我が国に適した「日本型マルチスポーツ」環境の構築を図るべく、新たな取組みをスタートさせました。

音声コード位置

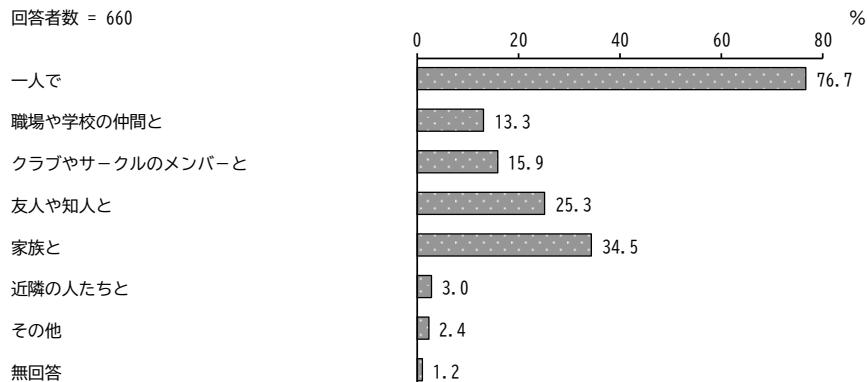
5 区民アンケート

本計画の策定にあたり実施した区民アンケート(18歳以上 842人回答)から、「第2章 スポーツに関する現状と課題」の中で用いたアンケート結果を掲載します。

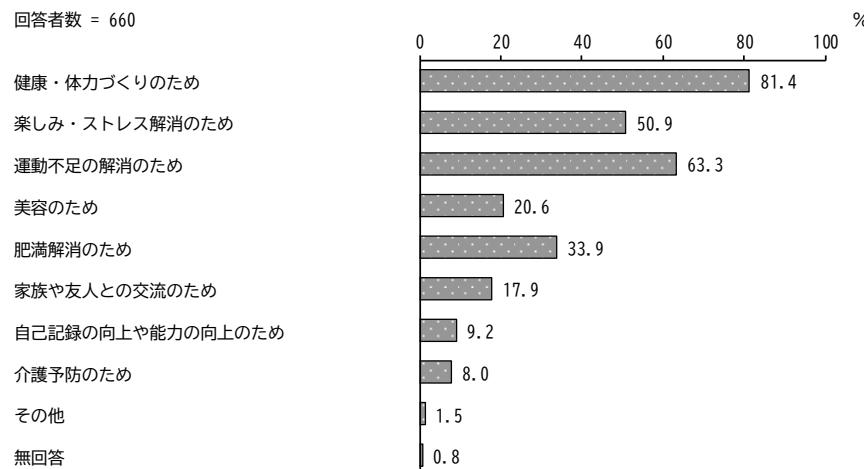
スポーツを大切だと感じる気持ち(問6)



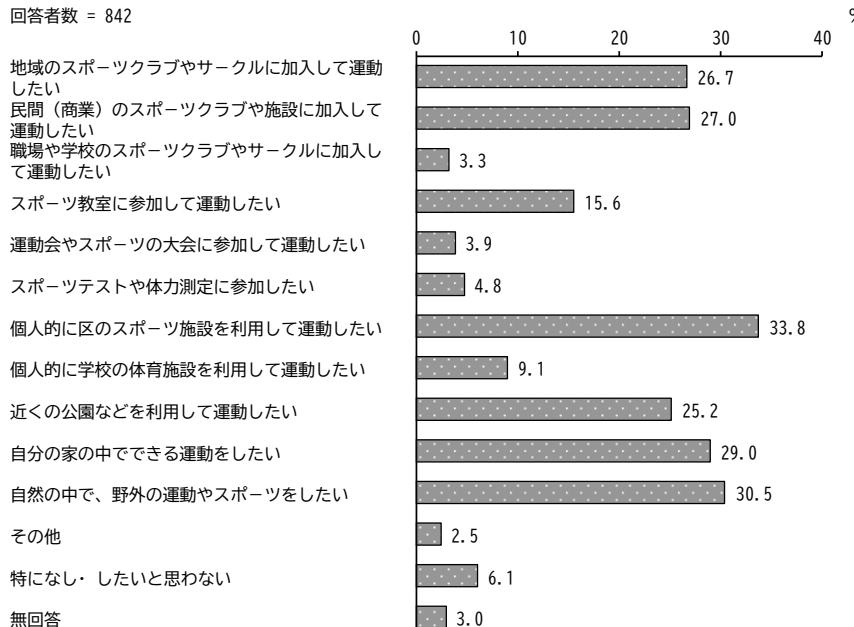
1年間に一緒にスポーツをした相手(月1回以上行っている人が対象)(問7-5)



スポーツを行う目的(月1回以上行っている人が対象)(問7-2)



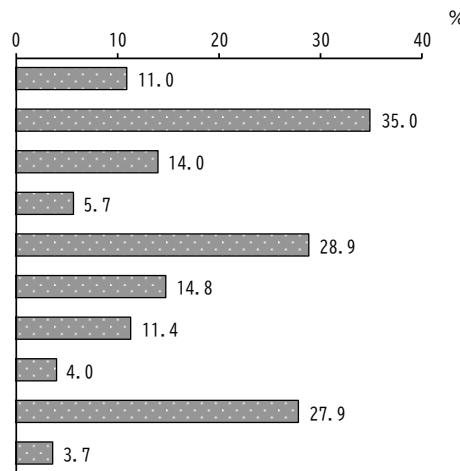
スポーツをしたい機会や場所(問9)



今後参加したいスポーツイベント(問10)

回答者数 = 842

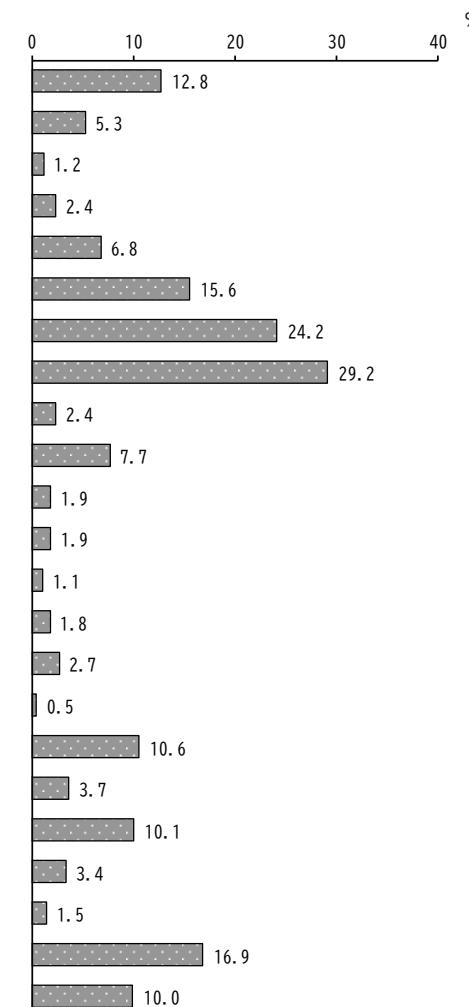
- 本格的にスポーツを楽しめるイベント（マラソン大会や競技会等）
誰もが楽しめるイベント（ウォーキングやレクリエーション的なスポーツ体験会等）
近隣住民が交流できるイベント（学校・地域の運動会や地域主催のスポーツ体験会等）
同じ職場の人同士が交流できるイベント（社内運動会やボウリング大会等）
スポーツの指導、講習が受けられるイベント
介護予防など健康づくりをテーマにしたイベント
体力テスト、スポーツテストなど
その他のスポーツイベント
特になし
無回答



今後利用したいスポーツ施設(問12)

回答者数 = 842

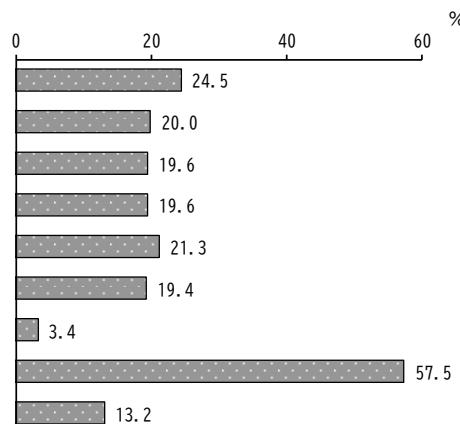
- 体育館
卓球場
武道場
弓道場・アーチェリー場
多目的スタジオ
トレーニングルーム
スポーツジム・スポーツクラブ
屋内温水プール
屋外プール
テニスコート
野球場（ソフトボール場合む。）
サッカー場（フットサル場合む。）
陸上競技場
多目的グラウンド
アイススケート場
インラインスケート・スケートボードコート
ランニングコース（ジョギングやウォーキングを含む。）
サイクリングコース
ゴルフ場
ボウリング場
その他
なし
無回答



1年間の区立スポーツ施設等の利用状況(問13)

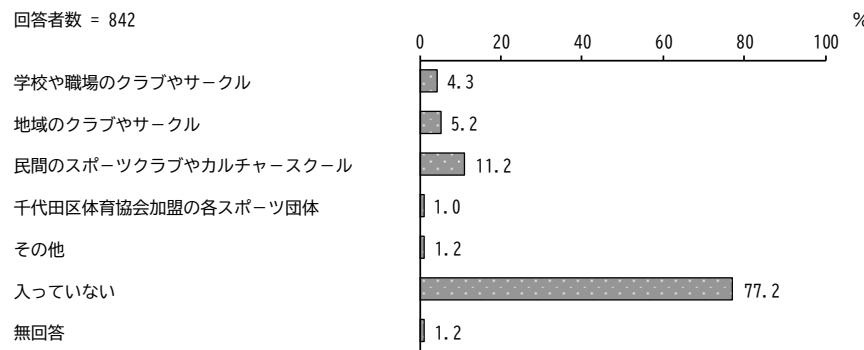
回答者数 = 842

- スポーツセンター
外濠公園総合グラウンド（野球・サッカー）
外濠公園総合グラウンド（テニス）
花小金井運動施設
コミュニティスクール（麹町・富士見・千代田・昌平小学校）
中学校の体育館利用（スポーツ開放）
その他
利用したことがない
無回答

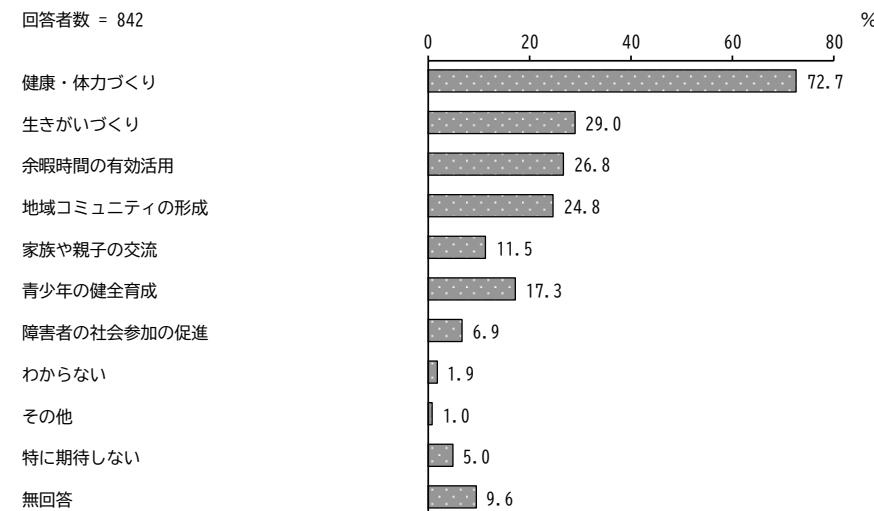


音声コード位置

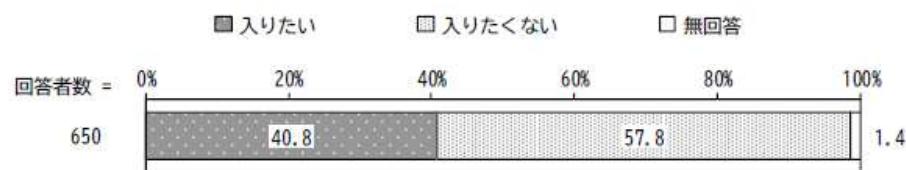
スポーツのクラブやサークルなどの入会状況(問 14)



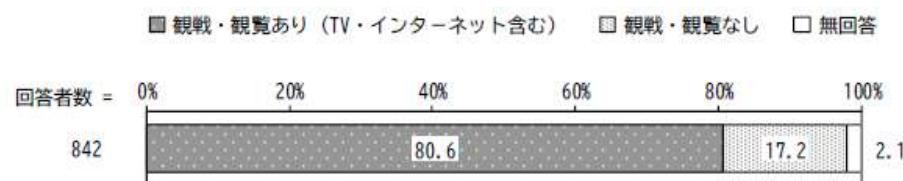
地域スポーツ活動に期待する効果(問 21)



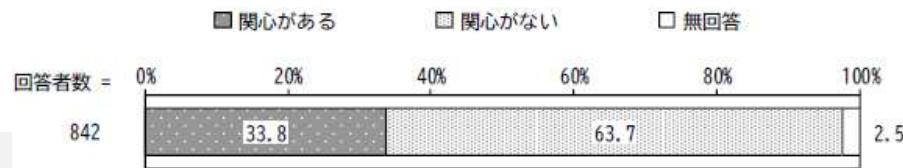
スポーツのクラブやサークルへの加入希望(入会していない人が対象)(問 14-2)



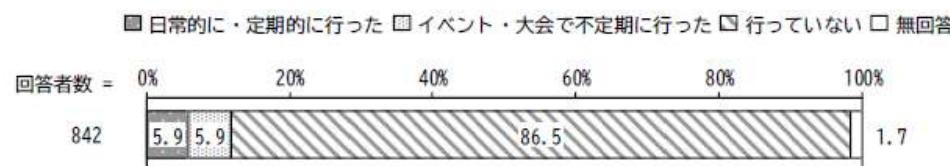
1年間のスポーツの試合や大会の観戦経験(問 22)



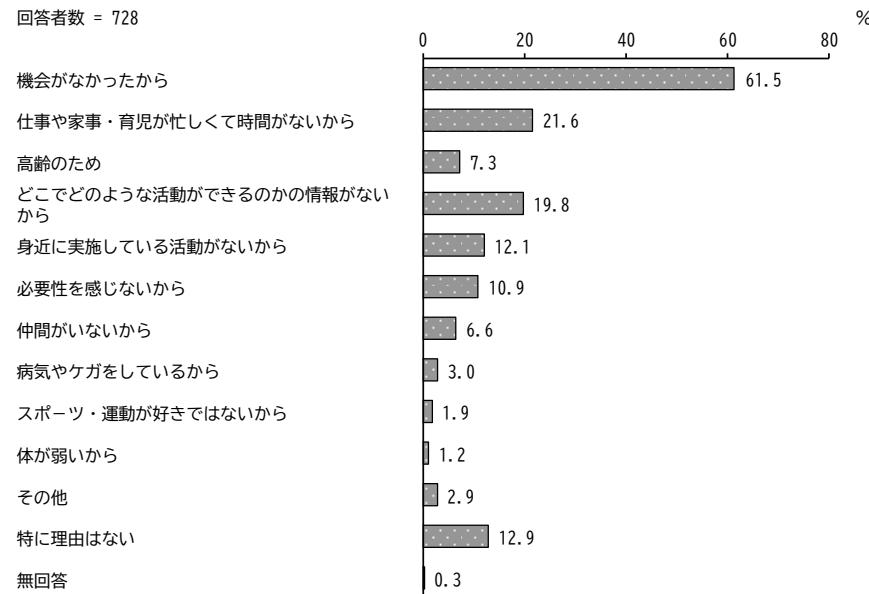
障害者スポーツへの関心(問 17)



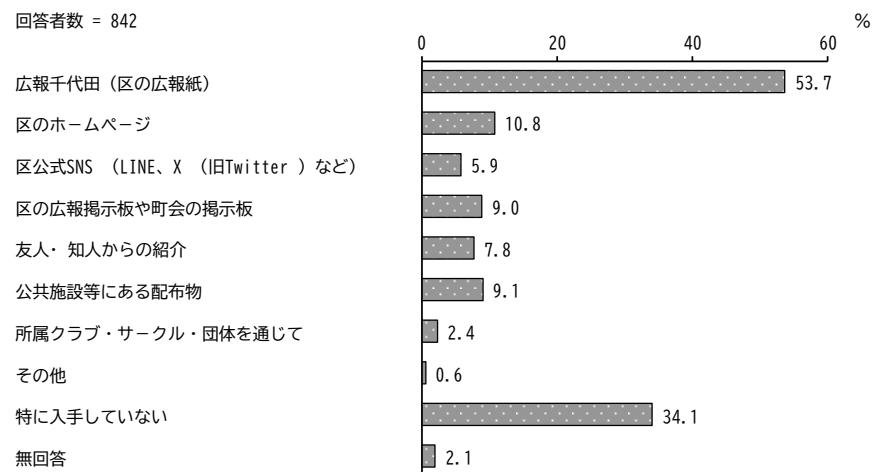
1年間のスポーツを支える活動の実施経験(問 24)



スポーツを支える活動を行わなかった理由(行っていない人限定)(問 24-2)



区内スポーツ情報の入手方法(問 26)



音声コード位置

6 子どもアイデアボード

本計画の策定にあたり実施した子どもアイデアボード(区民体育大会に訪れた子ども(中学生以下) 300 件)から、「やってみたいスポーツ」「こんなあそびがあつたらいいな」についての意見を掲載します。

【未就学児】

種目・スポーツ	件数
サッカー	18
スイミング(水泳、プール、泳ぐ)	14
ダンス	12
かけっこ(走るの、リレー)	6
バスケットボール(バスケ)	5
野球	5
体操	4
テニス	3
バドミントン	3
バレーボール(バレー)	2
ボール遊び(小さい子供ができるボールあそび)	2
ジャンプ	2
トランポリン	2
チアダンス	1
おにごっこ	1
スケート	1
ラグビー	1
砂遊び	1
相撲	1
メリーゴーランド	1
ピアノ	1
なわとび	1
鉄棒のうしろまわり	1
剣道	1
いろんなスポーツ	1

【小学校低学年】

種目・スポーツ	件数
水泳、スイミング	16
バスケットボール	13
サッカー	13
ドッヂボール	10
ダンス	7
野球	6
バレーボール	6
テニス	3
剣道	2
リレー	2
逃走中！(ハンター逃走中)	2
縄跳び(二重飛び)	2
バドミントン	1
スケート	1
ローラーブレード	1
体操	1
チアリーディング	1
のぼりぼう	1
ジャンケンおにごっこ	1
ドッヂビー	1
卓球	1
ピアノ	1
マラソン	1
一輪車	1
棒高跳び	1
小さい子といっしょにできること	1
みんなが楽しくあそべるあそび！	1
トランポリン	1
柔道	1
ゴールボール	1
勝ち負けなしのみんな楽しめるあそび	1
ゴルフ	1
ボウリング	1
空手	1

【小学校高学年】

種目・スポーツ	件数
ダンス	8
バスケットボール	5
バレーボール	5
バドミントン	4
空手	3
卓球	3
ドッヂボール	3
テニス	2
水泳	2
ろくむし	2
ドッヂビー	2
アーチェリー	2
体操	1
スケート	1
バレエ	1
剣道	1
ボウリング	1
ボッチャ	1
性別・体力を問わないスポーツ	1
てんか	1
縄跳び	1
柔道	1
スキー	1
おにごっこ	1

【中学生以上】

種目・スポーツ	件数
ダンス	2
つなひき	1
陸上	1
テニス	1
卓球	1
ボルダリング	1
Yoga	1

音声コード位置

第3期 千代田区スポーツ振興基本計画

令和8年3月

発行・編集 千代田区地域振興部生涯学習・スポーツ課

〒102-8688 千代田区九段南一丁目2番1号

電話:03-3264-2111(代表)

■ (仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会を設置し、委員からの意見を踏まえて (仮称) 新九段生涯学習館基本構想を策定する。

1 検討体制

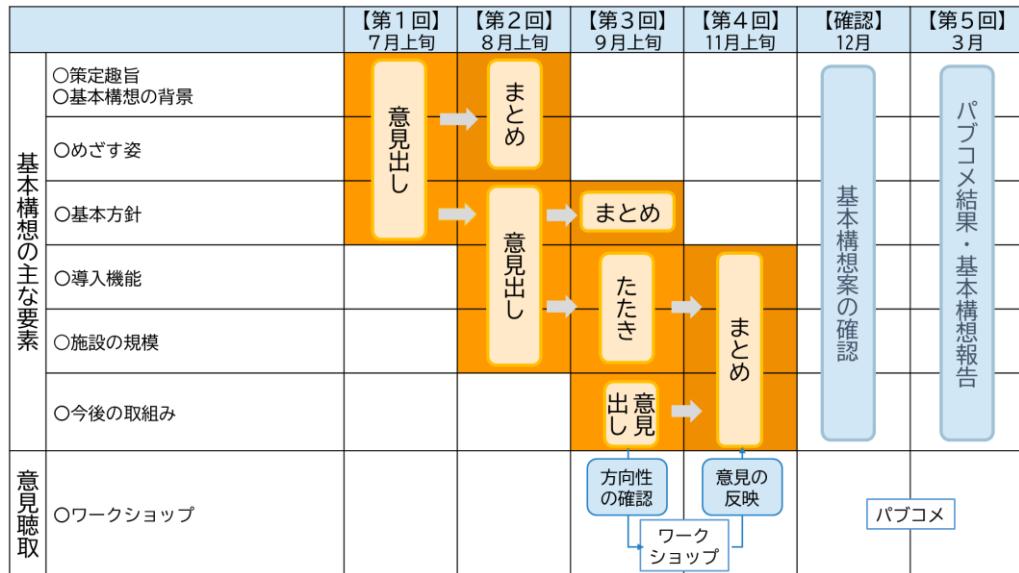
(1) (仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会を設置

- ・学識経験者や団体関係者で構成する基本構想検討会を実施し、基本構想に記載する事項を検討した。
- (団体関係者) 千代田区文化芸術協会/千代田区障害者共助会/社会教育委員会
千代田区文化連盟/千代田区青少年委員会

(2) 利用者ワークショップを実施

- ・検討会で取りまとめた目指す姿や基本方針、施設の導入機能等に関して、ワークショップを開催し利用者意見を聴取

2 検討経緯



3 現施設の課題

- 施設が閉鎖的な印象を与え、利用者も限定されている。
- 諸室の構成や広さがニーズに合っていない。
- 活動が各部屋で完結し、交流できるスペースや仕掛けが不足している。
- 活動の発表や情報提供の場が不足している。

4 検討会から導き出された主なキーワード

学びの場	○生涯学習について発信する場 ○様々な活動をしている人がいる ○自分たちの活動をもっと発表する場を設ける
多世代 多様な人	○若い人が訪れる場所にする ○子どもたちの遊び場 ○若い人が文化に触れられる場所 ○今後は対象を若い世代にシフトしていく
千代田区の コミュニティ	○若者を引き込む（地域に囚われずに利用してもらう） ○千代田区の文化的背景を踏まえる ○千代田区の良さを発信する
社会の ウェルビーイング	○地域の幸福感 ○地域への貢献 ○個人だけでなく、個人をとりまく場が持続的に良い状態 ○自分だけでなく、他者や社会について考える ○在勤者も含め「輪」を広げていく必要がある
マルチステージ型 人生	○人生100年時代の学習観の転換 ○学校教育だけではない生涯にわたる学習 ○誰もが学び続ける
「場」づくり	○「場」に根差した学び ○学びを通した「場」づくり ○身近な学びの「場」

5 めざす姿

学び、つながり、未来へ 「九段から始まる学びのサードプレイス」

⇒多世代の交流を通じ、学び合いが広がり、文化を継承しながら地域がいっそう豊かになっていくイメージ案

※サードプレイス：自宅や職場とは異なる、居心地の良い「第三の場所」

6 基本方針

1	多様な人々が交わり、日常に開かれた、居心地のよい交流空間をつくります。 【多世代、多様な人、場づくり、交流空間、談話・休憩・飲食、若者、子ども】
2	生涯を通じて自分らしく学び続け、地域や社会とつながる“活動の場”を提供します。 【個人・社会のウェルビーイング向上、マルチステージ型人生、コミュニティ、発信発表、在勤者】
3	千代田の歴史と文化に根ざし、世代を超えて学びが息づく場をつくります。 【学びの継承・連続性、歴史・地域性、「場」に根差した学び、過去→現在→未来のつながり】
4	変化する社会に対応し、学びや挑戦を生み出す、柔軟で持続可能な施設とします。 【デジタル技術、多様なニーズにこたえる可変性ある空間設計、九段ならではの魅力を高める】
5	誰もが安心して、気持ちよく利用できる、安全で快適な施設とします。 【運営・サービス、バリアフリー、ユニバーサルデザイン】

(仮称) 新九段生涯学習館基本構想について

7 導入機能と各諸室

検討会での意見を踏まえ、5つの導入機能と各諸室を次のとおり整備します。

活動エリア

①「座学系の活動」機能

- ・会議室
- ・和室
- ・創作室

交流エリア

③「展示・発表」機能

- ・ギャラリー

新規機能

④「オープンな活動空間」機能

- ・談話スペース

新規機能

⑤「談話・休憩・飲食」機能

○会議室

- ・利用率を踏まえて、各部屋の規模や室数を整理します。
- ・可動間仕切りによって、人数に応じて柔軟にスペースを活用できるようにします。
- ・活動の見える化を図るとともに、明るく開放的な空間とします。使い勝手のよい部屋の形・設えを検討し、一部の部屋には防音性能を検討します。



○和室

- ・和室（大）、和室（小）を1室ずつ整備します。
- ・規模は現状を維持しつつ、機能を更新して利用率の向上を図ります。



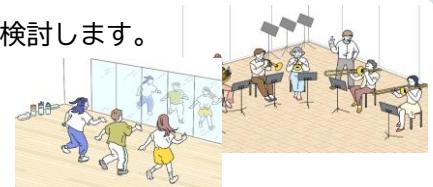
○創作室

- ・利用率や利用実態を踏まえ、活動スペースの規模は縮小、電気炉等を置く準備室は拡充して整備します。
- ・陶芸専用の部屋から、創作活動全般で多目的に利用できる部屋への転換により、利用率の向上を図ります。



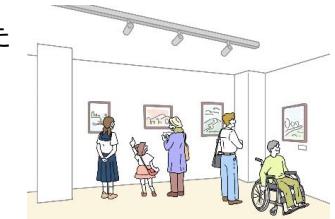
○運動音楽室

- ・利用実態を踏まえ、各部屋の面積を増やす方向で検討します。また、利用実態を踏まえ、大部屋や中部屋、小部屋（スタジオ）を整備して、部屋数を増やし機能を拡充します。
- ・運動や音楽でも利用できるような設えとします。



○ギャラリー

- ・利用者の交流する機会を増やせるようエントランスロビーの一部として導入します。
 - ・展示だけでなく、生涯学習のきっかけづくりを目的としたイベントを開催場所としての活用を図ります。
 - ・様々な利用者の目に触れ、施設の活気や賑わいを感じられる場所にします。
- 展示イベントの利用がないときは、待合や休憩に自由に使えるスペースとして整備します。



○談話スペース

展示機能と一体的に整備し、面積を共有することで、状況に応じて面積を増減させ、柔軟なスペース活用を図ります。

④オープンな活動空間機能

- ・生涯学習活動が個室で完結するのではなく新たな出会いやつながり、活動が生まれることに期待して、個人やグループで利用できるスペースの導入を検討します。



⑤談話・休憩・飲食機能

- ・エントランスロビーの一角に休憩スペースを整備します。
- ・活動前後の待ち合わせや打合せスペースとして飲食機能などの導入を検討します。

8 今後の取組み(予定)

○基本計画の策定

基本構想で整理した基本的な考え方に基づき、具体的な機能、設備、規模等を示す基本計画の策定に取り組みます。

○建設期間中の代替施策等

建設期間中においては、現施設で行われている各種活動が継続できるよう、代替施策を検討します。その実現にあたっては、民間施設との利用調整や連携も視野に入れ、検討を進めます。

○パブリックコメント実施

(仮称) 新九段生涯学習館基本構想 (素案)



令和8年 月

千代田区



●● 目 次 ●●

1 策定趣旨	1
(1) 策定の背景・目的	1
(2) 検討経緯	2
(3) 関連計画	3
(4) 計画地と周辺環境の概要	4
2 基本構想の背景	5
(1) 九段生涯学習館の現況	5
(2) 生涯学習を取り巻く社会動向	8
(3) 区民意見等	9
(4) 九段生涯学習館の課題	12
3 (仮称) 新九段生涯学習館の基本理念	13
(1) めざす姿	13
(2) 基本方針	13
(3) 導入機能	14
(4) 施設の機能	15
4 整備スケジュール	19
5 今後の取組み	19
(1) 基本計画の策定	19
(2) 建設期間中の代替施策等	19
巻末資料	20
検討会	20

1 策定趣旨

(1) 策定の背景・目的

九段生涯学習館は、「千代田区に住み、働き、学ぶすべての人々の生涯学習の振興を図る」ことを目的に、自主的かつ継続的な学習活動をしている区民のグループ、サークル等の団体が行う学習・研究・実習等に対して場を提供してきました。また、単なる学びの場の提供のみならず、各種サークルと区民をつなぐ手助けや、団体の活動成果を発表する機会の創出など、地域社会の活性化や区民の活動を支える重要な役割を果たしてきました。本施設は、昭和 55 年 9 月に設立以降、40 年以上にわたり生涯学習・文化芸術の拠点施設として親しまれてきましたが、施設や設備の老朽化などの課題を抱えており、機能更新の時期を迎えています。

このような中、九段生涯学習館が立地するエリアでは、「九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業」が計画され、竣工後の再開発ビルに配置する区有施設については、生涯学習館の機能更新を軸に検討していくこととしました。

そこで、新たな生涯学習館の整備にあたり、その基本的な考え方を検討するため、学識経験者や団体関係者で構成する（仮称）新九段生涯学習館基本構想検討会を設置し、検討を進めてきました。

本基本構想は、年齢や障害の有無に関わらず、すべての区民が自由に活動できる生涯学習・文化芸術活動の拠点とするため、生涯学習館の新たな整備に向けた基本的な方向性を明らかにすることを目的として策定しました。

(2) 検討経緯

基本構想の策定にあたっては、学識者及び生涯学習関係団体の方々から構成される「(仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会」を令和7年6月に設置し、千代田区の生涯学習に係る様々な視点から検討を進めてきました。

また、令和6年度から令和7年度にかけて、区民や九段生涯学習館の利用者を対象としたアンケートやワークショップなどを行い、広く意見を収集し、基本構想の検討に反映しました。

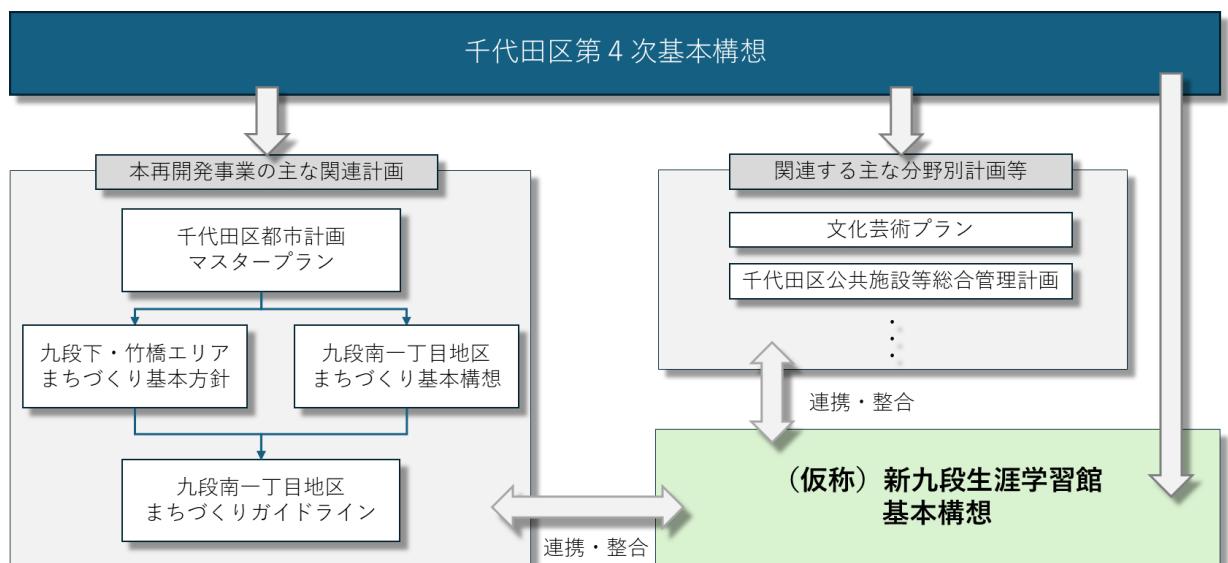
策定の主な経過

令和6年 4月～	基礎調査（現地調査、事例調査、指定管理者ヒアリング）
6月～ 7月	(仮称) 新九段生涯学習館整備に関するアンケート、(仮称) 新九段生涯学習館の整備に向けた利用団体アンケートの実施
令和7年 6月	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会 設置
7月	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会（第1回）
8月	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会（第2回）
9月	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会（第3回）
10月	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想策定に向けたワークショップの開催
11月	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会（第4回）
12月	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想（案）のとりまとめ
<以降、予定>	
令和8年 1月	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想のパブリックコメントの実施
3月	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想 策定

(3) 関連計画

本基本構想は、千代田区第4次基本構想に掲げるめざすべき姿の1つである、「生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。」の実現に向けて、新たな九段生涯学習館の整備を進めるために策定するものです。また、本基本構想は、「九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業」の進捗を踏まえ、その方向性を明らかにするものです。

(仮称)新九段生涯学習館の整備にあたっては、基本構想に示す方向性に基づき、区の関連する分野別計画との連携及び整合を図りながら、検討を進めていきます。



(4) 計画地と周辺環境の概要

1) 計画地の概要

九段生涯学習館は、「九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業」の地区内に所在しています。九段南一丁目地区は、周辺に武道館・北の丸公園など多くの来街者によるにぎやかさと内濠、日本橋川による豊かな水辺、緑を有しております、また千代田区の中枢としての区役所、図書館、高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）、九段坂病院や、国の機関等、公共施設が集積され、拠点性の高い地区です。

2) 計画地の周辺環境の概要

(ア) 高い利便性

地区内にある九段下駅は、東京メトロ東西線・半蔵門線、都営新宿線の3線が乗り入れ、都内の地下鉄アクセスの主要な結節点として機能している。

(イ) 周辺の自然環境

牛ヶ淵、清水濠、日本橋川といった水辺空間や、北の丸公園の緑地空間に近接している。

(ウ) 歴史文化資源

地区内には戦争体験を伝えるしょうけい館、周辺には昭和館、武道館、靖国神社、築土神社等の地区固有の歴史文化が存在する。

(エ) 行政機能の集積

地区周辺には千代田区役所、千代田図書館、高齢者総合サポートセンター、東京法務局、麹町税務署といった多様な行政機能が集積している。

(オ) 周辺の動向

環状1号線（内堀通り）の整備事業が進行している。

位置図



配置図



出典：東京都都市整備局、「九段南一丁目地区市街地再開発組合の設立を認可します」。東京都公式サイト。
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2025/11/2025110702> (参照 2025-11-21)

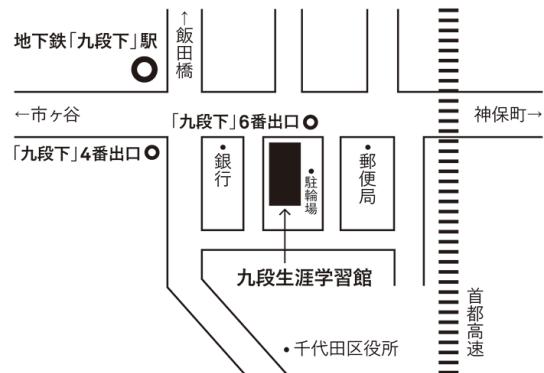
2 基本構想の背景

(1) 九段生涯学習館の現況

1) 施設の概要

九段生涯学習館は、千代田区に住み、働き、学ぶすべての人々の生涯学習の振興を図るための生涯学習の拠点施設です。九段下駅の出入口前に位置し、利便性の高い場所に立地しています。昭和 55 年に開設し、築 40 年以上が経過しています。

敷地面積	532.43 m ²
建築面積	436.72 m ²
延床面積	九段生涯学習館：2,817.33 m ² 区営九段住宅：895.14 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（地下 1 階、地上 9 階、塔屋 1 階）
主な諸室	集会室・学習室、実習室、和室、音楽視聴覚室、 レクリエーションホール、九段ギャラリーなど



九段生涯学習館の外観とアクセス

用具庫	更衣室	レクリエーションホール				6 階
多目的室		第5集会室	第6集会室	音楽・視聴覚室		5 階
第1集会室	第2集会室	第3集会室	第4集会室	実習室		4 階
和室（大）		第2学習室		託児室兼和室	第1学習室	3 階
第1会議室		第2会議室		九段ギャラリー		2 階
エントランス		事務室・受付			駐車場	1 階
機械室類・清掃用控室・更衣室						B1 階

九段生涯学習館のフロア構成

2) 主なサービスと機能

九段生涯学習館で展開されている主なサービス・機能としては、部屋の貸し出し、講座・イベントの開催、自発的学習の推進、バウチャー制度、学びの成果や情報発信、マッチング・人材育成などがあります。

九段生涯学習館で展開されている主なサービス・機能

九段生涯学習館で展開されている主なサービス・機能	
部屋の貸し出し	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習活動を行うための、集会室、和室、運動室、音楽室、実習室などの部屋と備品の貸し出し。 登録団体が対象（団体の要件：会員の半数以上が区内に在住または在勤・在学者で構成された5名以上の団体）。 午前(9:00～12:00)、午後(13:00～17:00)、夜間(18:00～21:00)の3コマで貸し出し。
講座・イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> 受講者同士の交流を通して「生涯学習」の動機づけを図る「教養講座」、児童生徒を対象に多様な活動の場や機会を設ける「ジュニアカレッジ（児童生徒余暇事業）」、異世代交流を通じて学びを深める「異世代交流事業」など、様々な世代を対象とした、様々な分野の講座の開催。 「すぽすたちよだ（スタディプログラム）」や「ちよだ生涯学習カレッジ」など、会員制（登録制）で一定期間連続して学ぶプログラムの提供。
自発的学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 区民が企画・運営する「区民自主企画運営講座」や、人材バンク登録者による「人材バンク活用講座」など、区民の自発的な学習意欲を喚起、推進するための講座の実施。 講師に対して区から補助金を支給。
バウチャー制度	<ul style="list-style-type: none"> 区内の大学やカルチャーセンターなどで講座や講習会を受講した場合に、受講料の一部を補助する制度。
学びの成果や情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 九段生涯学習館における生涯学習の取組みを区民、区内生涯団体などに周知するための、「区内生涯学習交流事業（九段フェス）」の開催。 生涯学習団体が新規会員を募集するために実施する「生涯学習団体1日公開講座事業」への助成。
マッチング・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識や技能を持つ講師に登録してもらい、区内の生涯学習サークル等に適材を紹介する「人材バンク登録制度」の運営。 ちよだ生涯学習カレッジの「学びと地域のコーディネーター」養成コース修了者に、区内での学びやコミュニティ形成に関わってもらう仕組み「学びと地域のコーディネーター」。

3) 運営

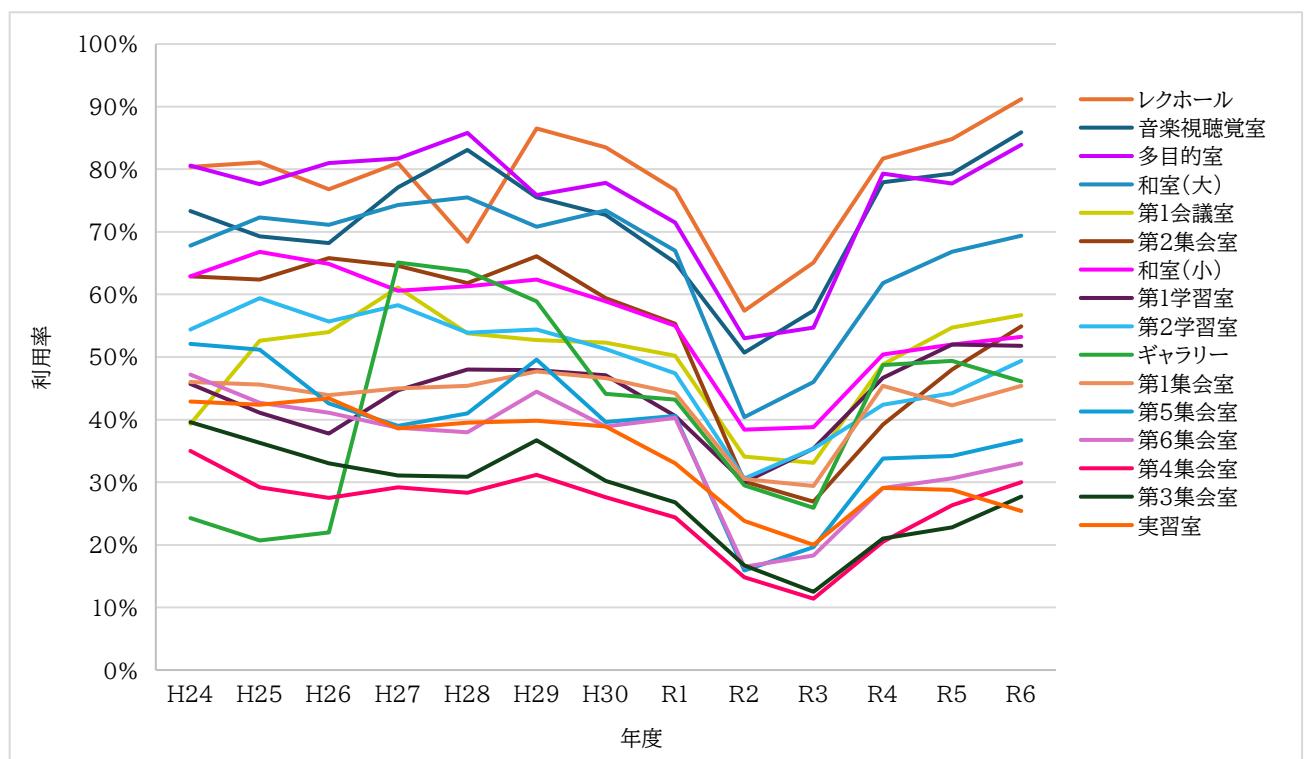
平成 19 年 4 月から、九段社会教育会館（現九段生涯学習館）及び内神田社会教育会館・総合体育館（現スポーツセンター）を一体的に運営するため、指定管理者制度を導入しています。開館時間は午前 9 時から午後 9 時までで、休館日は毎月第 3 月曜日・年末年始となっています。午前(9 時～12 時)、午後(13 時～17 時)、夜間(18 時～21 時) の 3 コマで部屋の貸し出しを行っています。(午前・夜間は 30 分延長が可能)

施設は、千代田区在住・在勤・在学者を主たる構成員とした団体が利用できます。団体利用は、あらかじめ団体の登録と会員名簿の提出が必要です。団体区分は、代表者が区内在住で会員の半数以上が区内在住の「区民自主団体」と、代表者や会員の半数以上が在勤・在学者でもよい「一般団体」の 2 種類あります。

4) 利用状況

令和 7 年 6 月 17 日現在の登録団体数は、約 450 団体となっています。令和 6 年度の利用件数は 8,000 件以上で、新型コロナウイルス感染症の収束後、利用件数は増加傾向にあります。また、利用層は女性が多く、若い世代の利用が少ない傾向が見られます。

各室の利用率の推移を見ると、平成 29 年度頃がピークとなっていましたが、令和 2、3 年度には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で低くなり、令和 4 年度以降は回復傾向となっています。レクホール、音楽・視聴覚室、多目的室など一部の部屋ではピーク時の水準を超える勢いで利用率が上昇しています。小規模な集会室や実習室は利用率が 20～30% 台と低い傾向である一方、音楽室・運動室は利用率が 80～90% 台と高い傾向となっており、部屋により利用率に大きな差が生じています。



(2) 生涯学習を取り巻く社会動向

国・都・区の計画等から、生涯学習・文化芸術活動を取り巻く社会動向に関するキーワードと、社会環境を踏まえ今後求められる方向性を次のとおり抽出・整理しました。

○ VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）の時代

VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）時代の到来により、予測が困難な状況の中で社会参画していくための生涯学習の重要性が再認識されています。

○ 少子化・人口減少や高齢化

少子化・人口減少により、生涯学習活動の担い手の高齢化や減少が課題となっています。一方で、「人生100年時代」とも言われ、学び直しの機運の高まりも見られます。

○ 人と人とのつながりの希薄化

人と人とのつながりの希薄化や地域コミュニティの弱体化などが大きな社会課題となり、生涯学習を通じた絆づくりや地域コミュニティの基盤づくりが求められています。

○ 共生社会・社会的包摶

社会的包摶を実現しようとする機運が高まる一方で、貧困の状況にある子供・障害者・高齢者・孤独・孤立の状態にある者・外国人等困難な立場にある人々に関する課題が顕在化・深刻化しており、学習機会の喪失も大きな課題となっています。誰一人取り残さない学習機会や学習環境の提供が求められています。

○ グローバル化・地球規模の課題・デジタル社会の進展

地球規模の課題や、急速に進展するデジタル社会への対応など、新たな課題への対応力・解決力が求められる中、社会の変化に応じて学び続けることが一層重要になります。

○ ウエルビーイング

精神的豊かさが重視され、個人と社会の幸せを追求する社会の実現が求められており、そういった「ウェルビーイング」の実現に向けて、生涯学習が果たす役割に期待が集まっています。

(3) 区民意見等

1) アンケート

令和6年に（仮称）新九段生涯学習館に関して、在住・在学・在勤者及び登録団体（434団体）にアンケートを実施しました。

アンケートによると、九段生涯学習館を利用したことがない区民は過半数にのぼります。利用したことがない理由として、「どのような活動やイベントがあるのか分からぬ」や「利用するきっかけがなかった」との回答が多い傾向にありました。一方で、利用したことのない方の約7割が、今後「ぜひ利用してみたい」または「機会があれば利用してみたい」と回答があり、今後の利用につながる可能性があることがわかりました。

また、九段生涯学習館以外の施設を利用する団体は約4割であり、その理由は「希望曜日・時間帯の予約ができる」が最も多いことから、曜日や時間帯によっては、部屋が不足している状況がうかがえます。※

新しい施設の方向性として、「趣味・レクリエーション」と「仲間づくり・絆づくり」が特に重視されています。また、「教養向上」、「学びのきっかけづくり」、「多様な学び」を重要と考える意見も多く、“学びの機会充実”が求められていることがうかがえます。※

新しい施設の役割として、「生涯学習に関する情報の提供」と「仲間づくりや交流機会の提供」が特に重視されています。利用団体においては「活動の成果を発表する場の提供」、一般区民においては「居場所の提供」を重要と考える意見も多くなっています。※

新しい施設に導入すべき機能・スペースとしては、待ち合わせや交流のためのロビーやフリースペースが強く望まれています。※

※（仮称）新九段生涯学習館整備に関するアンケート（令和6年度実施）、（仮称）新九段生涯学習館の整備に向けた利用団体アンケート（令和6年度実施）による。

2) 検討会における主な意見

ア 生涯学習に関する意見

○ 多様な人が関わる生涯学習の場

在勤者や若い世代を含め生涯学習の輪を広げる必要がある。

○ マルチステージ型人生—学習観の転換

学校教育を終えた後の長い人生において、一部の人だけではなく誰もが生涯にわたって学び続ける学習社会が求められている。

○ 社会のウェルビーイング—幸福感の転換

人々がつながりを持ち、社会のウェルビーイングを高めることが個人の幸福に還元されるという個人と社会の好循環が生まれる。

○ 千代田区の特性を踏まえる

千代田区の文化的、歴史的背景を踏まえ生涯学習の環境を整備することが求められている。

○ 生涯学習について発信する

多様な活動内容や成果があまり認知されておらず、積極的な発信と活動の見える化が求められている。

○ 「場」の意味と学びの形

地域は、身近な学びの「場」としての役割を担っている。地域課題や地域コミュニティの基盤づくりにおいても、学びには大きな可能性がある。「場」に根ざした学びと、学びを通した「場」づくりが重要と考えられる。

イ 現施設の各機能に関する意見

○ 会議室・集会室

- ・稼働率の低い部屋は統合、集約が可能。
- ・講座開催時には、大規模な会議室が手狭になることがある。

○ 和室

- ・可動壁の導入により汎用性を高めることが期待されるが、和室特有の雰囲気に対する需要も存在しているため、和室らしさを損なわない配慮が必要。
- ・茶室としての利用を想定し、炉の設置を求める意見が一部利用者から挙がっている。

○ 実習室

- ・利用率や実態を踏まえると、作業スペースの縮小は妥当と考えられる。一方で、作品乾燥スペースは不足しており、改善の余地がある。

○ 運動・音楽室

- ・利用率が非常に高いため、拡張したり幅広いスポーツに対応できることが望ましい。
- ・音楽系のニーズも多く、大・中・小の部屋構成や防音室の設置により、パート練習などの効率的な利用が可能となり、設備面の充実が利用率向上に寄与すると考えられる。

○ ギャラリー

- ・サークルごとに必要な広さは異なるが、可変パーティションにより調整可能な現行の広さは、概ね適切と考えられる。
- ・展示利用時以外は活用されておらず、利用率も低い状況である。自然と目に入る場所に作品等を展示することで、人々の交流機会を増やすなど、機能を兼ねた改善が可能である。

ウ 新規導入が求められる機能についての意見

○ 音楽施設機能

- ・音楽施設機能として、楽器常設・録音・配信が可能なスタジオ機能を整備することで、若年層の利用促進が期待される。

○ 談話・休憩・飲食スペース

- ・現状では休憩・待合スペースが不足しており、くつろげる環境としてカフェスペース等の整備が求められる。
- ・フリースペースのみでは管理面に課題があるため、有料カフェの導入や秩序を保つ工夫が望まれる。

○ バリアフリー機能

- ・授乳室や独立した託児室の設置により、未就学児を持つ親世代の活動参加を促進することが期待される。
- ・小規模なスペース（センサリールーム）は、障害者の利用支援のために整備が望まれる。

(4) 九段生涯学習館の課題

九段生涯学習館の現況やアンケート、検討会における意見などから、九段生涯学習館の課題を整理すると、次のとおりです。

○ 施設が閉鎖的な印象を与え、利用者も限定されている

施設の入口が狭く、個人で利用できるスペースもないため、誰でも気軽に立ち寄って利用できるオープンな雰囲気に欠けている。また、九段生涯学習館を利用したことがない区民は過半数にのぼり、若い世代の利用が少ないなど利用者層に偏りが見られることから、利用者層のさらなる拡大が求められている。

○ 諸室の構成や広さがニーズに合っていない

部屋によって利用率に大きな差があり、小規模な集会室や実習室は利用率が低いため、ニーズに合った用途や規模の見直しが求められる。一方で、音楽室・運動室は利用率が高く、曜日や時間帯によっては予約が難しい状況が生じている。

○ 活動が各部屋で完結し、交流できるスペースや仕掛けが不足している

各部屋は壁で仕切られ、外から見えない構造となっており、お互いの活動の様子を知る機会がない。また、自由に休憩や談話ができるスペースもなく、生涯学習活動を通じたつながりや広がりを醸成する空間が乏しいと考えられる。

○ 活動の発表や情報提供の場が不足している

活動の成果を発表し、広く知ってもらう場や機会は限定的となっている。また、学びのきっかけや生涯学習に関する情報発信や相談、プログラム紹介や事業案内など、自分らしく学びを始めやすくするための幅広い支援が求められている。

3 (仮称) 新九段生涯学習館の基本理念

(1) めざす姿

多世代の交流を通じ、学び合いが広がり、文化を継承しながら地域がいっそう豊かになっていく施設を目指し、(仮称) 新九段生涯学習館のめざす姿を次のとおり定めます。

学び、つながり、未来へ

「九段から始まる学びのサードプレイス」

(2) 基本方針

(仮称) 新九段生涯学習館の整備に関する基本方針は以下の5つのとおりです。

- ① **多様な人々が交わり、日常に開かれた、居心地のよい交流空間をつくります。**
世代を超えて幅広い世代と多様な価値観をもつ人々が自然に集い、交流できる場の開かれた場の整備を目指します。生涯学習の拠点としての機能に加え、日常的に利用できる空間を整備し子どもから高齢者まで多様な利用者が集まり、学びとつながりを育む環境を創出します。
- ② **生涯を通じて自分らしく学び続け、地域や社会とつながる“活動の場”を提供します。**
多様なライフステージにある人々が、自分らしく学び、活動できる環境を整えることで、個人の充実と社会全体のウェルビーイング向上を目指します。情報発信や活動の発表の機会を設け、幅広い層が参加できる仕組みを構築します。学びと交流を通じて、マルチステージ型人生を支え、地域や社会とつながる“活動の場”を創出します。
- ③ **千代田の歴史と文化に根ざし、世代を超えて学びが息づく場をつくります。**
世代を超えて人々が集い、地域に根ざした学びを深めることで、過去から現在、そして未来へと続く学びの循環を大切にします。千代田の歴史と文化を感じ、学びが息づく場を目指します。
- ④ **変化する社会に対応し、学びや挑戦を生み出す、柔軟で持続可能な施設とします。**
社会経済情勢の変化が激しく利用者のニーズが多様化する中で、時代の変化に的確に対応しながら、新たな学びや挑戦を支える環境となるよう、施設の魅力を高めます。
- ⑤ **誰もが安心して、気持ちよく利用できる、安全で快適な施設とします。**
すべての利用者が安心して心地よく過ごせるよう、質の高いサービスを目指します。

(3) 導入機能

「めざす姿」及び「基本方針」を実現するため、(仮称) 新九段生涯学習館には主に2つのエリアを設け、5つの機能を導入します。



① 「座学系の活動」機能

〔整備の方向性〕

- ・座学講座や伝統芸能の活動、絵画や陶芸等の創作活動をはじめとする座学系生涯学習活動のための部屋や備品の貸し出しを行います。

② 「運動・音楽系の活動」機能

〔整備の方向性〕

- ・ダンスやヨガなどの運動系、合唱や楽器練習などの音楽系生涯学習活動のための部屋や備品の貸し出しを行います。

③ 「展示・発表」機能

〔整備の方向性〕

- ・作品等の展示空間を提供します。
- ・生涯学習に関する情報発信の場を整備します。
- ・より多くの人に足を運んでもらえる展示空間の導入を検討します。
- ・日々の活動の成果を展示することで、情報発信の機能を持たせます。

④ 「オープンな活動空間」機能

⑤ 「談話・休憩・飲食」機能

〔整備の方向性〕

- ・交流しやすい空間を提供します。
- ・交流を促す機会を提供します。
- ・グループでの気軽な打合せや交流ができるスペースを設け、生涯学習のための使い勝手のよい部屋の形・設えを検討し、活動を通じたつながりや生涯学習活動の広がりを醸成する、オープンな活動空間を整備します。
- ・フリースペースや談話スペースなど、飲食をしながら待ち合わせや活動後の休憩をするスペースを整備します。

(4) 施設の機能

5つの導入機能に、次のとおり諸室を導入し、生涯学習を推進します。

活動エリア

① 「座学系の活動」機能

- ・会議室
- ・和室
- ・創作室

② 「運動・音楽系の活動」機能

- ・運動・音楽室
- ・スタジオ

交流エリア

③ 「展示・発表」機能

- ・ギャラリー

④ 「オープンな活動空間」機能

- ・談話スペース

⑤ 「談話・休憩・飲食」機能

① 「座学系の活動」機能

○ 会議室

〔整備の方向性〕

- ・利用率を踏まえて、各部屋の規模や室数を整理します。
- ・可動間仕切りによって、人数に応じて柔軟にスペースを活用できるようにします。
- ・活動の見える化を図るとともに、明るく開放的な空間とします。使い勝手のよい部屋の形・設えを検討し、一部の部屋には防音性能の導入を検討します。



○ 和室

〔整備の方向性〕

- ・和室（大）、和室（小）を1室ずつ整備します。
- ・規模は現状を維持しつつ、機能を更新して利用率の向上を図ります。



○ 創作室

〔整備の方向性〕

- ・利用率や利用実態を踏まえ、活動スペースの規模は縮小、電気炉等を置く準備室は拡充して整備します。
- ・陶芸専用の部屋から、創作活動全般で多目的に利用できる部屋への転換により、利用率の向上を図ります。

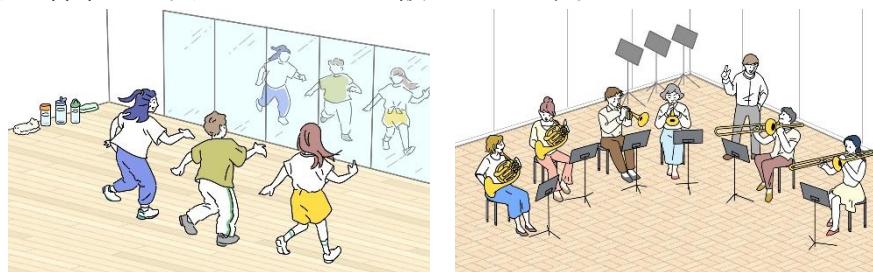


② 「運動・音楽系の活動」機能

○ 運動・音楽室

〔整備の方向性〕

- ・利用実態を踏まえ、各部屋の面積を増やす方向で検討します。また、利用実態を踏まえ、大部屋や中部屋、小部屋（スタジオ）を整備して、部屋数を増やし機能を拡充します。
- ・運動や音楽でも利用できるような設えとします。



③ 「展示・発表」機能

○ ギャラリー

〔整備の方向性〕

- ・利用者の交流する機会を増やせるようエントランスロビーの一部として導入します。
- ・展示だけでなく、生涯学習のきっかけづくりを目的としたイベントの開催場所としての活用を図ります。
- ・様々な利用者の目に触れ、施設の活気や賑わいを感じられる場所にします。展示イベントの利用がないときは、待ち合わせや休憩に自由に使えるスペースとして整備します。



④ 「オープンな活動空間」機能

⑤ 「談話・休憩・飲食」機能

○ 談話スペース

〔整備の方向性〕

展示機能と一体的に整備し、面積を共有することで、状況に応じて面積を増減させ、柔軟なスペース活用を図ります。

④ オープンな活動空間機能

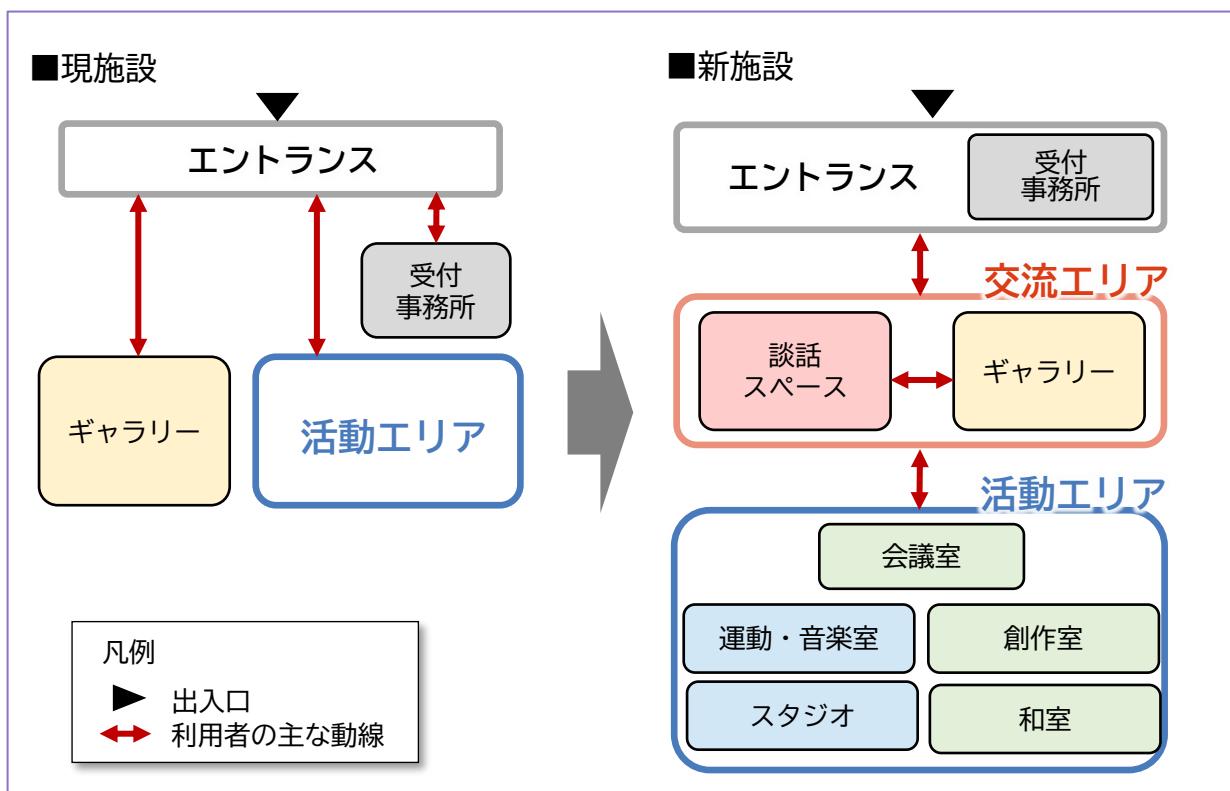
- ・生涯学習活動が個室で完結するのではなく新たな出会いやつながり、活動が生まれることに期待して、個人やグループで利用できるスペースの導入を検討します。

⑤ 談話・休憩・飲食機能

- ・エントランスロビーの一角に休憩スペースを整備します。
- ・活動前後の待ち合わせや打合せスペースとして飲食機能などの導入を検討します。

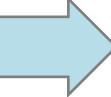


〔機能相関イメージ図〕



4 整備スケジュール

(仮称) 新九段生涯学習館の整備に向けた想定スケジュールは、以下のとおりです。

工程	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
基本構想									
基本計画									
再開発事業									
仮移転先の検討・運営									

※建築工事は、再開発事業施行者である九段南一丁目地区市街地再開発組合で実施

5 今後の取組み

(1) 基本計画の策定

基本構想で整理した基本的な考え方に基づき、具体的な機能、設備、規模等を示す基本計画の策定に取り組む予定です。

(2) 建設期間中の代替施策等

建設期間中においては、現施設で行われている各種活動が継続できるよう、代替施策を検討します。その実現にあたっては、民間施設との利用調整や連携も視野に入れ、検討を進めます。

卷末資料

検討会

① 主旨

九段生涯学習館（昭和 55 年竣工）は、「九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業」の地区内に所在している。本再開発に関する再開発ビルに配置する区有施設については、現時点で生涯学習館の機能更新を軸に検討していくこととしている。そのため、令和 7 年度は、新たな生涯学習館について検討を行うため、（仮称）新九段生涯学習館基本構想検討会を設置し、基本構想を策定する。

② 目的

（仮称）新九段生涯学習館基本構想を策定するため、学識経験者や団体関係者で構成する検討会を設置し、新たな九段生涯学習館のめざす姿や導入機能等について検討する。

③ 委員名簿

（敬称略）

分野	所属	氏名
学識経験者	国際基督教大学 教養学部 アーツ・サイエンス学科 教授	◎佐藤 千津
団体関係者	千代田区文化芸術協会	新井 巖
	千代田区障害者共助会	清水 水尾
	社会教育委員	庄司 由美子
	千代田区文化連盟	野田 健一郎
	千代田区青少年委員	村木 さをり

◎は委員長

④ 設置要綱

(仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会設置要綱

令和7年6月3日
7千地生ス発第181号

(設置)

第1条 (仮称) 新九段生涯学習館の整備に当たり、その基本的な考え方となる基本構想を策定するため、(仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) (仮称) 新九段生涯学習館基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。
- (2) その他基本構想の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから千代田区長（以下「区長」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 区内の各種団体・機関等関係者
- (3) その他区長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想が策定された日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、個別に委員の任期を定めることができる。

(委員長等)

第5条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の招集は、委員長が行う。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、地域振興部生涯学習・スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年6月3日から施行する。